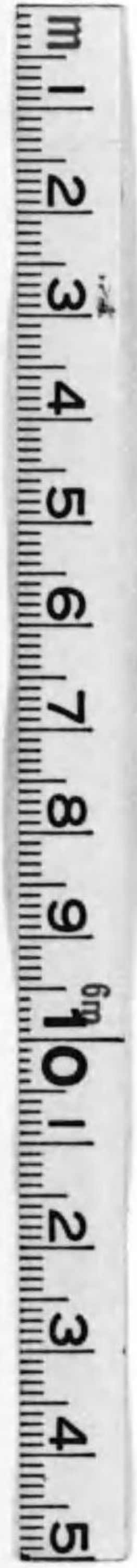


324.92-F67㉔



1200500736267

22492  
67



始



453

324.92  
F67

藤田東三著



鮮  
婚  
姻  
考

大同印書館版



## 序言

李朝實錄は承政院日記(註一)日省錄(註三)備局膽錄(註四)等の記録を基礎とし、前王代の事蹟を直筆し、之を後世に遺さんが爲め、次王即位の後、領議政以下多數の碩學鴻儒を編纂官に選任して、之を編進せしめ、僅かに四部乃至五部を印刷し、史庫を設けて儲藏したものである。即ち京畿江華島の鼎足山、全羅道茂朱の赤裳山、慶尙道奉化の太白山、江原道平昌の五臺山、平安道寧邊の妙香山の如き深山に史庫を築きて各一部を藏收し、軍隊(後には僧軍)を置きて之を守護せしめ、毎年記事官を派遣して曝書を行ひ、國王と雖も猥りに閲讀することを得ざる重要記録であつて、最も信憑すべき文献である。そして李太祖肇國より第二十五代哲宗に至るまで一千七百十六卷になつて居る(註四)。然して李朝實

録なる一部の書物があるのではなく、李朝の各王毎に編纂せられたものであつて、その實録の全體を李朝實録と總稱するに過ぎないのである。そしてその叙述の方法は日記體になつて居ること言ふ迄もない。

私は右の實録(太白山本)の中から民事法に關した記事を拔萃し、各現行民法の考へ方に従ひ、分類し、その記事から結論の得られるものは結論を導き、李朝に於ける民事法の適用を考へたいと思ふのである。先づ第一の手始めとして李朝國初より經國大典發布迄に至る民事法の適用の状態を知る爲めの材料を整理し、その中で婚姻に關する拔萃を資料として記述したのが本論文である。他の材料を整理し記述することは後日を期して之を行ひたいと思ふのである。

因に本論文成るに付いては、元京城帝國大學囑託渡邊業志氏の助力に俟つこと甚だ多いと言はねばならぬ。又京城帝國大學教授内藤吉之助氏に草稿を一讀して頂き、種々御注意を賜はりしことを附記して、

兩氏に對し感謝の意を表する次第である。

(註一) 承政院は王命の出納を掌する官衙にして、李朝定宗の時に創設し、承旨及び記事官を置き、吏、戶、禮兵、刑、工の六房に分ち、上下の政令專爲を悉く記録したが、本書はその日記であつて、今存するは仁祖元年癸亥三月十二日より李太王三十一年甲午六月二十九日に至るまで三千四十七冊である。その後官名の變る毎に承宣院日記、宮内府日記、祕書院日記、祕書監日記、奎章閣日記と改名し、隆熙四年に至つた。その改名日記は合計一百八十八冊となつて居る。

(註二) 英祖三十六年庚辰、正祖がまだ東宮であつた時より其の言動及び學問を日記して居たが、嗣位の後は奎章閣を設け、記事官を置き、承政院と同じく施政行事を共に之を記録せしめ、爾來歷代之を繼續して李王隆熙四年丁未に至つたが、二千三百三十冊になつて居る。

(註三) 備局は一に備邊司ともいふ。軍國の專務を總理する官衙にして、李朝明宗十年の創置に係る。凡そ李朝の國事は總べて領議政以下各主宰官等、王の親前に於て合議し、王の裁可を受けて之を行ひ、輕微なる事務は啓下に依りて行はるゝを常例としたのであるが、本謄録はこの備邊司の記事官の記録せる日記にして、本來よりすれば軍事上の記事を重とする筈なるも、備邊司に於ては軍事以外の重大國事まで議するに至つたので、この謄録には軍國機務の外、國事及び宮廷録事をも登載し、光海君より李太王までの記録であるが缺本となつて二百七

十三冊が現存して居る。

(註四) 以上の記述は麻生武龜氏著「李朝法典考」の凡例三頁の記載に據る。

# 目次

第一章	定婚	三
第二章	婚姻の實質上の要件	二二
第一節	同姓婚	二二
第二節	非同姓近親婚	一九
第三節	重婚	三三
第四節	再婚當事者の承諾	八一
第五節	婚姻の年齢	九
第六節	相姦者間の婚姻	二八
第三章	婚姻の形式上の要件	三三
目次		一

第四章 婚姻の制限……………二六

第一節 再 嫁……………二六

第二節 地方官と其部民との婚姻……………二六

第三節 喪中の婚姻……………二五

第四節 良賤間の婚姻……………二六

第五節 禾尺相互間の婚姻……………二九

第六節 離婚直後の婚姻……………三三

第七節 朝官と放出侍女との婚姻……………三三

第八節 逆賊子女との婚姻……………二六

第九節 僧侶の婚姻……………二四

第十節 妾との婚姻(妾を嫡妻と爲すことの禁止)……………四七

第十一節 駙馬の再娶……………二五

第五章 婚姻の無効及取消……………二五

第六章 婚姻の效力……………二七

第七章 夫婦財産制……………二七

第八章 離 婚……………二八

第一節 離 婚……………二八

第二節 離婚の原因……………二九

第三節 離婚の無効……………三〇

第四節 離婚の制限……………三八

第五節 裁判上の離婚……………三四

第九章 預 婿 婚……………三五

第十章 娶 妾……………三七

— 終 り —

朝鮮婚姻考

——李朝實錄に現れたる婚姻——

李朝國初より經國大典發布まで



## 第一章 定 婚

李朝に於ては婚姻成立の前提として定婚なる制度があつた。それは婚姻を成立せしむべき豫約と見るべきであらう。我が判例法上の婚姻豫約と同視されるべきでない。判例法上のそれは事實上の婚姻にして豫約といふべきものでないことは數多の學者の指摘する通りである。

一、太宗實錄第二十四卷十六枚表十四行、十二年九月庚子條(皇紀二千七百一十二年 西曆一千四百一十二年)

「司憲府は前判事權文毅の罪を請ふ。文毅は其の女を以て前判清州牧事金漸の子裕孫に嫁せしめんと欲し、既に定約し中變して巡禁司司直河迥の子に許して定婚す。漸は之を知り婚夕に及んで裕孫を率ゐて先きに往く。文毅は門を閉ちて納れず。漸は厲聲して而して之を叱す。文毅之を納る。迥は子を率ゐて隨つて至り、曰く今日を以て之を觀れば則ち行路の人と雖先きに至れば則ち甥(婿と同じ)となることを得るなり。文毅慚赧して對ふること能はず。迥は憲司に訴ふ。劾して罪を請ふ。命じて巡禁司に下し律を案じて科罪せしむ」(註一)

以上の記事に依れば太宗の時代に於ては定婚は一男一女の間に成立すべきものであつて、一度定婚したものが更に定婚したとき、律に照して科罪せられたのである。

二、世宗實錄第三卷十五枚裏八行、元年二月乙未條、(皇紀二千七十九年 西曆一千四百十九年)

「宣旨すらく李登の子宣は太祖の愛甥なり。其母賤しと雖も吾が妹たるなり。吾も亦之を憐愛す。曾て前知平州事平得邦と約婚し得邦之を許す。今は乃ち辭するに家貧しきを以てす。其れ得邦を義禁府の獄に下し其の由を鞫問せよ」(註二)。

以上の記事に依つても約婚の當事者は其の約婚を守らなくてはならないといふことになつて居り、違反した場合には處罰せられたものゝ如くである。

三、世宗實錄第十六卷八枚表十一行、四年五月丙寅條、(皇紀二千八十二年 西曆一千四百二十二年)

「上護軍趙賚は知申事金益精に謂つて曰く、吾が女未だ禮を成さずと雖も已に涓日(吉日を擇ぶこと)入宮の命あり。義として當に成服すべしと。益精は以て啓す。禮官に命じ禮經を稽へしむ。曾子問に曰く女を娶るに方り吉日(吉日を擇び婚禮を行ふ日を定むること)ありて而し

て死すれば如何にするや。孔子曰く壻は齊衰して而して弔し既に葬つて之を除く。夫死するも亦此の如くす。乃ち趙氏をして壽康宮に入らしめ諸嬪御(後宮に居る宮女)と與に成服せしめ其の飲膳服御供奉は宮主の例の如くす」(註三)。

此の記事に依つて吉日を涓日入宮の命あれば未だ婚姻を爲さずとも喪に服せしめた事實を認め得る。

四、世宗實錄第九十四卷五枚裏四行、二十三年十月己卯條、(皇紀二千四百一年 西曆一千四百四十二年)

「宗簿寺啓す。宗親の婚を議するの家皆既に人に許すに托して而して従はざる者は今より本寺に於て虚實を考覈し、憲府に移文す。已に人と媒妁すと雖も而かも限を過ぎて未だ婚嫁せざる者は未だ約せざる例に依りて施行せん。限を過ぎて日月を退填し、瞞冒して、實ならざる者も亦宜しく憲府に移文して痛懲すべしと。之に従ふ」(註四)。

之に依れば宗親の婚を議するの家は皆既に定婚したといふことに托して従はない者がある。今から宗簿寺に於てその眞偽を調べて憲府に移文する。已に人と媒妁しても而かも期限を過ぎて婚嫁しない者は未だ定婚せざる例に依つて行ふ。期限を過ぎて人を欺き實際定婚して居ない者も又

憲府に移文して痛懲すべしといふのが宗簿寺の啓した所である。王はその啓に従つたのである。

五、文宗實錄第一卷二十二枚裏二行、元年三月甲寅條、及二十三枚表五行、十一行、元年三月乙卯條(皇紀二千百一十一年西曆一千四百五十一年)には既に定婚した女が其の夫たるべき者の死に因りて喪に服すべきや否やに付き次の如き記事がある。

「是より先き潭陽君は將に中樞院副使南景祐の女を娶らんとす。大行王已に旨あり、但だ未だ納采せず、政府(議政府略)及慶昌府尹鄭等を召して南氏喪に服すべきや否やを議す、領議政河演等啓して曰く、禮記の曾子問に曰く、女を娶るに吉日ありて而して女死すれば之を如何にするや。孔子曰く、壻は齊衰を服して而して弔し已に葬りて而して之を除く。夫死すれば女も亦此の如くす。上曰く吉日は女家に傳教せずと雖も既に己に筮日(婚禮を擧ぐる日を占ふこと)すれば今南氏をして喪に服せしめては如何。服を釋きて後婚を許すや否や。僉曰く、既に喪に服すれば則ち婚を許すの理なし、臣等以為らく已に筮日すと雖も未だ納采せざれば則ち喪に服せしむる勿れ。上曰く、先王既に己に女家に傳教し、又己に筮日するの意は其禮文の有吉の語に合す。喪に服せしめては如何。僉曰く、禮文を以て之を考ふれば喪に服するは不可なり。人

情を以て之を論ずれば喪に服する可なり。上曰く、予の意に以為らく、喪に服する可なり、其れ禮曹をして古制を考へしめよ。禮曹啓す。今大喪に在れば潭陽君の爲に朝を停め哀を擧ぐべからず、且つ景祐の女は已に納采納幣及親迎の日を定む、喪に服することは一に成婚したる者の禮の如くせん。之に従ふ。

「工曹判書鄭麟趾啓して曰く、南景祐の女は潭陽君の喪に服すと聞く。臣が意に謂へらく、已に定日ありと曰ふと雖も然れども古制を考ふるに家禮に議婚して然る後に納采し、納采して然る後に納幣す。又請期(男家より女家に對し婚禮を行ふ日時を定むることを請ふこと)の節ありて而して後に親迎の禮を行ふ。禮記に所謂る吉日有りと納采納幣以後の事なり。今未だ納采納幣の禮を行はざれば禮記に載する所の吉日有りと謂ふものと異なるなり。且つ今日爲す所の事は當に後日の法となるべし、後日に於て宗親に此の如き類あるときは疎屬と雖も皆此の例に従ふか。景祐の女若し喪に服すれば當に夫人に封爵すべく後日當に潭陽君の祠堂に入るべし。禮記に女未だ廟見せずして死すれば、廟に祖せず、姑に拊せずして婦氏の黨に葬る、(夫家の廟に祀らずして實家に葬ること)注に以為らく未だ婦と爲らざればなり。親迎の後但だ未だ廟見せざるも尙以て未成婦と爲して而して姑に拊せず、今但だ豫め吉日を擇ぶのみにして未だ納采

納幣せざるの女を以て祠堂に拊すれば則ち先王制禮の義に於て恐らくは未だ合せざらん。上曰く、景祐の女が喪に服せざれば則ち婚を許すや。對へて曰く、君臣の間に於ては固より論ずべからず。其餘は其の喪に服せざる者は則ち國家之を置きて其の意に任從する可なり。上曰く、此の意を將て、政府に速議せよ。僉曰く、前日臣等も亦禮に違ふものあるを疑ふ。但た大行大王素定の事を以て故らに喪に服するを可なりと謂ふなり。今麟趾の啓する所禮文に合す、宜しく其議に従ふべきなりと。之に従ふ」(註五)。

六、世祖實錄第四卷二十九枚裏七行、二年七月癸未條(皇紀二千百十七年 西曆一千四百五十七年)

「前奉禮朴仁敬に女あり。讓寧大君禔の子に約婚したる後に他人と婚を爲す。司憲府に命じて之を劾せしむ」(註六)。

此の記事に依れば、婚約を結んだ後は更に他人と婚姻することは許されなかつたものと見るべきである。

七、世祖實錄第三十六卷十六枚裏六行、十一年六月辛丑條、(皇紀二千百二十六年 西曆一千四百六十六年)

「辛丑義禁府啓す。亂臣崔閔の女子玉珠は趙禮同に許嫁すと云ふと雖も然れども書幣禮同の家に出づれば則ち未だ許嫁せざること明なり。玉珠を以て永く官婢に屬せんと請ふ、追坐するなかれと命ず」(註七)。

此の記事に依れば婚約の成立するには婚書及び幣物の授受を要せしことを知ることが出来る。

八、世祖實錄第三十八卷三十九枚裏七行、十二年四月庚午條、(皇紀二千百二十七年 西曆一千四百六十七年)

「是より先潘汀なる者有り、家頗る富み一妾女子あり、歲の庚辰に南陽君洪達孫は求めて妾子儉同の妻と爲さんとし既に定約納幣して而して儉同死す。潘家は成約の故を以て喪事を助治す。其の女子も亦制服すること夫に喪するが如くす」(註八)。

註一 太宗實錄第二十四卷十六枚表十四行十二年九月庚子條

司憲府請前判事權文毅之罪文毅欲以其女嫁前判清州牧事金漸之子裕孫既定約中變而許巡禁司直可迺之子定婚漸知之及婚夕率裕孫先往文毅閉門不納漸厲聲而叱文毅納之迺率子隨至日以今日觀之則雖行路之人先至則皆得爲甥矣文毅漸不能對迺訴于憲司憲司刻請罪命下巡禁司按律科罪

註二 世宗實錄第三卷十五枚裏八行元年二月乙未條

宣旨季登之子宜 太祖愛甥也其母雖賤爲吾妹也吾亦憐愛之曾與前知平州事平得邦約婚得邦許之今乃辭以家貧其下得邦干義禁府獄鞠問其由

註三 世宗實錄第十六卷八枚表十一行四年五月丙寅條

上護軍趙養謂知申事金益精曰吾女雖未成禮已有涓日入宮之命義當成服益精以啓命禮官稽禮經曾子問曰取女有吉日而死如何孔子曰婿齊衰而弔既葬而除之夫死亦如之乃令趙氏入憲康宮與諸嬪御成服其飲膳服御供奉如宮主之例

註四 世宗實錄第九十四卷五枚裏四行二十三年十月己卯條

宗簿寺啓宗親議婚之家皆托已許人而不從者請自今本寺考覈實移文憲府雖已與人媒約而過限未婚嫁者依未約例施行過限而退填日月瞞冒不實者亦宜移文憲府痛懲 從之

註五 文宗實錄第一卷二十二枚裏二行及二十三枚表五行十一行元年甲寅及乙卯條

先是潭陽君將娶中樞院副使南景祐女 大行王已有旨但未納采召政府及慶昌府尹鄭等議南氏服喪與否領議政河演等啓曰禮記曾子問曰娶女有吉日而女死如何孔子曰婿齊衰而弔既葬而除之夫死亦如之 上曰吉日雖不傳教于女家既已筮日今使南氏服喪何如釋服後許婚乎否僉曰既服喪則無許婚之理臣等以爲雖已筮日未納采勿令服喪 上曰 先王既已傳教于女家又已筮日意其合於禮文有吉之語服喪何如僉曰以禮文考之服喪不可以人情論之服喪可也 上曰予意以爲服喪可也其令禮曹考古制禮曹啓今在大喪不可爲潭陽君停朝舉哀且景祐女已定納采幣幣及親迎之日服喪一如成婚之禮從之  
工曹判書鄭麟趾啓曰臣聞南景佑女服潭陽君服臣意謂雖日已有定日然考古制家禮議婚然後納采幣幣又有請期之節而後行親迎之禮記所謂有吉日者納采幣幣以後之事也今未行納采幣幣之禮與記所載有吉日者異矣且今日所爲之事當爲後日之法後日宗親如此之類雖疎屬皆從此例乎景佑女若服喪當封爵夫人後日當入潭陽君之祠堂記女未廟見而死不祔于姑葬于婦氏之黨注以爲未成婦也親迎之後但未廟見尙以爲未成婦而不祔于姑今但以預擇吉日而未納采幣幣之女祔于祠堂則於先王制禮之義恐未合也 上曰景佑女不服喪則許婚乎對曰君臣之間固不可論其餘不服其喪者則國家置之任從其意可也 上曰將此意

連議于政府僉曰前日臣等亦疑有違於禮但以 大行大王素定之事故謂服喪可矣今麟趾所啓正合禮文宜從其議從之

註六 世祖實錄第四卷二十九枚裏七行二年七月癸未條

前奉禮朴仁敬有女約婚於讓寧大君禮子後與他人爲婚 命司憲府劾之

註七 世祖實錄第三十六卷十六枚裏六行十一年六月辛丑條

義禁府啓亂臣崔岡女子玉珠雖云許嫁於趙禮同然書幣出於禮同之家則未許嫁明矣請以玉珠永屬官婢 命勿追坐

註八 世祖實錄第三十八卷三十九枚裏七行十二年四月庚午條

先是有潘汀者家頗富有一妾女子歲庚辰南陽君洪達孫求爲妾子儉同之妻既定約納幣而儉同死潘家以成約之故助治喪事其女子亦制服如喪夫焉

## 第二章 婚姻の實質上の要件

### 第一節 同 姓 婚

李朝時代に於ては、婚姻は同本同姓間には成立せしむることを得ない。然し同姓でも郷貫を異にすれば婚姻することを得たものの如くである。尤も續大典には、郷貫が異つても若し姓が同一であれば、婚娶することを得ない旨の規定がある。郷貫を異にして而も同姓の男女の間に婚姻が成立した例として次の如き事例が實録に見えて居る。

九、太祖實錄第一卷二枚

「穆祖の配孝妃は李氏なり。一李に非ざるなり」(註一)。

一〇、太宗實錄第三十六卷二十八枚表七行、十八年十一月庚申條、(皇紀二千七十八年、西曆一千四百十八年)

「貞順公主は清平府院君李伯剛に下嫁す。一李にあらざるなり(同貫同姓にあらざるなり)」(註二)。

一一、太宗實錄第三十六卷二十八枚裏四行、十八年十一月庚申條、(皇紀二千七十八年、西曆一千四百十八年)

「貞順公主は一女を生む。龍驤侍衛司護軍李季隣に適く。亦一李に非ず」(註三)。

一二、世宗實錄第九卷六枚表二行及七行、二年八月庚申條、(皇紀二千八十年、西曆一千四百二十年)

「貞順宮主は清平府院君李伯剛に下嫁す。一李にあらざるなり。次は慶貞宮主平壤君趙大臨に下嫁す。次は慶安宮主吉昌君權趾に下嫁せしも亦先きに卒す。次は員善宮主宜山君南暉に下嫁す。我が中宮恭妃沈氏は門下侍中諱は德符の第四子温の女なり。四男二女を誕す。皆幼なり。讓寧は金漢老の女を娶り、三男一女を生む。皆幼なり。考寧は戸曹判書鄭易の女を娶り、五男一女を生む。皆幼なり。誠寧は慶昌府尹成抑の女を娶り子なし。貞順宮主は女を生む。同副知敦寧李季隣に適く。亦一李に非ず。一女を生む。幼なり。慶貞宮主は四女を生む。長は幼學安進に適く。餘は幼なり。慶安宮主は二男聘改を生む。司憲掌令鄭淵の女を娶り。次は幼なり。

貞善宮主は一男一女を生む。幼なり。判敦寧府事權弘に命じて諸を石に書かしむ」(註四)。

同本同姓に非ずとも同姓なれば婚姻を許すべきや否やに付て王の命に依り議した記事が實錄にある。

一三、世宗實錄第三十三卷三枚表六行、八年七月己亥條

(皇紀二千八十六年  
西曆一千四百二十六年)

「上禮曹判書申商に問ふて曰く、李氏は一季に非ずと雖も固より嫌ふあるなり。今東宮の爲めに配を擇ぶ。凡て姓李なる者は皆與るを許さざらんとす。如何。商對へて曰く大抵配匹の賢は世に常ならず。徳容ありと雖も而かも門地合はざれば則ち不可なり。生年月日合はざれば則ち不可なり。今又李氏與らざれば則ち選揀尤も難からん。上曰く、古人は云ふ。同姓に娶らず。其姓を知らざれば則ち之をトふと。古人の同姓に於て之を謹しむは至れるなり。一季に非ずと雖も予謂へらく不可なり。卿等更に議して以て聞せよ」(註五)。

同姓婚並に近親婚に關して次の如き記事がある。

一四、世宗實錄第五十卷三十二枚十二行、十二年十二月甲申條

(皇紀二千九十年  
西曆一千四百三十年)

「上は左右に謂つて曰く、柳廷顯は嘗て予に謂つて曰く、前朝の王室は同姓を婚娶す。士大夫も亦然り。鄭夢周は禮に據り之を争ひて得ず。前朝の婚禮は果して是の如くなりしや。古人云へり、同姓に婚娶せば子孫衍かならずと。王氏は五百年の久しきを以て繼嗣未だ定まらざるは理或は然らん。古人も亦同姓の姪女を娶つて以て妃と爲す者は道ふに足らざるなり。聖人は人情を酌み禮經を制し、異姓の五六寸を以て無服の親と爲せば則ち其相婚を許さず。聖人の制敢て過ぎざるも亦及ばざるべからず。本朝の婚禮は始めて正し。異姓の五六寸も亦相婚せず。美風と謂ふべし。然れども辨族を爲すこと久しければ未だ婚嫁せずとも間々醜聲あり。其れ集賢殿をして古制を考へ以て聞せしめよ。又曰く、今五六寸にして相婚する者ありや。對へて曰く、なしと。上曰く、男女は別あるを貴ぶ。本朝の士風に妻の兄弟(姉妹のこと)に見ゆる者あり。宜しく之を禁ずべし。予は嘗て趙慕の女を以て宮中に納れんと欲せしが予に於て七寸なり。七寸のために非ずして他の故を以て此を納れず。則ち大事は輕議すべからず。當に商確して之に處すべきなり」(註六)。

臣僚の家に於ては同姓を娶る風があつたと云ふ記事が世宗實錄に見えて居る。

一五、世宗實錄第八十三卷二十三枚裏十行、二十年十二月乙丑條 (皇紀二千九十八年 西曆一千四百三十八年)

「上曰く、同姓を娶らざるは古の法なり。而して我國の風は同姓と雖も籍貫を異にすれば則ち之を娶る。曰く、同宗に非ざるなりと。宗室駙馬に至りても亦同姓を娶りて以て我が一姓に非ざとなす。然り而して中國人は常に曰く、惟ふに爾朝鮮は同姓を辨ぜず。且つ別邑に分封せば籍郷は異ると雖も其初は則ち未だ知らざるなり。曩には嘉禮の時に國家は政丞李原の女子を以て納れて以て嬪と爲さんと欲す。後に更に議して以てまだ可ならずと爲し遂に納れず。但だ臣僚の家に於て同姓を娶るの風を革めざるのみ」(註七)。

同本に非ざるも同姓なれば婚姻することを得ないといふ續大典の規定の趣旨も相當行はれたものゝ如くである。

一六、世宗實錄第九十六卷二十二枚表四行、二十五年六月癸丑條 (皇紀二千四百三十年 西曆一千四百四十三年)

「上は承政院に謂つて曰く、中朝は則ち本同じきに非ざると雖も若し同姓なれば則ち娶らず。今

進賀使全義君李椀は借姓(外家の姓を稱すること)しては如何。會ま權躰は承政院に至り對へて曰く、李椀の母の姓は韓なり。姓を韓に借るを便と爲す。之に従ふ。遂に旨を宗簿寺に傳へて曰く、今後は大小宗親は族屬(本宗親屬)に非ざると雖も凡て李姓の人とは相婚することを得る勿れ。以て恒式と爲さんと」(註八)。  
本貫を異にし、而も同姓なる者の間に於ける婚姻の實例を擧げる。

一七、世相實錄第百卷十七枚表十二行、二十五年五月壬戌條 (皇紀二千四百十三年 西曆一千四百四十三年)

「全義君李椀は太宗の女敬慎翁主を尙し(臣下にて王女を娶るを尙すと云ふ)子の介同を生む。年九歳隣居の私奴石榴の子思敏は年十歳にして介同は思敏と與に遊戯す。思敏は之を罵る。翁主の奴は人をして之を捉致せしむ。石榴の女仇莊は翁主を斥し穢言にて罵詈す。椀も亦怒り其奴長守徳生をして石榴を拿せしめ、縛して而して之を杖す。六日に至りて石榴は死す。椀を義禁府に下して之を鞫す」(註九)。

註一 太祖實錄第一卷二枚



穆祖配孝妃李氏非一李也

註二 太宗實錄第三十六卷二十八枚表七行、十八年十一月庚申條  
貞順公主下嫁清平府院君李伯剛非一李也

註三 太宗實錄第三十六卷二十八枚裏四行、十八年十一月庚申條  
貞順公主生一女適龍驤侍衛司護軍李季麟亦非一李

註四 世宗實錄第九卷六枚表二行及七行、二年八月庚申條  
貞順宮主下嫁清平府院君李伯剛非一李也次慶貞宮主下嫁平壤君趙大臨次慶安宮主下嫁吉昌君權跬亦先卒次員善宮主下嫁宜山君南暉我 中宮恭妃沈氏門下侍中諱德符第四子溫之女也誕四男二女皆幼讓寧娶金漢老之女生三男一女皆幼孝寧娶戶曹判書鄭易之女生五男一女皆幼誠寧娶慶昌府尹成抑之女無子貞順宮主生女適同副知敦寧李季麟亦非一李李生一女幼慶貞宮主生四女長適幼學安進餘幼慶安宮主生二男聘改娶司憲掌令鄭淵之女次幼貞善宮主生一男一女幼命判敦寧府事權弘書諸石

註五 世宗實錄第三十三卷三枚表六行、八年七月己亥條  
上問於禮曹判書申商曰李氏雖非一李固有嫌矣今爲東宮擇配凡姓李者皆不許與焉何如商對曰大抵配匹之賢世不常有雖有德容而門地不合則不可生年月日不合則不可今又李氏不與則選揀左難 上曰古人云不娶同姓不知其姓則卜之古人之於同姓謹之者至矣雖非一李予謂不可鄉等更議以聞

註六 世宗實錄第五十卷三十二枚十二行、十二年十二月甲申條  
上謂左右曰柳延顯嘗謂予曰前朝王室婚娶同姓士大夫亦然鄭夢周據禮爭之不得前朝婚禮果若是乎古人云婚娶同姓子孫不衍王氏以五百年久繼嗣未定理或然也古人亦有娶同姓姪女爲妃者是不足道也聖人酌人情制禮經以異姓五六寸爲無服之親則不許

其相婚也聖人之制不敢過亦不可及也本朝婚禮始正異姓五六寸亦不相婚可謂美風然無辨族久未婚嫁間有醜聲其令集賢殿考古制以聞又曰今有五六寸相婚者乎對曰無 上曰男女貴乎有別本朝士風有見妻之兄弟者宜禁之予嘗欲以趙臺之女納于宮中於予七寸也非爲七寸以他故不納此則大事不可輕議當商確處之

註七 世宗實錄第八十三卷二十三枚裏十行、二十年十二月乙丑條  
上曰不娶同姓古之法也而我國之風雖同姓籍貫異則娶之曰非同宗也至於宗室駙馬亦娶同姓以爲非我一姓也然而中國人常曰惟爾朝鮮不辨同姓且分封別邑籍鄉雖異其初則未知也義者嘉禮之時國家欲以政承李原女子納以爲續後更議以爲未可也遂不納但臣僚之家未革娶同姓之風耳

註八 世宗實錄第九十六卷二十二枚表四行、二十五年六月癸丑條  
上謂承政院曰中朝則雖非同姓則不娶今進賀使全義君李梈借姓何如會權蹕到承政院對曰李梈母姓韓借姓韓爲便從之遂傳旨宗簿寺曰今後大小宗親雖非族屬凡李姓之人母得相婚以爲恒式

註九 世宗實錄第百卷十七枚表十二行、二十五年五月壬戌條  
全義君李梈尙 太宗女敬愼翁主生子介同年九歲隣居私奴石榴子思敏年十歲介同與思敏遊戲思敏罵之翁主奴使人捉致之石榴女仇莊斥翁主穢言罵嘗梈又怒使其奴長守德生拿石榴縛而杖之至六日石榴死命下梈義禁府鞠之

## 第二節 非同姓近親婚

李朝に於ては非同姓の近親間の婚姻は禁じられて居た。歸化人は異姓四五寸を忌まず、又兄が

死んで弟が兄の妻を娶るが如きことは禁じられて居たのである。實錄にその旨の記事が載つて居る。

一八、太宗實錄第二十九卷十一枚裏四行、十五年三月己亥條 (皇紀二千七十五年 西曆一千四百十五年)

「永吉道都巡問使李原は易俗の事宜を報ず。啓して曰く、各官に散在せる向化人の婚嫁は異姓四五寸を忌まず。甚だしきは兄亡びて嫂を取り倫理を悖傷するに至る。乞ふ。今より一切禁斷して以て汚俗を變ぜん。如し違者あれば律に依りて罪に坐せんと。之に従ふ」(註一)。

支那に於ては異姓の從昆弟は無服である。故に或はその間に婚姻が成立する。李朝に於ては從昆弟は服がある。故に婚姻を爲すことを許されない、との趣旨の記事が實錄に見えて居る。

一九、世宗實錄第四十卷九枚裏二行、十年閏四月乙酉條 (皇紀二千八百十八年 西曆一千四百二十八年)

「又啓す。陽生と延生は從兄弟を以て俱に父母の喪に服して而して通奸す。醜惡なること甚だしきはなし。未減に従ふことを命ず。未だ可ならずとなす。極刑に置かんと請ふ。上曰く、中國の制は異姓の從昆弟は無服なり。故に或は相婚する者あり。我が朝は服あり。故に婚を爲す

ことを許さず。中國の制を以て之を觀れば則ち罪已に輕きなり。右議政孟思誠、刑曹判書金自知、禮曹判書申商、參議高若海等咸な啓す。我が朝、男が女家に往く故に一母の孫は一室に同處し相與に親愛し風俗甚だ厚し。今陽生、延生の罪を若し無服の親と爲すを以て而して輕きに從へば則ち恐らくは我が朝の風は此より薄くならん。上曰く、已に律に依つて罪を論ずれば何を以て復た加へんや」(註二)。

養子が養母の三寸姪と婚姻した實例が實錄の記事に見えて居る。

二〇、世宗實錄第八十五卷三十一枚裏初行、二十一年五月辛酉條 (皇紀二千九十九年 西曆一千四百三十九年)

「及第の宋盤は上言して曰く、同姓五寸叔の宋勉は獨子嗣なきを以て臣を以て後と爲さんと欲し臣の父に議す。臣の父之を諾す。臣は年弱冠にして其家に寄生す。之を視ること子の猶く其愛慈を極む。臣も亦愛敬すること父母の如くす。年二十三に及んで養父母は婚を圖つて而して養母の三寸姪金有良の女を以て之に妻とす。其田民(田地及奴婢のこと)を以て皆之を臣に傳へ之をして主祀せしむ」(註三)。

註一 太宗實錄第二十九卷十一枚裏四行、十五年三月己亥條  
永吉道都巡問使李原報易俗事宜啓曰各官散在尙化人婚嫁不忌異姓四五寸甚至兄亡取嫂悖傷倫理乞自今一切禁斷以變汚俗  
如有違者依律坐罪 從之

註二 太宗實錄第四十卷九枚裏二行、十年閏四月乙酉條

又啓陽生延生以從兄弟俱服父母喪而通奸醜惡莫甚命從未減實爲未可謂置極刑 上曰中國之制異姓從昆弟無服故或有相婚者我朝有服故不與爲婚若以中國之制觀之則罪已輕矣右議政孟思誠刑曹判書金自知禮曹判書申商參議高若海等咸啓我朝男往女家故一母之孫同處一室相與親愛風俗甚厚今陽生延生之罪若以爲無服之親而從輕則恐我朝之風自此薄矣 上曰依律論罪何以復加乎

註三 太宗實錄第八十五卷三十一枚裏初行、二十一年五月辛酉條

及第宋盤上言曰同姓五寸叔宋勉以獨子無嗣欲以臣爲後議臣父臣父諸之臣年弱冠寄生於其家視之猶子極其愛慈臣亦愛敬如父母及年二十三養父母圖婚而以養母三寸姪金有良之女妻之以其田民皆傳之於臣使之主祀。

### 第三節 重 婚

李朝時代の婚姻に關する法制には重婚が成立する場合が多くあつた。當時の爲政者は或は之を禁じて刑罰を課し、或は或時代に於ては之を放任した形跡が見える。李朝實錄の記事に依つて之を知ることが出来るのである。

二人の男が家基を争ひ官に訴へたとき、一方の男が四妻一妾を並畜して居るといふことを追加して訴へた。そこでその男は官の糾問に答へて四人の妻の中前の三人は既に離婚したと答へた。そこで官ではその男を三妻を連棄したことを理由として其の罪を請ふたのである。といふ李朝實錄の記事がある。

二一、太宗實錄第十九卷二枚裏五行、十年春正月己卯條 (皇紀二千七十年 西曆一千四百十年)

「軍資注簿姜順、前郎將金仲節を外方に流す。仲節は順と家基を争ひ憲府に訴ふ。順は四妻一妾を並畜し、既に大家を有し今又吾が家基を濫執せんと欲すと。憲府は漢城府に移牒し、順の家舎の有無を問ひ、仲節の誣ゆるを知る。又順に多く妻妾を畜ふるの故を問ふ。順は對ふるに皆已に之を去るを以てす。是に於て憲府は順が三妻を連棄し恣に己慾を行ひ男女の分を潰亂するを論じ、遂に兩ながらその罪を請ふ」(註一)。

以上の記事に依れば、李朝の社會に於ては重婚の事實は嚴として存在し、法律的に見ればその婚姻は無効であり、且重婚を爲したる者は處罰されたといふことが明である。

重婚をした者が、重婚の罪を免かれようと欲して、前の妻の生む所の子を己の子でないと云つ

て強辯したが、前の妻と對決して辯明することが出来なかつたので職を罷められた實例が實錄の記事にある。

二二、太宗實錄第二十三卷九枚表終行、十二年二月戊午條 (皇紀二千七百七十二年 西曆一千四百十二年)

「彥陽監務鄭包の職を罷む。包は初め崔氏を娶り、父喪に與更(喪に服し終ること)し、又安氏を娶り、厥の後子を崔に生ませ故なく還た崔氏を棄つ。憲司推劾(取調べのこと)の際に當り、包は並畜の罪を免れんことを窺ひ、生む所の子を以て己の子に非ずと爲す。崔氏と對辨して匿情(辯明すること)する能はず、倫理に累あり、臨民(守令が人民を治むること)に合せず。故に憲司は疏して事宥前(事件が大赦前にありしこと)にあるを以て只だ其の職を罷めんと請ふ」(註二)。

妻があつて妾を以て妻と爲す者、及び妻があつて更に妻を娶る者を刑罰に處し、何れが嫡か分明ならざる場合に先きに妻とした者を嫡とする、と云ふ旨の記事が實錄に見えて居る。

二三、太宗實錄第二十五卷十三枚表十三行、十三年三月己丑條 (皇紀二千七百七十三年 西曆一千四百十三年)

「己丑司憲府上疏す。疏に曰く、夫婦は人倫の本にして而して嫡妾の分は亂るべからざるなり。是を以て聖人は春秋を修む。魯の惠公は仲子を以て夫人と爲して而して天王歸賵(死者の家に贈物すること)するに冢宰は名を書し、僖公は成風(人の名)を用つて夫人に致して而して天王歸含(死者の口に含ましむる爲めに玉を贈ること)し且つ賵するに則ち王として天を稱せず、嫡妾の分あることを明にする所以なり。萬世の常經は一時の私を以て亂るべからざるなり。惟ふに我が太祖は春秋百王の大經を體し、士大夫妻妾の際を嚴にし、封爵遞田の法を爲し、嫡庶の分明かなり。人倫の本正しきなり。然るに前朝の季禮義の化行はれず、夫婦の義首めに紊れ卿大夫士惟だ之を欲するまゝにし、情愛の惑に従ひ、妻ありて妻を娶る者之あり、妾を以て妻と爲す者も亦之あり。遂に今日妻妾相訟の端を爲す。世久しくして人亡び、徵(證據のこと)取るに足らず、飾詐匿情眞僞明にし難く、處決據なく、怨讟繁く興り以て和を傷け變を致すに至る。此れ小失に非ず、正しうせざるべからず。臣等謹んで皇明領降制律を按ずるに曰く、妻あり妾を以て妻と爲す者は杖九十並び改正す。若し妻あり、更に妻を娶る者は亦杖九十離異すと。臣等嘗て媒娉婚禮の備略を以て定めて妻妾と爲す。將に己身現在して妾を以て妻と爲す者、妻あつて妻を娶る者は並び皆律を按じて處決し身没して復た改正離異せざる者は願くは春秋の

仲子、成風を貶するの例に依り先を以て嫡と爲し、封爵遞田すれば則ち聖人の化興つて而して妻妾の分明かならん。之に従ふ」(註三)。

二四、太宗實錄第二十七卷四十六枚裏三行、十四年五月辛酉條 (皇紀二千七百十四年)

(西曆一千四百十四年)

「司憲府大司憲柳觀等上疏す。疏に曰く、夫婦は人倫の大綱なり。前朝の季禮制紊亂綱紀陵夷して大小人員は京と外とに兩妻を任然並畜す。此に因つて身歿するの後に兩妻の子息は互に嫡を相争ひ、遂に仇怨を成す。或は妻ありて更に妻を娶り、先妻を還合する者其歿後子息等は互に嫡を相争ひ、或は先きに妻を娶り、後に妻を娶る者歿後に妾の子息等嫡を争ふ有り。又或は一時三妻を並畜する者其歿後に子息嫡を争ふ有りて争訟多端なり。然るに歲月已に久しくして婚書の有無及禮を成すと否と分揀決絶(取調べて判決すること)すること難しと爲す。風俗美ならず。凡て妻ありて妻を娶る者を糾察するに門なし(糾察する方法のなきこと)妻を有する者任然禮を成して後妻を再娶し、先後を相に嫡とす。兩班の子息は一に後娶に於ては之を妾と稱し、追論決絶するは未だ便ならずと爲す。乞ふ、先後妻にして恩義の深淺、棄別の有無、同居せしと否とを分揀し、恩義相盡すは夫婦の道なれば、先妻恩義淡薄にして後妻は終身同住し、

婦道にして虧ぐる所なければ後妻と雖も爵牒守信田を給し、奴婢は妻妾の子息に分給せん。嫡を争ふ者は先後を論ずることなく、推明決絶(取調べて事情を明にして判決すること)し奴婢は曾て降せし教旨内に定めたる妻妾の例に依り差分せん。三妻を並畜したる者は先後を論ずることなく、其中終身同住したる者に爵牒及田を給し、奴婢は則ち三妻の子息に平均に分給せん。永樂十一年三月十一日自り以後妻ありて妻を娶る者は痛懲して離異し、其中に現はれざる者にして身歿したる後子孫にして嫡を争ふ者は先を以て嫡となし決絶しては如何。上は之に従ふ。唯だ衆の共に知る所の先後妻にありては其の嫡室たる者の恩義の厚薄を分揀して決絶せん」(註四)。

以上の記事に依れば第一に太宗の時代に於ては重婚が屢々行はれた事は明である。即ち都と地方とに兩妻を並畜し、その結果其の歿後に兩妻の子が嫡を争ふに至る。又妻があつて更に妻を娶つたり、先妻を還合したりする者の歿後子が互に嫡を争ひ、或は先づ妾を娶つて後に妻を娶る者その歿後に妾の子が嫡を争ふ者がある。又或は一時に三妻を並畜する者があつて、その歿後に子が嫡を争ふ者があつて争訟が多く提起された事實が明である。第二に婚姻には婚書の有無、禮を成すと否とに依つて婚姻なりや否やが判別されたのである。第三に重婚の場合に於て兩妻とも禮

を成して娶り、先後を共に嫡とする、後に娶つた者を妾として決定するのは宜しくない。先後の妻、恩義の深淺、棄別の有無、同居せしと否とを標準として考ふべきである。恩義を盡すのは夫婦の道だから先妻が恩義薄く、後妻は終身同住し、婦道に虧くる所がなければ後妻を嫡妻としたもの、如くである。又三妻を並畜する者が先後を論ずることなく、其の中で終身同棲したものを嫡室とする。然し、永樂十一年三月十一日より以後に於ては、妻あつて妻を娶る者は痛懲してその婚姻を無効とし、事實關係を斷絶せしめた。婚姻中に重婚なることが現れなかつた場合にその死後子孫が嫡を争ふ者は、先妻を以て嫡室とし、後妻を以て妾としたのである。唯衆の共に知る所の先後妻にあつては、恩義の厚薄を調べて嫡室なりや否やを決したといふことが實録の記事に依つて明である。

大體同様の事が次に掲げる實録の記事に依つて明である。

二五、太宗實録第三十三卷十六枚裏十行、十七年正月庚辰條 (皇紀二千七十七年  
西曆一千四百十七年)

「永樂十二年七月日司憲府啓す。内に、前朝の季大小人員京と外とに兩妻を並畜する者あり。更に娶つて而して先妻を還合する者あり。先に妾を娶りて後に妻を娶る者あり。先きに妻を娶

りて後に妾を娶る者あり。又一時に三妻を並畜する者あり。身歿して後に子息等互に嫡を相争ひ、争訟多端なり。然れども時に有妻娶妻の禁なし。而して已に成婚すれば先後相に嫡たる者を今後娶を以て妾として追論決折(決定すること)するは誠に未だ便ならず。上項條々の先後妻にして恩義の深淺、棄別の有無、同居せしと同居せざるとを分揀し、先妻に薄くして而して後妻と與に終身同住し婦道に虧ぐる所なき者には爵牒と田とを給して而して奴婢は兩妻の子に均分し、妻を還合して身を終る者は先妻に爵牒と田地とを給して而して奴婢は上と同じくす。先妾の子にして嫡を争ふ者は先後を論ずることなく正妻を以て嫡と爲し、三妻を並畜する者は婚姻の前後に論なく終身同住者に爵牒と田とを給し奴婢は三妻の子に平分せん。永樂十一年三月十一日以後に於て、妻ありて更に妻を娶る者は通禁して離異すること奉教依允(裁可を経たること)する所なり。衆の共に知る所の先後妻の内嫡室たる者は恩義の厚薄を分揀して決折(決定に同じ)せん。臣等以謂らく夫婦は三綱の首めにして而して禮に二嫡なきものは天地の常經にして古今の通義なり。豈恩義の厚薄を以て先後を論ぜずして而して嫡に混ぜばけんや。乞ふ、永樂十一年三月十一日已前に再び妻を娶る者は先妻死して而して後に妻を娶り、及び已むを得ざるの故を以て而して改娶せし明文ある者を除くの外一時に二妻以上を並畜する者と、更

に娶つて後に先妻を還合する者とを將て皆先を以て嫡と爲し、餘は皆妾を以て論じ以て名分を定めん。今先妾の子にして嫡を争ふ者は先後を論ずることなく正妻を以て嫡と爲すこと、及び永樂十一年三月十一日以後に於て妻ありて妻を娶る者は痛禁離異する等のことは一に司憲府の上項の受教に依らん」(註五)。

以上の記事に付て注意すべきは、永樂十一年三月十一日以前に於ては妻あつて妻を娶ることを許されたものゝ如くである。而して後に擧ぐる實錄の記事によつて明なるが如く、妻あつて妻を娶つた場合に先妻は勿論後妻も嫡とせられたのである。然るに永樂十一年三月十一日以後に於ては妻ありて更に妻を娶る者は痛禁して離異せられたのである。此の記事の年代より前の實錄の記事に依れば既に太宗實錄第二十五卷十二枚に妻あり妾を以て妻と爲す者は杖九十並に改正す。若し妻あり更に妻を娶る者は、又杖九十離異す、と言つて居る。兩記事を綜合すれば或る事件に付ては重婚は罰せられ、或る事件に付ては重婚は罰せられなかつたのである。即ち重婚が罰せられるといふ原則は永樂十一年三月十一日以前に於ては確立せられなかつたと見るのが至當の様に思はれる。

二六、太宗實錄第三十四卷三十六枚表三行、十七年十二月丙戌條 (皇紀二千七十七年西曆千四百十七年)

「丙戌司憲府は知价川郡事閔壽山が妻ありて妻を娶り、擅に自ら離任せし罪を請ふ。上は壽山と同年同庚(年及び生れた干支を同ふすること)の故を以て特に之を原す」(註六)。

二七、世宗實錄第十卷十三枚表四行、二年十一月辛未條 (皇紀二千八十年西曆一千四百二十年)

「永樂十年司憲府は啓す。夫婦有りて然る後に君臣あり。故に夫婦は人倫の本にして而して嫡妾の分は亂るべからざるなり。然るに高麗の季に禮義の教は行はれず、夫婦の道は遂に紊れ、郷士大夫にして或は妻ありて妻を娶る者之れあり。或は妾を以て妻と爲す者之れありて遂に今日之如く妻妾相訟の端を爲し、怨讟繁興り以て和を傷け變を致すに至るは小失に非ざるなり。正しくせざるべからず。臣等謹んで大明律を按ずるに曰く、凡そ妻を以て妾と爲す者は杖一百、妻ありて妾を以て妻と爲す者は杖九十並に改正す。若し妻ありて妻を娶る者は亦杖九十離異すと。臣等謂ふ、媒娉婚禮の備略を以て妻妾たることを定めん。將さに己身現在して妾を以て妻と爲す者、妻ありて妻を娶る者は皆律を按じて罪を科せん」(註七)。

以上の記事に依れば此の時代には妻あつて妻を娶る者、又妾を以て妻と爲す者があつて妻妾相

訟の端を爲し、怨讟繁く興つて和を傷け變を致すに至つたことは明である。又形式上の要件として媒娉婚禮の有無が問題と爲り、その有無によつて妻妾の區別をする方法も考へられた様に思はれる。

二八、世宗實錄第二十三卷三十枚表二行、六年三月丙戌條 (皇紀二千八十四年 西曆一千四百二十四年)

「刑曹は啓す。牙山戸長全謹は廣く田地を占め多く農場を置き良民を影蔽（内密に隱蔽すること）し、奴婢を妾と成す。瑞山の戸長柳訥は三妻を並畜し、田地民戸を多く占挾（田地及奴婢を私占すること）し幣と民間に漏貽す。請ふ、六典に依り典刑回示（一定の刑罰に處して一般に示すこと）せんと。各一等を減ず」 (註八)。

此の記事は三妻を並畜して處罰せられし事例として意味がある。

二九、世宗實錄第二十九卷四枚裏十一行、七年七月丙子條 (皇紀二千八十五年 西曆一千四百二十五年)

「義安大君和の先妻安氏卒す。後妻盧氏の子澄等の服喪未だ定まらず。上は評定所都提調領議政李稷、提調吏曹判書計稠、禮曹判書李孟响に命じて議す。僉曰く、禮に二嫡の文なし、然れ

ども今安、盧の間は嫡庶を以て之を言ふべからず。且つ受教に永樂十一年癸巳三月十一日以前に於て妻ありて妻を娶りたる者は先後を論ずることなく皆許して妻と爲す。姑らく繼母の服に倣ひて之を服さしめんと請ふ。之に従ふ」 (註九)。

以上の記事に依れば、永樂十一年癸巳三月十一日以前に於ては、妻あつて妻を娶つた者は、其の先後を論ずることなく兩妻共に嫡妻と見なされたといふことが明になる。前に掲げた記事で此の趣旨を否定した記事があるのであるが、此の時代の實情としては永樂十一年三月十一日以前に於ては重婚は必ずしも罰せられたものと見ることは出来ない。或は罰せられ、或は兩妻とも嫡妻として認められた場合もあつたのである。

三〇、世宗實錄第三十卷十五枚表終行、七年十一月癸丑條 (皇紀二千八十五年 西曆一千四百二十五年)

「掌令柳士根啓して曰く、司成李枚は儒士を以て妻ありて妻を娶り故らに邦憲を干す。此より前き本府より之を劾するも適宜赦に遇ひ、罪せずして但た完娶（同棲のこと）せしめ、枚をして前妻崔氏を黜けしめ仍つて後妻姜氏と與に居らしむ。又崔の父澍と對訟して爾汝と稱す。其理屈するに及び辭窮り罪の逃るからべざるを知り、然る後罪責を免がれんと欲し、上書して曰



く、婿が舅の訴を被る實と雖も亦其の設心の奸たるを免がる。其の聖聰を冒弄すること明かなり。法に置かんと請ふ。上曰く、杖九十にして足るなり。更に請ふて何をか爲さんや」(註一〇)。

三一、世宗實錄第三十三卷十二枚裏六行、八年八月甲申條 (皇紀二千八百八十六年 西曆一千四百二十六年)

「司憲府は啓す。前判官史周卿は妻ありて妻を娶る。律杖八十に應はん。之に従ふ」(註一一)。  
此の記事は有妻娶妻の爲めに處罰せられし事例である。

三二、世宗實錄第五十五卷十九枚裏八行、十四年三月戊辰條 (皇紀二千九十二年 西曆一千四百三十二年)

「常參(議政以下の諸大官が毎日便殿に入り王に謁して奏上すること)を受けて事を視る。上は左右に謂つて曰く、前朝の季に士太夫は京と外とに妻を畜へ、或は二三妻を並畜し、皆之を嫡と謂ふ。國家は其の恩義の輕重に隨ひて嫡庶を別つ。今人或は妻ありて妻を娶る者は其の子孫何を以て嫡庶を分つや。判書鄭欽之對へて曰く、國家には已に著令(規則のこと)あり、妻ありて妻を娶る者は即ちに離異せしむ。教條を別立せずと雖も後妻の子は何ぞ嫡を以て之を

論ぜんやと。上曰く、國家が若し妻ありて妻を娶ることを知れば則ち離異して而して其の子を庶と爲すも、若し或は知らざれば則ち何を以て之に處するや。且つ妻子承重者(祭祀を相續した者のこと)の授職には品を限ることなし。赴試に至つても何を通論せざらんや。右議政權軫曰く、科に登れば則ち仕路を通じて(一般任用のこと)而して臺諫となるに至る。故に試に赴くを許さざれ」(註一二)。

此の記事に依れば高麗朝の季に於ては士大夫は京と外とに妻を畜へ、或は二三人の妻を並畜し、皆之を嫡と言つて居たのである。國家は恩義の輕重に隨つて嫡庶の別を設けたのである。(世宗實錄第二十九卷四枚裏十一行、七年七月丙子條に依れば永樂十一年癸巳三月十一日以前に於て妻ありて妻を娶つた者は先後を論ずることなく皆許して嫡と爲すといふ記事がある。)そこで王は妻があつて更に妻を娶つた者の子孫に付て何を以て嫡子庶子の別を樹つるかと問はれたのに對して、判書鄭欽之は國家には既に著令がある。(永樂十一年三月十一日の有妻娶妻の禁令のことである。)妻あつて妻を娶る者は後婚を無効として夫婦生活を絶止せしめる。後妻の子は嫡庶を以て論ずることを得ない、と答へた。更に王は、國家が若し、妻ありて妻を娶ることを知ればその婚姻を無効として夫婦関係を絶止せしめて其の子を庶子とするけれども、國家が知らないで居れば何を以

て此の場合に處するか、と問はれたのである。

三三、世宗實錄第七十六卷三十枚表十四行、十九年三月壬子條 (皇紀二千九十七年  
西曆一千四百三十七年)

「漢山府院君趙英茂の子璵と理とは異母兄弟なり。兩人の母は世系相等しく相上下せず、高麗の季士太夫は二妻を並畜し率ね愛情の厚薄を以て其の中の一人を擇び爵を封ず。璵の母金氏は未だ封爵を得ず。理の母康氏は夫に愛せらるるを以て獨り封爵す。且つ金氏は妻となること康氏に後る。理は此に因つて謀つて嫡(祭祀相續のこと)を奪はんと欲し、妄りに兄璵を稱して妻子と爲す。且つ璵は母の神主を以て祠堂に耐す。理は坐席を徹去す。憲府は其の葬倫を傷敗するを効し、律に按じ、決杖一百徒三年に當る。特命して只だ杖一百を贖す」(註一三)。

右の記事に依れば、漢山府院君趙英茂の子に璵と理とがあつて、兩人は異母兄弟である。璵の母金氏は封爵を得ることが出来なかつた。理の母康氏は夫に愛せられたので獨り封爵を得た。尙金氏は康氏に後れて妻となつたのである。理はそこで自己が祭祀相續せんが爲めに妄りに兄璵を妻子なりとした。且つ璵は母の位牌を祠堂に耐した。そこで理は坐席を徹去した。憲府は葬倫を傷敗するの故を以て律に按じて處罰した。即ち異母兄弟が祭祀相續を争ひ、その一方が他方を妾

子なりとして自己に有利に事を運ばんとして處罰せられし事例である。

三四、世宗實錄第十七卷十六枚表七行、二十九年九月丙申條 (皇紀二千四百十七年  
西曆一千四百四十七年)

「中樞院副使李泰は上書して曰く、臣は本と家世孤寒にして幸に先考臣商山君敏道は太祖日月の末光に際するを以て名を開國勳臣の列に登せ、秩は崇班に進む。臣の身に至るに及んで又太宗聖上極まりなき恩を蒙り位は樞府に至る。仰いで聖恩を惟へば昊天も踰へ難し。但だ愚陋の材を以て絲毫も補するなく日夜私かに自ら兢惕す。臣は年甫めて十七にして先臣は世を辭し、臣は艱難孤寡、是を以て始を謹む能はず。禮經に嘗く生を治むるに急にして爰に卒宰臣金先致の女を娶り初め其の家世を識らずと雖も後に臧獲(奴婢のこと)の訟を蒙り偏く家藏の籍を閱し乃ち母と外家と皆庶室なることを知る。且年將に五十ならんとして尙嗣息なし。而して又痼疾に嬰る。歳の庚戌に崔安海の女を娶り一女一男を生み、先臣の緒を承くるを得たり。近頃臣の女婿内禁衛守副司正元矩は親試武科に赴かんと欲す。訓練觀は妻父が二妻を並畜するを以て咎められて姓名を録せず。此を以て女子は其の夫に棄てられ臣の不幸は此の如きに至る。涕泗して瀕に交す。臣は本と孤臣の子にして常に先を辱しむるを恐れ、心を小にし己を律し夙夜戰

競なり。豈に文明の代に於て敢て邦憲に于し、二妻を並畜せんや。今の門（門地のこと）は母と外家と皆人の妾にして其の女子を以て主婦と爲すは嘗だ其の身を卑しくするのみならず、抑も亦先臣を卑うして而して宗祀を輕んずるなり。將に何の顔あつて士林の間に並立たんや。何の顔あつて家廟に入らんや。何の顔あつて先臣に地下に見へんや。但だ其歸する所なきを哀しみ、之を留めて以て疾を養ふのみ。其の實は本と嫡に非ざるなり。是を以て崔の門女を主婦と爲し而して小臣の宗祀を承け歳の辛酉にありて已に夫人の牒を受く。伏して聖慈の下に望む。臣の愚黷を燭衷し、臣の後裔を嗣ぎ、女壻を完娶（同棲）し先臣をして聖恩に地下に感ぜしめよ。此れ臣の日夜望む所なり。伏して聖慈を惟ふ」（註一四）。

此の記事に依れば事實上重婚を行ひ、後妻に一男一女を生んだ。女壻が親試武科に赴かんとした所が、訓練觀は、妻の父が二妻を並畜するのを理由として姓名を録しなかつた。そこで二妻の中一妻を妾なりとして辯疎した事例である。

## 三五、世宗實錄第十六卷十七枚表七行、二十九年閏四月己酉條

（皇紀二千四百七十七年）  
（西曆一千四百四十七年）

「黃海道鳳山記官李峻は廣く四庄を植し三妻を並畜し、良民五戸を影占し耕す所の田數結を欺

隱し、以て徭役を避け民田を柳買し、又多く聚斂し且つ官家の田獵に托して多く軍民を率ひ、號して驅軍と稱し旗麾を分授し山に登りて獸を逐ひ善射する者と與に遊戲射獵し民間に信宿し之をして供億せしめ笠を戴き羽を挿し衣服を侈麗にして常に自ら李判院事に擬し郷曲（一地方のこと）に豪横し多く不法を行ひ事覺る。憲府に啓す。峻は一邑の愿惡をり。姦猾僭越にして略ぼ畏忌する所なし。元典に元惡の郷吏にして犯す所の深重なる者は典刑回示すと。此の法に依り之を極刑に置かんと請ふ。上は命じて死を減じ屬して三水郡の驛吏となす。知郡事李一元も亦禁制する能はざるに坐して職を罷む。李判院事とは順蒙を謂ふなり。威を以て人を脅し、寵を恃み勢を怙んで侯漁殖貨し人の賄賂を受く。狂妄の行中外に聞ゆ。故に峻も亦之に效ふ」（註一五）。

此の記事は重婚の事例である。

## 三六、世宗實錄第十七卷二十一枚裏八行、二十九年九月壬子條

（皇紀二千四百七十七年）  
（西曆一千四百四十七年）

「司憲府は啓す。中樞院副使李泰は糟糠の妻金氏を以て詐稱して妾と爲し、後に崔氏を娶り謀つて嫡を奪ひ、爵牒を冒受せんと欲す。實に奸詐たり。續刑典節該に妻ありて妻を娶る者は痛

懲離異し、子孫にして嫡を争ふ者は先を以て嫡と爲すと。崔氏及び所生子女は成憲に依り以て名分を正し爵牒を追奪し、又秦の罪を治し、以て後來を戒めんと。之に従ふ。但し秦は論ずる勿れ」(註一六)。

右の記事に依れば妻あり更に妻を娶る者は痛懲離異し、若し子孫があつて前後兩妻の子孫が嫡を争ふ場合に於ては、先に娶つた者を嫡妻とするといふことが續刑典に規定してある。といふことが此の記事に依つて明である。

永樂十一年三月十一日以前に兩妻を並畜して居る場合、先後兩妻を等しく嫡妻と爲す結果、先後兩妻各の子が自己の母に非ざる者の爲めに如何なる喪に服すべきか、先後兩妻の中何れを祠堂に耐すべきか、將又兩妻を並耐すべきかに關して色々の議論があつた。その事が實錄に見えて居る。

三七、世宗實錄第二百十卷十四枚裏四行、三十年五月癸巳條

(皇紀二千四百八十八年)  
(西曆一千四百四十八年)

「初め宗室の李湛は先きに白氏を娶り、後に李氏を娶る。李氏死するに及び白氏に出でたる孝孫は喪に服せず、李氏に出でたる誠孫は憲府に告ぐ。憲府は並畜の妻なるを以て指して某母と

爲すべからず。禮曹をして定制せしめよと。禮曹は又以爲へらく、古制なし、以て臆議し難しと。是に至りて世子に命じ都承旨李思哲、同副承旨李季旬を引見して之を問はしむ。思哲曰く立法前に並畜の妻は通じて之を妻と謂へば則ち孝孫は宜しく三年に服すべし。且つ祠堂に耐し宗室は各其の服に服し、弔、賻、祭も常儀の如くすべしと。季旬は曰く、家に二嫡なきは天下の定理なり、並畜の妻は一體を以て論ずべからず。然れども孝孫も亦服せざるべからず。宜しく期喪を服すべし。其弔、賻、祭に宗室は各其服を服し、祠堂に耐するは臣恐らく不可ならん。世子は曰く、若し三年に服すれば祠堂に耐すべきや。季旬曰く、此れ禮の大節にして容易に論定すべからず。宜しく博く古制を考へ更議すべしと。世子は入啓す。上曰く、其れ禮曹と集賢殿と與に古制を考へ、而して更議せよと。是に於て禮曹判書許詡、參判柳義孫及季旬議して曰く、禮に諸侯は再娶せず。大夫に二嫡なし。此れ古今不易の定理なり。高麗の季二三妻を並畜する者は専ら是れ紀綱陵夷して、越禮犯分の事にして初め國家の定制に非ざるなり。六典謄錄に載する所の如く、尊卑相等しき並畜の妻は恩義の深淺を分揀し、封爵給田、其の奴婢は衆妻の子息に於て平分するは特に先後妻の子息が互に嫡を相争ふ故に姑く權宜の法を立て以て一時の弊を救ふのみ。萬世通行する正典に非ざるなり。然れども猶ほ分揀と曰へば則ち蓋し禮に

二嫡なきの義に縁るなり。且つ封爵給田は一人に止めて而して其の奴婢は則ち平分するは他なし。爵と田とは國家錫與の公器にして奴婢は一家相傳の私物たるの故を以てなり。服制に至りても亦國家の公法なり。六典は論ずるに及ばずと雖も其の論定の如くす。豈に奴婢を以て例となすべけんや。其二三妻に並行するを得ざること明らかなり。李湛は先に白氏を娶り後に李氏を娶り俱に所生あり。白氏は則ち終身同居し、專堂執祭す。李氏は則ち長く遐方に在りて元より同居せず。其の李氏の歿するに方りてや議者以爲らく兩妻の子は均しく三年の喪に服し夫黨も亦服を以て之を服し、國家も亦皆賻を致し祭を致す。白氏の子孝孫は宜しく祠堂に奉祀すべし。臣等詳參するに昔王愷は漢末に當り、計つて京師に上り吳、魏の分隔に値ひ、妻子は吳に在り、身は魏に留まり更に妻を娶り昌を生む。後に愷の先妻卒す。昌は喪を聞き去官を求め行きて服す。議者は以爲らく並尊兩嫡は禮の大禁なり。昌若し前母に追服せば則ち是れ自ら其の親を黜く。兩嫡の禮は今に始まり、争を開き亂を長ず。訓と爲すべからず。昌等は宜しく各其服を服すべしと。夫れ王愷の事は已むを得ざるに出づるなり。且つ其の吳妻は既に先娶たり。而して義を執り節を守る尙且つ以て並尊して以て追服すべからずと爲す。況んや越禮犯分の妻に於てをや。今孝孫には專堂執祭所生の母尙在りて而して父の後娶の妻の爲めに喪三年を服す

るは是れ自ら其母を黜くるものにして既に不可たり。況んや身は主祀の嫡子と爲り、父の後娶の喪に服し、其の祖先三年の祀を廢するは尤も不可たり。然れども禮は妾母の爲めにも尙且つ服あり。況んや父の並畜の妻に服なかるべけんや。孝孫は且ばらく權典に従ひ齊衰期年を服すること情理に近きと爲す。或は曰く、孝孫若し期喪に服せば則ち乃れ妾母に同じきなきや。是れ亦然らず。律文には妾母の爲めに期年を服すと雖も家禮には緦麻を服す。國制も亦只だ三十日の暇を給す。何の嫌か之れあらん。所生の母と雖も若し父在りし或は出さるれば期年の喪を服す。今父の後娶の爲めに喪期年に服するも亦何の可ならざる所あらんや。且つ夫黨の服を以て之を言へば、李氏は既に李湛の越禮犯分の妻なれば則ち禮官は法に據り制を議す。安んぞ敢へて尤を效し（人の惡事を見て之に效ふことを效尤と云ふ）以て正嫡に擬せんや。又況んや祭を賜ひ、賻を致さん。上の恩數は尤も並畜の兩妻に並行すべからざるなり。孝孫の奉祀の事の如きに至りては題主（位牌に奉祀者の名を記すること）の際何母と號稱するや。此を妣と謂へば則ち親母と疑はる。之を繼妣と謂へば則ち其の母の黜けらるゝに嫌あり。李氏の祠堂に拊することを得ざること尤も明甚たり。今強いて衰亂越禮犯分の妻に回循し並び兩嫡を導き其の賜祭致賻宗親の服と夫の祠堂奉祀するとを以て一體に施行せば則ち禮經の載する所に非ず。又六典

の本意に非ず。臣等の議する所に非ざるなり。集賢殿應教魚孝瞻の議する所も此に同じ。都承旨李思哲、集賢殿副提學鄭昌孫、直提學辛碩祖崔恒、朴彭年、應教申叔舟、校理金禮蒙、河緯地、李愷、副校理梁誠之、修撰鄭昌、柳誠源、李克堪、副修撰李承召、徐居正、正字韓繼禧、議して曰く、禮には正あり、變あり、若し事の處し難きに遇へば則ち禮は時に隨ひて變ぜざるを得ず。大夫に二嫡なきは禮の正なり。數妻を並畜して通じて之を妻と謂ふは禮の變なり。高麗の季、士大夫は二三妻を並畜し遂に風俗を成し、國初回循して已まず。永樂十一年に至り始めて法を立て定限す。凡そ妻ありて妻を娶る者は先を以て嫡と爲し、而して本年以前に並畜したる者は則ち前後を論ぜず但だ尊卑相等しきを以て通じて之を妻と謂ふ。此れ専ら當時國に定制なきを以て習俗之を因循して然らしむ。一二人の越禮犯分の事に非ず。故に已むを得ず一時權宜の變禮を爲すのみ。若し其の前に於て國家が明かに禁章を立て兩妻を並畜することを得ざらしめて而して人制を踰へ禮を僭するあれば則ち之を越禮犯分と謂ふて然るなり。李湛の事は舉世滔々其の習俗を罪すれば則ち可なり。獨り湛が流俗に抜く能はざるを以て而して罪を歸するは恐らくは不可なり。借りて妻を娶るに親迎する如きは禮の正なり。男が女第に歸するは我國習俗の弊なり。今若し親迎せざるを以て正禮に由らずと爲して而して獨り罪を一二人に歸して

可なるや。何ぞ以て是に異ならん。國家既に制して變禮を爲し皆名づけて妻と爲して而して諸を六典に載せば則ち其の輕重する所あるべからざること明なり。父既に妻を以て之を畜へ、國家も亦妻を以て之を論じ子も亦生時母を以て之に事へ、獨り何ぞ死後にして而して其の服を疑はんや。今湛が李氏を娶るは立法の前に在り。白氏と李氏と固より尊卑の嫌なし。則ち孝孫の李氏の爲め喪三年を服して而して祠堂に拊すること疑なきなり。既に湛の妻たれば則ち夫黨の各其の服を以て之を服するも亦疑なきなり。且つ賜祭致賻は上の恩數に出づ。苟も恩の在る所は則ち庶孽と雖も亦之に及ぶ。況んや既に湛の妻たれば其の賻祭すべきや疑なき所たり。豈に兩妻に並行するを以て嫌と爲すべけんや。或は謂ふ。六典膽錄の並びに其の爵に封じ、其の田を給するを得ざるは禮に二嫡なきの義に縁るなりと。臣等謂らく膽錄に載する所の封爵給田は専ら其の夫の恩義の深淺と、同居と否とを以て之が分を爲すのみ。其の二嫡の嫌あるが爲めを以てに非ざるなり。若し封爵給田を以て嫡と爲せば、則ち正嫡は固より先後を以て重きとなすべし、豈一時の恩情を以て之が區別を爲さんや。立法の意は蓋し均しく是れを妻と謂ふなり。故に二の中に於て其の恩の重きを擇んで而して之を爲すの異なるのみ。獨り一を指して嫡と爲すに非ざること明かなり。且つ後の妻を娶るを既に越禮犯分の妻と曰へば則ち其の嫡たるを得ざ

ること明かなり。而して恩の深淺に隨へば則ち後妻も亦封爵給田の時あり。而して並封給田を得ざるは禮に二嫡なきの義に縁ると曰へば前後相悖つて而して恐らくは謂れ無きなり。王昌の事の若きは則ち當時議者或は以爲らく服すべしと。或は以爲らく服すべからずと。或は以爲らく各其の母の服を服すべしと。衆議紛紜たり。然れども其の事と此と同じからず。恐らくは據つて以て證と爲すべからざるなり。或は以爲らく孝孫は所生の母尙在りて而して父の後妻の爲めに喪三年を服せば、是れ自ら其の母を黜くるなりと。臣等謂へらく、孝孫の李氏を視る、誠孫の白氏を視る、均しく父の妻たり。若し孝孫自ら其の母を黜くるを嫌つて李氏に服せざれば則ち後日誠孫も亦豈白氏の喪に服して自ら其の母を黜くべけんや。若し然りとせば則ち兄弟は相に路人となつて而して父の妻を以て其の母を待たざるなり。豈情理に近しとせんや。生時並畜し、既に嫡妾の分なし。死後の服喪寧ろ自ら其の母を黜くるの嫌あらんや。或は謂ふ。孝孫は且く權典に従ひ、齊衰期年を服すべしと。又謂ふ。妾母は只だ三十日の暇を給す。之と嫌ふなきやと。臣等謂へらく、期年は律文の妾母の服にして今李氏は既に妾母に非ざれば則ち故なくして服を降すは義に於て未だ安からざる所なり。蓋し妾に非ざれば則ち嫡なり。嫡に非ざれば則ち妾なり。必ず一に居るべきなり。此に於て既に孝孫は嫡母三年の服を服すべからずと謂

ひ、又曰く妾母の三十日の暇に嫌なきや。是れ嫡に非ず妾に非ず。進退據る所なくして而して古制に無き所の服を創爲するものにして恐らくは未だ可ならざるなり。或は又題主の際の稱號を疑ふて難しと爲す。臣等謂へらく、前(前)繼母を奉祀する稱號も亦前賢の定むる所にして古典に載する所に非ず。而して士大夫の家は義を以て之を起し定めて稱號と爲す。何ぞ獨り此に於て稱號未定を以て而して其の祀を廢せんや。且つ曰く、二母は並び稱すべからずと。假し白氏無後にして而して誠孫をして奉祀せしめば則ち李氏を以て稱するや。白氏を稱するや。李氏を以て稱すれば是れ自ら父の前妻を黜くるなり。白氏を以て稱すれば是れ自ら其の母を黜くるなり。其の並稱せざるを得ざる疑なきなり。孝孫の李氏に於ける猶誠孫の白氏に於けるが如きなり。豈其間を輕重して而して祠堂に稱せざるべけんや。大抵並尊兩嫡は禮の大禁なり。國家其時に當り斷ずるに大義を以てし、決然先娶を以て嫡と爲せば則ち今日此の議なきなり。既に立法を爲し通じて之を妻と謂ひ、而して一朝にして遽かに分別を爲せば則ち惟だ立法示信の義に違ふのみに非ず。事勢に於ても亦防礙多く爾らざるを得ず。且つ此れは已に限年定制ありて後世通行の法に非ざれば固より争を開き亂を長ずる患なきなり。兩議を將つて以て政府に啓下し之を議す。僉の曰く、禮官の議是なり。然れども六典膽錄は先王の定制にして二三妻と雖

も皆許して嫡と爲す。凡べて喪制は何ぞ同ふせざるを得ん。宜しく思哲等の議に従ふべしと。李旬又其の可ならざるを條陳す。一、天下の事經は權を過ぎず。經は不易の正道にして權は變にして而して中を得るものなり。立法前の事と曰ふと雖も三綱五常は萬世不易なり。豈立法して然る後綱常をして其の正を得せしむるや。立法せざるを以て其の綱常を亂し、之を變と謂つて而して中を得て可なるか。一、六典膽錄に載する所は先王の定制なり、二三妻と雖も皆許して嫡と爲し凡べて喪制は何ぞ同じうせざるを得んと曰ふと雖も然れども二三妻者貴賤皆同ふして某を的指して嫡と爲し、某を妾と爲すべからず。故に私家奴婢は之をして均分せしむ。此れ特に一家の事のみ。封爵給田に至りては只だ一人に給す。此れ國家の公論變じて中を得るものなり。今二人の喪制を一體に施行せば則ち六典の意と相悖ることなきや。意ふに變に非ずして中を得るの事なり。況んや膽錄一時の事に於てをや。一、禮記に小功には税せずと、(日を經て喪を聞きて忌服することを税服と云ふ)。註に正服に據ると。而して此れは正服に非ずして而して宗親は税服すと言ふは恐らくは亦安からざらん。一、繼母は祠堂に拊すと。張子曰く、一堂の中豈二妻を容れんや。拊するに首妻を以てし、繼室は別に一所を立つること可なりと。程子曰く、凡そ配は只だ正妻一人を用ひす。奉祀の人是れ再娶して生む所なれば即ち所生を以て配

す。若し再娶者子なく或は別位に拊す。夫れ繼室にして親を養ひ、家を承け祀を奉ずれば繼後は無かるべからざる所なり。其の禮の正しきこと明白疑なし。而して程張の論は此の若く其れ同じからず。朱子に至りて然る後同拊の論定まる。二三妻を並畜するは之れ變と謂ふべし。而して中を得て祠堂に入ることを得んや。若し並拊に論定せば則ち專堂執祭の先妻尙ありて以て後妻を奉ずるは變と謂ふべく。而して中を得るや。然れども衆議是の如く政府の議も亦是の如くなれば喪三年を服するも亦是なり。事を厚くして之に服する猶可なり。祠堂に同拊するは斷じて不可なり。臣は堅く己説を執るに非ず。若し禮に違へば恐らくは議を後世に貽さん。世子に命じて季旬を引見し仍つて内製書を示して曰く。此の書爾の意と同じ。然れば傳旨を以て下議すれば則ち必ず予の意の向ふ所を以て而して之に附する者あらん。爾の名を書すれば爾の議の如きに似たり。文臣六品以上をして之を議せしむ。其の書に曰く、六典に載する所の二三妻を皆嫡を以て論ずるは其の子の爲めに言ふなり。若し其正を論ぜんと欲せば則ち先後の殊なる有りと雖も而かも其の族勢たるや初めより輕重の別なく今某氏の子を以て妾子と爲し某氏の子を嫡子と爲せば則ち唯だ其人の鬱抑たるのみならず、而かも當時用ひらるゝの士、勢ひ黜くを得ざる者多きなり。故に國家は已むを得ずして而して此の權制を立つ。然れども其の妻の封爵



は二を以てすべからず、只だ一人に於て之を施すなり。此を以て之を觀れば國家立法の意は見るべきなり。國家爵と命する只だ一人にあれば則ち其の人を謂つて正妻と爲すこと明白疑ひなく當に祠堂に耐すべし。其餘は則ち父の恩義に於て己に軽く國家に於て爵命を受けず、以て正母と爲さずと雖も可なり。既に以て正母と爲さざれば則ち期年を服すべし。或は期を服すと曰ふと雖も父妾と服を同じうするは可ならず。然れども禮窮すれば則ち同じ。聖經にも多く之れあり。期を服すと雖も何の嫌か之れあらん。以て正母と爲さずして而して當に期を服すれば祠堂に耐せざるの義も明甚なり。議者曰く、繼母は多しと雖も皆廟に耐すと。今此の數母は皆以て嫡たれば獨り廟に耐せずして可なりやと。此説是に似たり。然れども繼の一字は其義甚だ正しく禮の經たり。故に當に廟に耐すべし。並蓄の二字は其義正に非ず。禮の權たり。廟に耐せざるも又何ぞ疑はんや。爵命を受くるの母は既に廟に耐し、己を生む所の母を耐するを得ざれば則ち當に別處に祭るべし。己の母爵命を得ずと雖も己の服喪は當に三年を服すること常の如くすべし。假し所生母父の黜くる所となれば則ち廟に耐せず。而して其の子は正稱を以てせざるを得ず。其の母は嫡を以て稱せざるを得ず。今此の事正しく此と同じ。國家只だ一人に於て爵命し、餘人は爵命せず、其の爵命せざるの義は是れ國家之れを黜くるなり。國家黜けて爵命せ

ずと雖も其の母は嫡を以て稱せざるを得ず。其の子は正を以て稱せざるを得ず。今議者徒らに六典に並び正嫡を稱するの文を執つて而して國家の命爵只だ一人にあるの意を究めざるなり。是に於て六品以上之を議す。大司憲尹炯等三十二人は季甸の議に同じ。兵曹參判金銚等四十二人は思哲義に同じ。吏曹判書鄭麟趾、參判李審、參議下孝敬曰く、禮に並嫡なきは天下古今共に知る所なり。故に聖人の變禮を議するもの多しと雖も皆之に及ばず。前朝の季に二三妻を並畜し越禮犯分極まれり。永樂十一年始めて痛禁せしむ。誠に美法たり。但だ其の恩議の深淺を論ずれば後妻と雖も終身同居すれば則ち給爵給田す。是れ之をして慾を縱にし亂を長ぜしむるなり。而して可なりや、何ぞ其の當時有司の法を議すること是の如きの草草たるや。今之を正典に載せずして收めて膽録に入るのみ。其の經遠訓世と爲すべからざるの意も亦見るべきなり。議者の據つて以て定法と爲すも亦未安たり。國家も亦越禮と爲すべからざるもの制法に明かなり。宜しく王恣の故事に依り兩妻の子は各其の服を服し、如し禮の變も極めんと慾せば則ち衰を服し、或は服を變じ、會葬するに過ぎざるのみ。戶曹判書李堅基、參判李先齊曰く、今禮官の議説を觀れば禮の經は以て之に加ふるなし。然れども李氏は湛の妻たり。孝孫をして妾母の喪を服せしめて可なるや。集賢殿說禮の變曲盡して餘すなし。然れども並畜の妻を強いて

諸を前母繼母に擬して而して並耐するものは唯だ國典になき所なるのみならず、亦禮經の未だ聞かざる所なり。臣等以爲らく白氏と李氏は湛既に妻を以て之を畜ふれば、則ち孝孫、誠孫皆母を以て之に事へ、白氏死すれば則ち誠孫は齊衰の服を服し、李氏の死には孝孫は當に父在り、母死するの服に依り期年の服を行ひ奉祀は則ち白氏は當に廟に耐すべく、李氏は則ち專堂別祠すること略ぼ魯仲氏の法に倣ふこと可なり。之の如くすれば則ち白氏は爲めに尊きを加へず、而して耐廟し、李氏は居卑を爲さずして而して別祠す。名は同じきと雖も而も禮は自ら別れ實異らずして而して分自ら定まり、古の道に合し、今の宜しきを得て禮は少しく變ずと雖も大經に失はざるなり。刑曹判書李永孫、參判趙遂良曰く、當に王愍の故事に依り、各其の服を服せん。然れども通じて父妻と謂へば則ち亦服なかるべからず。當に權典に従ひ期喪を服し、三十日の暇を給すること可なり。賜祭致賻は尤も兩妻に並行すべからず。夫黨も亦遍ねく二三妻の服を服すべからざるなり。今孝孫は專堂主祭して而して所生母尙在れば將に李氏に何號を稱し題主し祠堂に耐祀せんとするや。宜しく誠孫をして別祠奉祭せしむべし。慶昌府尹鄭陟曰く、孝孫の李氏に於けるは繼母の正に非ずと雖も、姑らく六典の先後妻の法に依らん。此れ繼母は義服三年なり。後日に至り白氏の喪には誠孫も亦三年を義服せん。奉祀は則ち誠孫別に祠を立

て母を祭り封爵給田の若きに至りては湛は已に罪を得る、復た議する所あるなし。賜祭致賻も亦宗親の禮なれば一に禮官の議に従ひ之を停めん。其餘は或は以爲らく降して妾母の服を服せん。或は以爲らく、期を服し、並び祠堂に耐せん。或は以爲らく、三年を服し、李氏の歿後を待つて並耐せんと。群議一ならず。上は李旬に謂つて曰く、孝孫は李氏の爲めに期喪を服し、誠孫は別に他所に於て李氏を奉祀し、禮曹をして此の如く定制せしめんと。是年十二月に至りて禮曹は政府に報ず。政府は立法を必せずと啓す。思哲、李旬も亦啓して曰く、立法前此の如き者は必ず多からざるなり。立法の後は斷じて此の事なし。何ぞ立法を必せんや、と。但だ孝孫は服せざるべからず。然らば期を爲すと、三年の喪を爲すことを定めずして其の爲さんとする所に任せんと。之に従ふ其の從兄李稷をして其の服せざるの非を言はしむ。孝孫は始めて喪に服し、已に期に近し」(註一七)。

三八、世宗實錄第二百十卷十九枚表九行、三十年五月癸巳條

(皇紀二千八百八年  
西曆一千四百四十八年)

「司憲府は啓す。知麟山郡事李耕槩は曾つて妻ありて妻を娶るを以て本府の効を被り赦に因つて幸に免る。又熊津節度使となり、自ら婚書を作り、妻を星州の地に娶る。其の薄行は此の如

し。夫れ守令は近民の職なれば叙授すべからず。上は政府に議して而して之を罷む。初め憲府は吏曹の謬擧を以て並び之を効す。掌令元自直は闕に詣り効せんことを請ふ。兼判事左贊成朴從愚を効せんと請ふ。上は曰く、初め叙授に當り之を擇ぶ。精しからず、固より責むべきなり。然れども之を効する勿れ。自直は命を聞き乃ち曰く、政府の大臣を効するは心に甚だ之を難しとす。今効する勿れと命ず。吾等の喜びたるに足るなり。喜び色に形れ一言なくして而して退く時議之を譏る」(註一八)。

以上の記事は有妻娶妻の故を以て司憲府の効を蒙り、赦に因つて幸に罪を免れた實例である。同時に以上の記事は婚書は主婚者に於て作製することを要するといふ事を示したものである。

三九、文宗實錄第三卷五十二枚表七行、元年九日戊辰條

(皇紀二千四百五十一年)  
(西曆一千四百五十一年)

「初め卒中樞李秦は先妻金氏が愚昧にして且つ繼嗣なきを以て更に崔氏を娶つて一家に並畜し、積んで年紀あり、丁卯の秋に至り崔氏の女婿は武擧(武科の試験)に赴かんと欲す。訓練觀は赴試(試験を受くること)を許さず。秦は上京して之を訟ふ。國家は論定するに金氏を以て嫡と爲し、崔氏を妾と爲して之を離異す。其後秦は上言するに崔を離すことを欲せざるの意

を以てす。世宗は優して而して之を許し崔と金と同居せしむること初めの如し」(註一九)。

以上の記事に依り、次の如き事實のあつた事が明かである。有妻娶妻の事實が發覺して前娶者を嫡と爲し、後娶者を妾と爲して離異した。然し本人の上言に依り、前の如く夫と前娶者、後娶者三人が同棲することを許した事實があつたことである。同時に離異するといふことは、婚姻を無効として事實上の同棲關係を絶止せしむることであるといふことが之に依つて明かである。

四〇、文宗實錄第六卷四枚裏四行、及同卷十三枚裏四行元年二月癸酉條

(皇紀二千四百五十一年)  
(西曆一千四百五十一年)

「司憲府は啓す。成均學正(成均館の一職)の孫孝文は妻ありて妻を娶る。赦宥を経て治罪すべからずと雖も離異完聚(後妻を離異して前妻と同棲すること)せんことを請ふ。之に従ふ。事を視る。左獻納金震知は啓す。成均學正の孫孝文は纔かに科第に登り(文科に合格せしこと)輒ち糟糠の妻を棄つ。情行薄惡當に懲戒すべき所なり。然れども已に赦に遇へば科罪すべからず。罷黜して以て土風を礪まさんと請ふ。況んや學正學錄は常員に非ざるなり。此の如き薄行の人の告身に署經するは不可たり。大司憲安完慶も亦之を力言す。上は左議政皇甫仁を顧みて曰く、此事如何。仁曰く、臺諫の言は然るなり。上は之に従ふ」(註二〇)。

以上の記事に依つて、禁令を犯し重婚を爲したる後に於て、大赦に因つて治罪すべからずと雖も職を罷めて後妻を離異して前妻と同棲することを命ぜし事例である。

次に掲げる記事は三九の記事と同一事案に付てである。

四一、文宗實錄第七卷二十九枚表十四行、元年五月癸卯條 (皇紀二千百一十一年 西曆一千四百五十一年)

「中樞院副使李秦の妻崔氏は上言す。家翁李秦は先妻の金氏は其の嫡祖母昌禧宅主鄭氏の奴婢文券に於て金氏の母を稱し、妾女と爲すの故を以て之を出し、遂に女を以て妻と爲し、爵牒を受く。去る丁卯年の親試に家翁が二妻を並畜するを以て女婿元矩の赴試を許さず。家翁は陳訴す。憲府に命じ之を辯せしむ。金氏の妾産たること文の考すべきものなきを以て論ずるに有妻娶妻を以てし命じて還た離異し、爵牒を收す。後乃ち復合す。伏して望む。爵牒を還給せよと。上は允さず」(註二二)。

以上の記事に依つて事案の内容は明かだと思ふ。此の事件に關して次の事が言へると思ふ。即ち重婚の故を以て一旦後妻と離異することを命じ、夫の上言に依つて復合せしめた。崔氏の主張するが如く、後妻が離異されたにも拘らず復合せしめられたのであるから妻と認めたのか、然し爵牒を還給せよと願つたのに上は之を允さなかつた故に妾として同棲を許したものと見るのが穩當であらう。然し記事の中には李妻崔氏と記してあることを注意すべきである。

四二、文宗實錄第八卷三十二枚裏十一行、元年七月丁未條 (皇紀二千百一十一年 西曆一千四百五十一年)

「司諫院諫は啓す。獻納の高台弼は詐つて妻の高氏を以て已に死すると爲して而して告身を出す。臣等は未だ知らずして署經す。今高氏の生存するを聞く。請ふ、攸司に下して其の妻ありて妻を娶りしことを覈せん。命じて司憲府に下す。台弼は濟州の人にして中樞得宗の子なり。初め同邑の高峻の女を娶りて妻と爲し、其の海島に在り、且つ心に之を薄んずるを以て未だ嘗て同居せず。獻納を拜するに及んで告身に署經するに妻亡ぶを以て辭と爲し、後に士族金巖の女を娶る。本院は乃ち初妻の未だ亡びざるを知るや効して之を罷む」(註二三)。

以上の記事に依れば、妻が既に死亡したといふので署經し、官では妻の生きて居るといふことを知らなかつたが、後に妻の生存して居るといふことが判明して、後妻を娶つたといふことを理由として司憲府に下され、職を罷められたことが明白である。

四三、文宗實錄第十二卷四十二枚裏七行、二年三月壬戌條 (皇紀二千四百五十二年 西曆一千四百五十二年)

「司憲府は啓す。前獻納高台弼は妻ありて妻を娶り、詐りて前妻を稱して亡妻と爲す。私罪杖九十、後妻を離異し前妻を復合せんと。之に従ふ」 (註三〇)。

四二の記事に依れば高台弼は前妻が死亡したと詐はり後妻を娶つたので、有妻娶妻の故を以て職を罷められたことが明白になつたのであるが、更にその翌年文宗二年に私罪杖九十に處せられ、後妻を離異して前妻を復合したことが明かである。

四四、世祖實錄第十三卷三十枚表五行、四年七月甲寅條 (皇紀二千四百五十九年 西曆一千四百五十九年)

「甲寅司諫院は啓して曰く、金汗の妻のことは已に畢る。允成は竟に之を罪せず。臣等以爲らく糟糠の妻が堂にあつて、婚を圖るは不可なり。況んや喪中に議婚の家に宿すに於ておや、允成」 (註三四)。

糟糠の妻があるにも拘らず、重ねて妻を娶つた事例である。次に掲ぐる記事に依つて事案が如何に取扱はれたかといふことが明かになるであらう。

四五、世祖實錄第十三卷三十一枚裏六行、四年七月甲寅條 (皇紀二千四百五十九年 西曆一千四百五十九年)

「左司諫金從舜等上疏して曰く、臣等近く允成の事を將つて累ねて天聰を瀆せしも未だ愈允を蒙らず。憤鬱に勝へず。臣等竊かに謂へらく、父母の喪は天子より庶人に至り天下古今の達禮なり。起復(除服出仕のこと)の法は後世に起る。大臣憂に居り、或は宗社或は軍國の重任に關係するものあれば、則ち人君は已むを得ず情を奪つて起復せしむ。喪に在る者も亦自ら能く度れば有無已むを得ずと爲して職に就く。然れども憂感の情に忍びず家に在れば則ち衰經を離さず。寢苦枕塊し、唯だ君に朝するに吉服を以てす。此れ古の制なり。允成は今母喪にありて殿下は其の舊勞を記し、權に従ひ起復す。允成たる者宜しく上は聖意を體し、下は子職を盡すこと古の大臣起復の例の如くすべし。居處、言語、舉止、慎まざるべからざるなり。今纔かに小祥を踰ゆ。此れを何時となし、飲酒過醉して良家寡婦の第に止宿するや。允成は大臣なり。無知妄作の比に非ざるなり。惟ふに此の一舉にして已に大節に失す、況んや金汗の家は素と婚を圖る所の嫌疑ある所なり。儻し、醉に因つて知なしと曰へば其れ能く人々の惑を去らんや。此れ臣等の反覆之を思ふて其の端を知るなきものなり。臣等は嘗て聞く。志に於て憐むなくして鏃鄒(名劍の名)を下すを爲さん。允成は既に金汗の家と約婚し、又往いて止宿するは是れ

何の心ぞや。泣血摧肝の時に方りて而して其の行ふ所是の如し。不孝の罪を免かれんと欲すと雖も其れ得べけんや。五刑の屬三千にして而して罪は不孝より大なるはなし。此を釋して問はざれば唯だ允成の懲艾する所なきのみに非ず。將に人々效尤し、綱常は漸く泯滅に就かんことを恐るるなり。臣等又謂へらく、故なく妻を棄て、妻ありて妻を娶るは國に常憲あり、今や允成は公然書を納れ結婚す。若し前妻を棄てざれば是れ妻ありて妻を娶るなり。若し前妻を棄つれば是れ故なく妻を棄つるなり。是れ亦其の實を明辨せざるべからざるなり。伏して望む。殿下は攸司に下し推覈して以て其の罪を正しふせられんことを。傳に曰く、其の日子が允成に酒を饋るは爾等の聞く所なり。今允成は之を何所に飲んで而して酔ふと謂ふや。對へて曰く、臣等は但だ允成の酔ふを知るのみ、飲酒の處は則ち未だ知るに及ばざるなり。傳に曰く、疏に公然納采すと謂ふ。允成之を爲すと謂ふか、其父之を爲すと謂ふか、啓して曰く、納采の事は父之を主ると雖も妻ありて妻を娶り、故なくして妻を棄つれば則ち烏んぞ罪なきを得んや。傳に曰く、強いて允成罪ありと謂へば爾等は退いて條目を作り、更に啓せよ」(註二五)。

以上の記事に依つて故なく妻を棄て、或は妻ありて妻を娶るのは國に常憲があつて之を許さなす。允成は今公然書を納れ結婚した。故に若し前妻を棄てないのならば此の行爲は妻あつて妻を娶る禁令に違反する、若し前妻を棄てたのならば故なく妻を棄てたことになる、といふことが明かにされる。即ち此の時代には正當の理由なくして妻を離婚することを得なかつたのである。

四六、世祖實錄第二十五卷三枚裏四行、七年七年丁未條禮曹傳旨中、(皇紀二千二百二十二年)(西曆一千四百六十二年)

『一、永樂癸巳三月十一日以後妻ありて妻を娶る者は痛懲離異す。其の即ちに發覺せず身歿して後子孫にして嫡を爭ふ者あれば先を以て嫡と爲す』(註二六)。

以上の記事に依つて永樂十一年三月十一日以後有妻者にして更に妻を娶つた者は痛懲離異する。直ちに發覺せずして其の者の死亡後其の子孫嫡を爭ふ者があれば先を以て嫡と爲すこと明である。

四七、世祖實錄第二十九卷十四枚表二行、八年九月乙卯條 (皇紀二千二百二十三年)(西曆一千四百六十三年)

「司憲府は全羅道分司憲府の關に據り啓す。節制使洪興祚は既に摠制洪寶の外孫姜氏を娶り、又淳昌別侍衛禹伯敏の女を娶り二妻を並畜し、猶不足と爲す。乃ち本道の兵使を以て靈光安置趙廷瑞の女を娶らんと欲し、其の家に至り多く威勢を張り以て之を脅かす。廷瑞は許さず、辭

するに女が斷髮せしことを以てす。興祚はその邑の守令及び其弟洪興致をして寢房に突入せしめ之を見て互に相趨る。貪淫頑暴無狀なること之より甚だしきはなし。赦前を以て之を釋すべからず。請ふ、推鞠痛懲せんと。命じて興祚の職を罷め後妻を離異す」(註二七)。

二妻を並畜する者が更に娶らんと欲して策動した。之が問題となつて、司憲府が赦前なるの故を以て之を釋すべきでない、といふ理由で推鞠痛懲せんことを請ふたので命じて其の職を罷め、後妻を離異した實例が此の記事に現れて居る。

四八、世祖實錄第三十五卷八枚表二行、十一年正月丁丑條

(皇紀二千百二十六年  
西曆一千四百六十六年)

「是より先、司憲府大司憲金從舜等上疏して曰く、謹んで詩と春秋を按ずるに媵妾其の分に安んず。曰く、寔れ命同じからざるなり(詩に「抱衾與稠寔命不同」とあり、后妃と媵妾との異なるを云ふ)。聖人は葵丘(葵丘は春秋の地名なり、齊の桓公は葵丘に諸公を會して盟約を爲さしむ。此に所謂葵丘とは葵丘の盟のこと)に妾を以て妻と爲す無れの禁を美とす。蓋し妾は以て嫡に並ぶべからず、卑は以て尊に抗すべからず。嫡妾の分は猶天經地緯の如く紊るべからざるなり。國家は前朝の季に士大夫が二妻を並畜し、大いに名分に違ふを擬議し、年の癸巳を限

として而して有妻娶妻の禁を嚴立し、其の禁を犯して而して娶る者あれば、禮を成すと曰ふと雖も一に妾を以て論ず。嫡妾の分一たび明にして嫡に配し正を奪ふの患は自らにして生ずるなきや久しきなり。頃者、金洞は幼にして閔汝翼の女を娶り、以て妻と爲す。其の無後を憫み又都以恭の女を娶り、二子を生んで而して閔氏と與に同居して其の身を終へて而して異心なし。然れば則ち以恭の女は妾なり。其の子は則ち庶なり。安んぞ之を洞の嫡子と謂ふを得んや。洞の身纔かに斃れて而して其の子堅や嫡たらんと欲す。春秋の法を以て論ずれば斷じて聽すべからざるなり。儻し曰く、洞の母は其の子の後無きを憫んで禮を都氏に成す。嫡に非ざるを得んや。則ち閔氏に於て洞と同居して而して終るは何ぞや。金何、金攸、金脩は洞の從昆弟なり。許稠と權有順は洞の妹夫にして而して其の洞嫡妾の間に答ふるや、金何は則ち曰く、正妻閔氏は則ち一生同居して都氏は則ち良妾なり。金攸は則ち曰く、妻閔氏と同居して而して都氏は河氏の家陪居すれば則ち兩つながら嫡を以て見計すること難きなり。都氏は乃ち妾なり。金脩は則ち曰く、妻の閔氏の生時に都氏を娶るなり。許稠は則ち曰く、妻母河氏は嘗て都氏を稱して妾と爲して而して洞も亦閔氏と同居して都氏を並畜す、妾に非ずして而して何ぞや。權有順は則ち曰く、其の妻の無後を憫み都氏を娶つて妾と爲す。而して閔氏と同居するなり。況んや

金原は洞の妾子にして而して都氏に代り認ふる者なり。亦曰く、正妻閔氏に於て慥くも棄別することなし。而して都氏は則ち河氏の家に陪居す。閔氏は則ち父と與に同居して而して居り、同年にして歿するなり。蓋し衆口一辭僉な曰く、都氏は妾なりと。然れば則ち其の娶るや妻ありて娶るなり。其の畜ふるや妾を以てして而して嫡を以てせざるもの章章明かなり。婚書ありと雖も安んぞ洞の嫡妻たるを得んや。又況んや其の婚書の辭を考ふれば、則ち先妻を棄別すと云ふのみにして其の僉な曰ふ姑くなれば、則ち始めより終りに至り閔氏と同居して棄別することなし。名は婚書と曰ふて而して先妻棄別の言は虚妄にして之を婚書と謂ふべからざるなり。儻し或は都氏の系閔氏の系と相若（相同じきこと）なれば、猶妻あり妻を娶れば先を以て嫡と爲すの法を以て律すべければ、則ち閔は當に嫡たるべく都は當に妾たるべきなり。都を陞して閔に配するは法に於て之を爲すを得ざるなり。矧んや都氏は微者より微なり。其の父を問へば則ち義盈庫の直長なり。其の祖を問へば則ち郎將なり。其の曾祖を問へば則ち曰く版圖の判書なり。其の職の虚實を覈せんと欲して其の告身を督納すれば乃ち曰く、一も皆あることなし。終に納るゝを得ず。然れば則ち都氏は本是至微にして而して正嫡たらんと欲し、陽はに士族の如く虚御を冒結（冒結すること）し、其の朝廷を欺妄を爲す此より甚しきたるはなし。是の如

きの人を以て洞の嫡と爲すは臣等竊かに以爲らく難きなり。且臣等以爲らく假若し人子たる者必ず嫡となりて而して後に其の祀を奉ずれば則ち其の無後を哀んで而して許して其の嫡と爲し、以て其の祀を繼ぐ。猶之れ可なり。庶子と云ふと雖も猶奉祀することを得れば則ち堅は嫡たるを得ずと雖も而も洞に於て其の祀を絶たず。國に於て其の分を紊さず。兩ながら固より憾みなきなり。何ぞ必ず都を陞して閔に配し堅をして嫡たらしめんや。洞の嫡妻は一家の私なり。國の大法は萬世の經なり。國の法一たび洞の嫡妾に搖がば則ち將に已往將來千萬世に搖ぎて而して名分は従つて而して紊れんとす、懼れざるべからざるなり。且つ有司は紀法の守なれば義として法の爲めにして而して惜まざるべからざるなり。臣等は改めんと欲して能はず、反覆冒瀆して而して卒に未だ惑を解かざる所以のものは豈一洞の爲めならんや。只だ其法を愛する而已、伏して惟みるに殿下は垂仁採納し以て名分を嚴にせば幸甚なり。是に至り上は掌令朴安性を召して曰く、改疏して以て來れと。

同卷十七枚裏九行、十一年二月丁未條

（皇紀二千百二十六年  
西曆一千四百六十六年）

「司憲府大司憲金從舜等上疏して曰く、臣等嘗て眞德秀の言を觀るに曰く、魯の哀公は將に公



子荆の母を以て夫人と爲さんとし、宗人をして其の禮を獻せしめんとす。對へて曰く、妾を以て夫人と爲すは固より禮になし。諸侯に在りて而して尙爾り。況んや卿大夫、士庶人に於てをや。然れば則ち妾は以て嫡と爲すべからず。卑は以て尊に抗すべからず。嫡妾の分は猶天經地緯の如く紊るべからざるなり。昔前朝の季に在りて士大夫妻ありて妻を娶り、任意自ら恣にし兩妻を並畜し、名づけて京外妻と云ふ。名分無等たるに至る。我が太宗恭定大王は盡く前朝の弊を革めて而して其の綱常を瀆亂するを慮り、有妻娶妻の禁を嚴立し、其の禁を犯し即ちに發覺せずして而して身歿する者あれば、禮を成すと曰ふと雖も後を以て妾と爲すこと載せて令甲に在り。其の萬世の爲め綱常を扶植するの計至つて深切なり。頃者金洞は閔汝翼の女を娶つて妻と爲し、而して又都以恭の女を娶り、閔氏と共に並畜すれば則ち洞や安んぞ二嫡を有せんや。後に都を娶つて而して妾と爲すこと明かなり。且、金何、金攸、金脩は洞の從昆弟なり。許稠、權以順は洞の妹夫なり。皆曰く、閔氏後なし。都女を娶つて妾と爲して而して閔氏と同居す。然れば則ち洞の嫡妾の間一家宗族の共に見る所なり。朝廷大臣の共に知る所なり。郷黨朋友の共に聞く所なり。婚書ありと雖も其の婚書に考ふれば則ち先妻を將に棄別せんとするの辭あり。婚姻禮狀固より此の例なきなり。士族の家安んぞ此の婚書を見て而して女を與へ婚を爲すあら

んや。都氏は微者より微なる者なり。意は正嫡に在らず、故に其の婚書の正不正を計らずして而して女を與へて婚を爲す、其の意は妾たるや章々明かなり。此を以て之を觀れば、洞の情は只だ婚書に假り都氏を誑誘し以て娶らんと欲す。爾れば初より都を以て嫡と爲して而して娶るに非ざるなり。本是れ至微にして而して陞せて正嫡と爲さんと欲して陽に士族の如くし、虚銜を冒結す。其の虚實を覈せんとし告身を督納すれば則ち曰く、一も皆あるなし。其の朝廷を欺罔す、此より甚しきたるなし。是の如きの人を以て人の正嫡と爲すは難きなり。臣等は斯の女の妾たるを灼知して而して斯の女を以て洞の嫡と論ぜば則ち臣等も亦天聰を欺くのみ。安んぞ敢て誣せんや。臣等以爲らく人嫡子なければ則ち其の嗣を絶つ。妾を以て妻と爲すこと禮法にありとするも猶之れ不可なり。況んや庶子猶奉祀するを得ること國に常典あり、即ち都や洞に嫡たるを得ずと雖も其の嗣を絶たず。法に於て其の分を亂さず、兩つながら固より憾みなきなり。何ぞ必ず都を以て嫡と爲さんや、洞の都を以て嫡と爲すは一家の事、固より害なきなり。並畜の禁を一度廢して而して輕々しく祖宗の成憲を改むれば則ち獨り明時の盛典に虧くる所あるのみならんや。國の臣は獨り一洞のみに非ずして而して此の源一たび開かば其の流れ將に冠履倒置者其の幾何を知らざらんとす。蓋し有司は紀法の守、義として法のためにして而して惜

まざるべからざるなり。臣等は此が爲に懼る。再び改目の命を蒙るも猶且つ之を改むるに忍びず。反覆冒瀆卒に惑を解く能はざる者は豈洞の爲ならんや。只だ禮と法とを愛する而已なり。臣等は敢て天威を瀆し、隕越の至りに勝へず、伏して惟みるに殿下垂仁採納以て嫡妾の分を嚴にせらるれば幸甚なり」(註二八)。

事案の内容は右記事に依つて明かである。即ち妻ありて更に妻を娶つた者は、假令婚書がありと雖も之を以て妻と爲すことが出来ない。國法に依つて妾と爲し、其の子は庶子を以て論ずべきであるといふのである。

四九、世祖實錄第三十九卷十二枚表十四行、十二年六月壬子條 (皇紀二千百二十七年西曆一千四百六十七年)

「司憲府は啓す。卒中樞院副使金洞は後に都氏を娶る。婚禮を爲すと雖も前妻の閔氏と與に一家に並畜す。當に妾を以て論ずべし。然れども都氏も亦士族なり。洞は閔氏に於て子なし。請ふ。都氏を以て後妻と爲さんと。之に従ふ」(註二九)。

以上の記事に依つて妻ある者が妻を娶つて、婚禮を成しても前妻と與に一家に並畜した場合、後妻を妾として論ずべきである。然し乍ら後妻が士族なる場合に於て、前妻に子が無いので後妻

を以て妻と爲さんと請ふたので王は之を許したといふ事例の存在が明にされたのである。

五〇、世祖實錄第三十九卷十二枚裏十三行、十二年六月癸丑條 (皇紀二千百二十七年西曆一千四百六十七年)

「癸丑司憲府は啓す。甲士劉繼根は邦憲を畏れず、二妻を並畜す。請ふ、律に依り科罪し、告身を追奪し、後妻を離異せんと。之に従ふ」(註三〇)。

二妻を並畜したといふ理由で律に依り科罪せられ、告身を追奪せられ、後妻を離異せしめた事例がこの記事である。

註一 太宗實錄第十九卷二枚裏五行、十年春正月己卯條

流單資注簿姜順前郎將金仲節干外方仲節與順爭家基訴于憲府順並畜四妻一棄既有大家今又欲濫執吾家基憲府移牒漢城府問順家舍之有無知仲節之誣又問順多畜妻妾之故順對以皆已去之於是憲府論順連棄三妻悉行已欲瀆亂男女之分遂兩請其罪

註二 太宗實錄第二十三卷九枚表終行十二年二月戊午條

罷彥陽監務鄒包職包初娶崔氏與更父喪又娶安氏厥後生子於崔無故還棄崔氏當憲司推劾之際包覓免並畜之罪以所生子爲非己子與崔氏對辨不能匿情有累倫理不合臨民故憲司疏請事在宥前只罷其職

註三 太宗實錄第二十五卷十三枚表十三行十三年三月己丑條

己丑司憲府上疏疏曰夫婦人倫之本而嫡妾之分不可亂也是以聖人修春秋魯惠公以仲子爲夫人而天王歸闕家宰書名僖公用成風致夫人而天王歸舍且則王不稱天所以明嫡妾之有分萬世之常經不可以一時之私亂也惟我太祖體春秋百王之大經嚴士大夫妻妾之際爲封爵進田之法嫡庶之分明矣人倫之本正矣然前朝之季禮義之化不行夫婦之義首紊卿大夫士惟欲之從情愛之惑有妻妾妻者有之以妾聖妻者亦有之遂爲今日妻妾相訟之端世久人亡徵不足取飾詐匿情眞偽難明處決無據怨讟繁興以至傷和致變此非小失不可不正臣等謹按 皇明頒降制律曰妻在以妾爲妻者杖九十並改正若有妻更娶妻者亦杖九十離異臣等嘗以媒娉姻禮之備略定爲妻妾將已身現在以妾爲妻者妻在娶妻者並皆按律處決身沒不復改正離異者願依春秋貶仲子成風之例以先爲嫡封爵進田則聖人之化與而妻妾之分明矣 從之

**註四** 太宗實錄第二十七卷四十六枚裏三行十四年五月辛酉條

司憲府大司憲柳觀等上疏疏曰夫婦人倫之大綱前朝之季禮制紊亂紀綱陵夷大小人員京外兩妻任然並畜因此身歿後兩妻子息互相爭嫡遂成仇怨或有妻而更娶妻還合先妻者歿後子息等互相爭嫡或有先娶妻後娶妻者歿後子息等爭嫡又或有一時並畜三妻者歿後子息爭嫡爭訟多端然歲月已久婚書有無及成禮與否分揀決絕爲難風俗不美凡有妻妾妻者糾察無門有妻者任然成禮再娶後妻先後相嫡兩班子息一於後娶稱妾追論決絕誠爲未便乞先後妻恩義深淺棄別有無同居與否分揀恩義相盡夫婦之道也先妻恩義淡薄後妻終身同住婦道無虧則雖後妻給爵守信田奴婢分給妻妾子息爭嫡者勿論先後推明決絕奴婢依曾降教旨內妻妾例差分三妻並畜者勿論先後其中終身同住者給爵及田奴婢則三妻子息平均分給自永樂十一年三月十一日以後有妻妾妻者痛懲離異其中不現者身歿後子孫爭嫡者以先爲嫡決絕何如 上從之唯衆所共知先後內嫡室恩義厚薄分揀決絕

**註五** 太宗實錄第三十三卷十六枚裏十行、十七年正月庚辰條

永樂十二年七月日司憲府啓本內 前朝之季大小員人有並畜京外兩妻者有妻而更娶而還合先妻者有先娶妻後娶妻者有先娶妻後娶妻者又有一時並畜三妻者身歿後子息等互相爭嫡爭訟多端然時無有妻妾妻之禁而已成婚先後相適者今以後娶而追論決折誠爲未便上項條條先後妻恩義深淺棄別有無同居分揀薄於先妻而與後妻終身同住婦道無虧者給爵與田而奴婢而均分於之子還合妻終身者先妻給爵與田而奴婢上同先妻子爭嫡者勿論先後以正妻爲嫡三妻並畜者勿論先後終身同住者給爵與田

奴婢平分於三妻之子永樂十一年三月十一日以後有妻妾妻者痛禁離異奉教依允衆所共知先後妻內嫡室恩義厚薄分揀決折臣等以謂夫婦三綱之首而禮無二嫡者天地之常經古今之通義豈可以恩義之厚薄不論先後而混於嫡哉乞將永樂十一年三月十一日以前再娶妻者除先妻死而後娶妻及以不得已之故而改娶有明文者外一時並畜二妻以上者與更娶後還合先妻者皆以先爲嫡餘皆論妾以定名分今先妻子爭嫡者勿論先後以正妻爲嫡事及永樂十一年三月十一日以後有妻妾妻者通禁離異等事一依司憲府上項受教 庚辰司憲府上治道數條中

**註六** 太宗實錄第三十四卷三十六枚表三行、十七年十二月丙戌條

丙戌司憲府請知价川郡事閔壽山有妻娶妻擅自離任之罪 上以壽山同年同庚特原之

**註七** 世宗實錄第十卷十三枚表四行、二年十一月辛未條

永樂十年司憲府啓有夫婦然後有君臣故夫婦人倫之本而嫡妾之分不可亂也然高麗之季禮義之教不行夫婦之道遂紊卿士大夫或有妻妾妻者有之或以妾爲妻者有之遂爲今日妻妾相訟之端怨讟繁興以致傷和致變非小失也不可不正臣等謹按大明律曰凡以妻爲妾者杖一百妻在以妾爲妻者杖九十並改正若有妻妾妻者亦杖九十離異臣等請以媒娉婚禮之備略定爲妻妾將已身現在以妾爲妻者妻在娶妻者並皆按律科罪

**註八** 世宗實錄第二十三卷三十枚表二行、六年三月丙戌條

刑曹啓牙山戶長全謹廣占田地多置農場影蔽良民官婢作妾瑞山戶長柳訥並畜三妻田地民戶多占挾漏貽弊民間請依六典典刑回示命各減一等

**註九** 世宗實錄第二十九卷四枚裏十一行、七年七月丙子條

義安大君和先妻安氏卒後妻盧氏子澄等服喪未定 上命詳定所都提調領議政李稷提調吏曹判書許稠判書李孟均議命曰禮無二嫡之文然今安盧之間不可以嫡庶言之且受教自永樂十一年癸巳三月十一日以前有妻妾妻者勿論先後皆爲准妻請姑做繼

母之服從之從之

註一〇 世宗實錄第三十卷十五枚表終行、七年十一月癸丑條

掌令柳士根啓曰司成李致以儒士有妻娶妻故干邦憲前此本府勅之適遇赦不罪但令完娶令致顯前妻崔氏仍與後妻姜氏居又與崔父澍對訟稱爾汝及其理屈辭窮知罪不可逃然後欲免罪責上書曰奸被身訴雖實亦免其設心奸矣其冒弄聖聰明矣請置於法上曰杖九十足矣更請何爲

註一一 世宗實錄第三十三卷十二枚裏六行、八年八月甲申條

司憲府啓前判官史周卿有妻娶妻律應杖八十從之

註一二 世宗實錄第五十五卷十九枚裏八行、十四年三月戊辰條

受常參視事 上謂左右曰前朝之季士大夫畜京外妻或並畜二三妻皆謂之嫡國家隨其恩義輕重以別嫡庶今人或有妻娶妻者其子孫何以分嫡庶乎判書鄭欽之對曰國家已有著令有妻娶妻者即令離異雖不別立教條後妻之子何以嫡論之乎 上曰國家若知有妻娶妻則離異而其子爲庶矣若或不知則何以處之且妾子承重者授職無限量至於赴試何不通論乎右議政權軫曰登科則通仕路而至爲臺諫故不許赴試

註一三 世宗實錄第七十六卷三十枚表十四行、十九年三月壬子條

漢山府院君趙英茂之子瑛理異母兄弟也兩人之母世系相等不相上下高麗之季士大夫兼畜二妻率以愛情厚薄擇其中一人封爵瑛母金氏未得封爵理母康氏以見愛於夫獨封爵且金氏爲妻後於康氏理因此謀欲奪嫡妾稱兄瑛爲妾子且瑛以母神主廟於祠堂理徹去坐席憲府勅其傷敗彝倫按律當決杖一百徒三年特命只贖杖一百

註一四 世宗實錄第七十七卷十六枚表七行、二十九年九月丙申條及同二十一枚裏八行同月壬子條、同二十二枚表七行、同月

戊午條

中樞院副使李泰上書曰臣本家世孤寒幸以先考臣商山君敏道獲際 太祖日月之末光登名開國勳臣之列進秩崇班及至臣身又蒙 太宗聖上罔極之恩位至樞府仰惟聖恩昊天難踰第以愚陋之材絲毫無補日夜私自兢惕臣年甫十七先臣辭世臣艱難孤窟用是不能謹始嘗於禮經急於治生娶妻幸臣金先致之女初雖不識其家世後被賊獲之訟偏聞家藏之籍乃知母與外家皆庶室且年將五十尙無嗣息而又嬰痼疾歲庚戌娶崔安海之女生一女一男獲承先之緒頃者臣之女婿內禁衛守副司正元矩欲赴親試武科訓練親以妻父並畜二妻見符不錄姓名以此女子見棄於其夫臣之不幸至於如此涕泗交頤臣本孤臣之子常恐辱先小心律已夙夜戰兢豈於文明之代敢干邦憲並畜二妻也今之門母與外家皆人之妾以其女子爲主婦不齊卑身柳亦卑先臣而輕宗祀也將何顏並立於士林間乎何顏入於家廟乎何顏見先臣於地下乎但哀其無所歸而留之以養疾耳其實本非適也用是崔之門女爲主婦而承小臣之宗祀歲在辛酉已受夫人之牒伏望聖慈下燭哀臣愚懇繼臣後裔完娶女婿傳先臣感 聖恩於地下此臣所日夜之望也伏惟 聖慈

註一五 世宗實錄第十六卷十七枚表七行、二十九年閏四月己酉條

黃海道鳳山記官李峻廣植田莊並畜三妻影占良民五戶欺隱所耕田數結以避縮役抑買民田又多聚斂且托官家田獵多率軍民號稱驅軍分授旗廳登山逐獸與善射者遊戲射獵宿民間使之供億戴笠插羽衣服修麗常自擬李判院事豪橫鄉曲多行不法事憲府啓峻爲一邑惡姦姦併越略無畏忌元典元惡鄉吏所犯深重者典刑回示請依此法置之極刑 上命減死屬爲三水郡驛吏知郡事李一元亦坐不能禁制罷職李判院事謂顧蒙也以威脅人恃寵怙勢候漁殖貨受人賄賂狂妄之行聞于中外故峻亦勅之

註一六 世宗實錄第十七卷二十一枚裏八行、二十九年九月壬子條

司憲府啓中樞院副使李泰以糟糠之妻金氏詐稱爲妾後娶崔氏謀欲奪嫡冒受爵牒實爲奸詐續刑典節該有妻娶妻者痛懲離異子孫爭嫡者以先爲嫡崔氏及所生子女依成憲以正名分追奪爵牒又治泰罪以戒後來 從之但泰勿論

註一七 世宗實錄第二十卷十四枚裏四行、三十年五月癸巳條

初宗室李湛先娶白氏後娶李氏及李氏死白氏出孝孫不服喪李氏出誠孫告憲府憲府以並畜之妻不可指爲某母令禮曹定制禮曹

又以爲無古制難以臆議至是命世子引見都承旨李思哲同副承旨李季向問之思哲曰立法前並畜之妻通謂之妻則孝孫宜服三年且  
 附祠堂宗室各服其服中轉祭如常儀季向曰家無二嫡天下定理並畜之妻不可以一體論然孝孫亦不可不服宜服期喪其弔轉祭宗室  
 各服其服附祠堂臣恐不可也 世子曰若服三年宜附祠堂季向曰此禮之大節不可容易論定宜博考古制更議 世子入啓 上日其  
 與禮曹集賢殿考古制而更議於是禮曹判書許謙判柳義孫及季向議曰禮諸候不再娶大夫無二嫡此古今不易之定理也高麗之季  
 並畜二三妻者專是紀綱陵夷越禮犯分之事初非國家之定制也若六典禮錄所載章卑相等並畜之妻恩義深淺分棟封爵給田其奴婢  
 於衆妻子息平分者特以先後妻子息互相爭嫡故姑立權宜之法以救一時之弊耳非萬世通行之正典也然猶曰分棟則蓋緣禮無二嫡  
 之義也且封爵給田止於一人而其奴婢則平分者無他以爵田國家錫與之公器奴婢一家相傳之私物故也至於服制亦國家之公法六  
 典雖不及論如其論定豈可以奴婢爲例哉其不得並行於二三妻明矣李洪先娶白氏後娶李氏俱有所生白氏則終身同居專堂執祭李  
 氏則長在遐方元不同居方其李氏之歿也議者以爲兩妻之子均服三年之喪夫黨亦皆以服服之國家亦皆致贈致祭白氏之子孝孫宜  
 奉祀祠堂臣等詳參昔王忠當漢末上計京師值吳魏分隔妻子在吳身留於魏更娶妻生昌後忠先妻卒昌聞喪去官行服議者以爲並  
 尊兩嫡禮之大禁昌若追服前母則是自黜其親兩嫡之禮始於今矣開爭長亂不可爲訓昌等宜各服其夫王忠之事出於不得已也且  
 其吳妻既爲先娶而執義守節尚且以爲不可並尊以追服況於越禮犯分之妻乎今李孫專堂執祭所生之母尙在而爲父後娶之妻服喪  
 三年是自黜其母既爲不可況身爲主祀嫡子服父後妻之喪廢其祖先三年之祀尤爲不可雖然禮爲妾母尙且有服况父並畜之妻可無  
 服乎李孫且從權典服齊衰期年情理爲近或曰孝孫若服期喪則無乃同於妾母乎是亦不然律文爲妾母雖服期年家禮則服總麻國制  
 亦只給三十日之暇何嫌之有雖所生之母若父在被出且服期年之喪今爲父後妻服喪期年亦何所不可且以夫黨之服言之李氏既  
 爲李洪越禮犯分之妻則禮官據法議制安敢效尤以擬正嫡乎又况賜祭致贈 上之恩數尤不可並行於並畜之兩妻也至若孝孫奉祀  
 之事則題主之際號稱何母乎謂之妣則疑於親母謂之繼妣則嫌於其母之見黜李氏之不得附祠堂尤爲明甚今強以因循襄亂越禮犯  
 分之妻並尊兩嫡其賜祭致贈宗親之服與夫奉祀祠堂一體施行則既非禮經之所載又非六典之本意非臣等所敢議也集賢殿應教魚  
 孝瞻議同此都承旨李思哲集賢殿副提學鄭昌孫直提學辛碩祖崔恒朴彭年應教申叔舟校理金禮蒙河緯地李埏副校理梁誠之修撰  
 鄭昌柳誠源李克堪副修撰李承召徐居正正字韓繼禧議曰禮有正有變若遇事之難處則禮不得不隨時而變大夫無二嫡禮之正也並  
 畜數妻通謂之妻禮之變也高麗之季士大夫並畜二三妻遂成風俗國初因循不已至永樂十一年始立法定限凡有妻娶妻者以先爲嫡  
 而本年以前並畜者則不論前後但以尊卑相等通謂之妻此專以當時國無定制習俗因循之使然非若一二人越禮犯分之事故不得已



爲一時權宜之變禮年耳若於其前國家明立禁章使不得並畜兩妻而有人驗制僭禮則謂之越禮犯分然矣李洪之事則舉世滔滔罪其  
 習俗則可也獨以洪爲不能拔於流俗而歸罪恐不可也借如娶妻親迎禮之正也男歸女等我國習俗之弊也今若以不親迎爲不由正禮  
 而獨歸罪於一二人可乎何以異於是國家既制爲變禮皆名爲妻而載諸六典則其不可有所輕重明矣父既以妻畜之國家亦以妻論之  
 子亦生時以母事之獨何死後而疑其服乎今洪李氏之娶在立法之前白氏因無尊卑之嫌則孝孫之爲李氏服喪三年而附祠堂無  
 疑矣既爲洪妻則夫黨之各以其服服之亦無疑矣且賜祭致贈出於 上之恩數苟恩之所在則雖庶孽亦及之况既爲洪妻則其轉祭也  
 尤爲無疑矣豈可以並行於兩妻爲嫌乎或謂六典禮錄不得并封其爵分給其田緣禮無二嫡之義也臣等謂禮錄所載封爵給田專以其  
 夫恩義深淺同居與否爲之分耳非以其爲有二嫡之嫌也若以封爵給田爲嫡則正嫡固當以先後爲重豈以一時恩情爲之區別耶立法  
 之意蓋謂均是妻也故於二之中擇其恩之重而爲之異耳非獨指一爲妾明矣且後事娶妻既日越禮犯分之妻則其不得爲嫡明矣而隨  
 恩淺深則後妻亦有封爵給田之時而曰不得並封給田緣禮無二嫡之義前後相悖而恐無謂也若王昌之事則當時議者或以爲當服或  
 以爲不當服或以爲各服其母服業議紛紜然其事與此不同恐未可據以爲證也或以爲孝孫所生之母尙在而爲父後妻服喪三年是自  
 黜其母臣等謂孝孫之視李氏誠孫之視白氏均爲父之妻若孝孫嫌於自黜其母不服李氏則後日誠孫亦豈可服白氏之喪而自黜其母  
 乎若然則兄弟相爲路人而不以父之妻待其母也豈近於情理哉生時並畜既無嫡妾之分矣死後服喪寧有自黜其母之嫌乎或謂孝孫  
 且從權典服齊衰期年又謂妾母只給三十日之暇與此無嫌臣等謂期年乃律文妾母之服今李氏既非妾母則無故而降服義所未安蓋  
 非妾則嫡非嫡則妾必居一於此既謂孝孫不可服妾母三年之服又曰無嫌於妾母三十日之暇是非嫡非妾進退無據而創爲古制所無  
 之服恐未可也或又疑題主之際稱號爲難臣等謂前繼母奉祀稱號亦非前賢所定古典所載而士大夫家以義起之定爲稱號何獨於此  
 以稱號未定而廢其祀哉且曰二母不可並耐假使白氏無後而誠孫奉祀則以李氏附乎白氏附乎以李氏附乎以李氏附乎自黜其父之前妻也  
 白氏附則是自黜其母也其不得不並耐無疑耐孝孫之於李氏亦猶誠孫之於白氏也豈可輕重於其間而不耐祠堂乎大抵並尊兩嫡禮  
 之大禁國家當其時斷以大義決然以先娶爲也則今日無此議矣既爲立法通謂之妻而一朝遽爲分別則非惟有違於立法示信之義於  
 事勢亦多防礙不得不爾且此已有有限年定制非後世通行之法固無開爭長亂之患也將兩議以啓下政府議之僉曰禮官之議是矣然六  
 典禮錄 先王定制雖二三妻皆許爲嫡凡喪制何得不同宜從思哲等議季向又條陳其不可一天下之事不過經權經者不易之正道權  
 者變而得中也雖曰立法前事三綱五常萬古不易豈立法然後使綱常得其正乎以不立法亂其綱常謂之變而得中可乎一雖曰六典  
 禮錄所載 先王定制雖二三妻皆許爲嫡凡喪制何得不得然二三妻者貴賤皆未曰可的指某爲嫡某爲妾故私家奴婢使之均分此特

一家之事耳至於封爵給田只給一人此國家公論變而得中者也今二人喪制一體施行則無乃與六典之意相悖乎意非變而得中之事也况際錄一時之事手一禮記小切不稅註據正服而言此非正服而宗親親服亦未安一繼母附嗣堂張子曰一堂之中豈容二妻附以首妻繼室別立一所可也程子曰九配只用正妻一人奉祀之人是再娶所生即以所生配若再娶者無子或附別位夫繼室養親承家奉祀繼後所不可無也其禮之正明白無疑而程張之論若此其不同至朱子然後同附之論定並畜二三妻其可謂之變而得中得入嗣堂乎若並附論定則專堂執祭先妻尙在以來後妻可謂變而得中乎然衆議如是政府之議亦如是服喪三年亦是厚事服之猶可同附嗣堂斷不可也臣非堅執已說若達於禮恐貽誤於後世也命世子引見李旬仍示內製書曰此書與爾意同然以傳旨下議則必有以予意所向而附之者矣書爾名似若爾議令文臣六品以上議之其書曰六典所載二三妻皆以嫡論者全爲其子而言也若欲論其正則雖有先後之殊而其族勢也其成禮也初無輕重之別今以某氏之子爲妾子某氏之子爲嫡子則不唯其人之尊抑而當時見用之士勢有不得黜者多矣故國家不得已而此權制然其妻之封爵不可以二只於一人施之以此觀之國家立法之意可見矣矣國家命爵只在一人則謂其人爲正妻明白無疑當附嗣堂其餘則於父恩義已輕於國家不受爵命雖不以爲正母可也既不以爲正母則當服期年或雖曰服期則與父妾同服不可然禮窮則同聖經多有之雖服期何嫌之有妻以爲正母而當服期則不附嗣堂之義明甚議者曰繼母雖多皆附於嗣今此數母皆以爲嫡則獨不附嗣可乎此說似矣然繼之一字其義甚正爲禮之經故當附於嗣並畜二字其義非正爲禮之權不附於嗣又何疑乎受爵命之母既附於嗣已所生母不得附則當祭別處已母雖不得爵命而已之服喪當服三年如常假如所生母爲父所黜則不附於嗣而其子不得以正稱其母不得以嫡稱今此事正與此同國家只於一人命爵餘人不命爵之義是國家黜之也國家雖黜而不命爵其母不得以嫡稱其子不得以正稱今議者徒執六典並稱正嫡之文而不究國家命爵只在一人之意也於是六品以上議之大司憲尹炯等三十二人同李旬議兵曹參判金銚等四十二人同思哲議吏曹判書鄭麟趾參判李審參議下孝敬曰禮無並嫡天下古今之所共知故聖人之議變禮雖多皆不之及前朝之季並畜二三妻越禮犯禮極矣永樂十一年始令痛禁誠爲美法但論其恩義深淺雖妻終身同居則給爵給田是使之縱欲長亂也而可乎何其當時有司議法如是之草草歟今不載之正典收入際錄而已其不可爲經遠訓世之意亦可見矣議者之據以爲定法亦爲未安國家亦不可爲越禮者制法明矣依王憲故事兩妻之子各服其服如欲極禮之變則亦不過服喪或變服會葬而已戶曹判書李堅基參判李先齊曰今觀禮官之議說禮之經無以加焉然李氏爲漢之妻使孝孫服喪母之喪可乎集賢殿說禮之變曲盡無餘然並畜之妻強擬諸前事繼母而並附者非惟國典所無亦禮經之未聞也臣等以爲白氏李氏漢既以妻畜之則孝孫誠孫皆以母事之白氏死則誠孫服喪喪之服李氏之死孝孫當依父在母死之服行期年之服奉祀則白氏當附於嗣李氏則專堂別祀略做

魯仲子之法可也如是則白氏不爲加尊而附嗣李氏不爲居卑而別祀名雖同而禮自別實不異而分自定合古之道得今之宜禮雖小變不失大經矣刑曹判書李承孫參判趙達良曰當依王憲故事各服其服然通謂父妻則亦不可無服當從權典服期喪給三十日之暇可也賜祭致賻尤不可並行於兩妻夫黨亦不可逼服二三妻之服矣今孝孫專堂主祭而所生母尙在將李氏稱何號題主祀祀堂乎宜令誠孫別嗣奉祭昌品府尹鄭陟曰孝孫之於李氏雖非繼母之正姑依六典先後妻之法此繼母義服三年至後日白氏之喪誠孫亦義服三年奉祀則誠孫別立祠祭母至若封爵給田漢已得罪無復有議賜祭致賻亦宗親之禮一從禮官之議停之其餘或以爲降服妾母之服或以爲服期並附祠堂或以爲服三年待白氏死後並附群議不一 上謂李旬曰孝孫爲李氏服期喪誠孫別於他所奉祀李氏令禮曹如此定制至是年十二月禮曹報政府政府不必立法思哲李旬亦啓曰立法前如此者必不多矣立法之後斷無此事何必立法但孝孫不可不服然亦不定爲期三年之喪任其所爲從之使其從兄李獲言其不服之非孝孫始服喪已近期矣

註一八 世宗實錄第百二十卷十九枚表九行、三十年五月癸巳條

司憲府啓知麟山郡事李耕槩曾以有妻娶妻被本府之劾因赦幸免又爲熊神節度使自作婚書娶妻星州之地其薄行如此夫守令近氏之職不宜除授 上議于政府而罷之初憲府以吏曹謬舉並劾之掌令元直詣闕請劾兼判事左歷贊成朴從愚 上曰初當除授擇之不精固可責也然勿劾之自直聞命乃曰勅政府大臣心甚難之今命勿劾足爲吾等之喜也喜形於色無一言而退時議議之

註一九 文宗實錄第三卷五十二枚表七行、元年九月戊辰條

初卒中樞李泰以先妻金氏愚且無繼嗣更娶崔氏並畜一家積有年紀至丁卯秋崔氏女培欲赴武舉訓練觀不許赴試奏上言訟之國家論定以金爲嫡以崔爲妾而離異之其後奏上言以不欲離崔之意 世宗優而許之使崔與金同居如初

註二〇 文宗實錄第六卷四枚裏四行及同卷十三枚裏四行元年二月癸酉條

司憲府啓成均學正孫孝文有妻娶妻雖經赦宥不可治罪請離異完聚從之 視事左獻納金震知啓成均學正孫孝文總登科第輒棄糟糠之妻情行薄惡所當懲戒然已遇赦不可科罪請罷黜以礪士風況學正學錄非常員也如此薄行之人署經告身甚爲不可大司憲安完慶亦力言之 上顧左議政皇甫仁曰此事何如仁曰臺諫之言然矣 上從之

註二一 文宗實錄第七卷二十九枚表十四行、元年五月癸卯條

中樞院副使李泰妻崔氏上言家翁李泰以先妻金氏於其嫡祖母昌禧宅主鄭氏奴婢文券稱金氏母為妾女故出之遂以女為妻受爵一牒去丁卯年親試以家翁並畜二妻不許女婿元矩赴試家翁陳訴命憲府辨之以金氏之為妾產無文可考論以有妻娶妻命還離異收爵牒後乃復合伏望還給爵牒 上不允

註二二 文宗實錄第八卷三十二枚裏十一行、元年七月丁未條

司諫院啓獻納高臺弼詐以妻高氏為已死而告身臣等未知而署經今聞高氏生存請下敕司諫其有妻娶妻命下司憲府臺弼濟州人中樞得宗之子也初娶同邑高峻之女為妻以其在海島且心薄之未嘗同居及拜獻納署經告身以妻亡為辭後娶士族金巖之女本院乃知初妻之未亡也勅罷之

註二三 文宗實錄第十二卷四十二枚裏七行、二年三月壬戌條

司憲府啓前獻納高臺弼有妻娶妻詐稱前妻為亡妻私罪杖九十離異後妻復合前妻從之

註二四 世祖實錄第十三卷三十枚表五行、四年七月甲寅條

司諫院啓曰金汗妻事已畢允成竟不之罪臣等以為糟糠之妻在堂而圖婚不可況喪中宿議婚之家乎 不允

註二五 世祖實錄第十三卷三十一枚裏六行、四年七月甲寅條

左司諫金從舜等上疏曰臣等近將允成事累瀆 天聽未蒙 俞允不勝憤懣臣等竊謂父母之喪自天子至于庶人天下古今之禮也起復之法起於後世有大臣居憂或關係宗社或軍國重任者則人君不得已奪情起復在喪者亦自度能為有無不得已就職然不忍愛感之情在家則不離衰經寢苦枕塊唯朝君以吉服此古之制也允成今在母喪 殿下記其舊勞從權起復為允成者宜上體 聖意下盡 子職如古大臣起復之例居處飲食言談舉止不可不慎也今纒踰小祥此為何時飲酒過醉止宿良家寡婦之第乎允成大臣非無知妄作

之比也惟此一舉已失大節況金汗之家素所圖婚嫌疑所在儘曰因醉無知其能去人人之惡乎此臣等反覆思之莫知其端者也臣等嘗聞莫憚於志而饒鄒下允成既與金汗家約婚又往止宿是何心也方泣血摧肝之時而其所行如是雖欲免不孝之罪其可得乎五刑之屬三千而罪莫大於不孝釋此不問非唯允成無所懲艾將恐人人效尤綱常漸就泯滅矣臣等又謂無故棄妻有妻娶妻國有常憲今允成公然納書結婚若不棄前妻是有妻娶妻若棄前妻是無故棄妻是又不可不明辨其實也伏望 殿下下敕司推賢以正其罪 傳曰其子饋允成酒爾等所聞也今謂允成飲之何所而醉乎對曰臣等但知允成醉耳飲酒之處則未及知也 傳曰疏謂公然納采謂允成爲之乎謂其父爲之乎啓曰納采之事雖父主之有妻娶妻無故棄妻則烏得無罪 傳曰強謂允成有罪爾等退作條目更啓

註二六 世祖實錄第二十五卷三枚裏四行、七年七月丁未禮曹傳旨中

一 永樂癸巳三月十一日以後有妻娶妻者痛懲離異其有不即發覺身歿後子孫爭者嫡以先為嫡

註二七 世祖實錄第二十九卷十四枚表二行、八年九月乙卯條

司憲府據全羅道分司憲府關啓節制使洪興祚既娶德制洪寶外孫姜氏又娶淳昌別侍衛禹伯敏之女並畜二妻猶為不足乃以本道兵使欲娶靈光安置趙廷瑞之女至其家多張威勢以脅之廷瑞不許辭以女斷髮與祚使其邑守令及其弟洪興致突入寢房見之互相趨貶淫頑暴無狀莫甚不可以赦前釋之請推鞠痛懲 命罷興祚職離異後妻

註二八 世祖實錄第三十五卷八枚表二行、十一年正月丁丑條

先是司憲府大司憲金從舜等上疏曰謹按詩春秋滕妾安其分曰寔命不同聖人美葵丘無以妾為妻之禁令不可以並嫡卑不可以抗尊嫡妾之分猶天經地緯不可紊也國家擬議前朝之季士大夫並畜二妻大違名分限年妾已而嚴立有妻娶妻之禁其有犯禁而娶者雖曰成禮一以妾論嫡妾之分一明而配嫡奪正之患無自而生也久矣項者金洞幼娶閔汝翼之女以為妻憫其無後又娶都以恭之女生子而與閔氏同居終其身而無異心焉然則以恭之女妾也其子則庶也安得謂之洞之嫡子耶洞之身纒斃而其子堅也欲為嫡論以春秋之法斷不可聽者也儘曰洞之母憫其子之無後成禮於都氏得非嫡乎則於閔氏與洞同居而終何哉金何金攸金倚洞之從昆弟也許稠權有順洞之妹夫而其答洞嫡妾之間也金何則日正妻閔氏則一生同居都氏則良妾也金攸則日與妻閔氏同居而都氏陪居河氏之家

則兩嫡見計爲難都氏乃妾也金脩則曰妻閔氏生時娶都氏也許稱則曰妻母河氏嘗稱都氏爲妾而洞亦與閔氏同居而並畜都氏非妾而何權有順則曰憫其妻無後娶都氏爲妾而與閔氏同居也況乎金原洞之妾子而代都氏訟者也亦曰於正妻閔氏暨無棄別而都氏則陪居河氏之家閔氏則與父同家而居同年而歿也蓋衆口一辭僉曰都氏妾也然則其妾也而有妻而娶其畜也妾而不以嫡者章明矣雖有婚書安得爲洞之嫡妻也又况考其婚書之辭則先妻棄別云耳而如其僉曰則自始至終與閔氏同居無棄別焉名曰婚書而先妻棄別之言虛妄不可謂之婚書也僮或都氏之係與閔氏係相若也猶當律以有妻娶妻以先爲嫡之法則閔當爲嫡都當妾也陞都配閔法不得而爲之也矧都氏微乎微者問其父則義盆庫直長也問其祖則郎將也問其曾祖則曰版圖判書也於欲觀其職之虛實而督納告身則乃曰一皆無有而終不得納焉然則都氏本至微而欲爲正嫡陽若士族冒結虛銜其爲欺妄朝廷莫此爲甚以如是之人爲洞之嫡臣等竊以爲難也且臣等以爲假若爲人子者必爲嫡而後奉其祀焉則哀其無後而許爲其嫡以繼其祀猶之可也雖云庶子猶得奉祀則堅雖不得爲嫡而於洞不絕其祀於國不紊其分兩固無憾也何必陞都配閔使堅爲嫡哉洞之嫡妾一家之私也國之大法萬世之經也國之法一搖於洞之嫡妾則將搖於已往將來千萬世而名分從而紊矣不可不懼也且有司紀法之守義不可不爲法而惜也臣等所以欲改不能反覆冒瀆而卒未解惑者豈爲一洞哉只愛其法而已伏惟 殿下垂仁採納以嚴嫡妾之分幸甚至是 上召掌令朴安性曰改疏以來

同卷十七枚裏九行

司憲府大司憲金從舜等上疏曰臣等嘗觀眞德秀之言曰魯哀公將以公子荆之母爲夫人使宗人獻其禮對曰以妾爲夫人固無禮也在諸候而尙爾况於卿大夫士庶人乎然則妾不可以爲嫡卑不可以抗尊嫡妾之分猶天經地緯不可紊也在昔前朝之季士大夫有妻娶妻任意自恣並畜兩妻名曰京外妻名分至爲無等我 太宗恭定大王盡革前朝之弊而慮其潰亂綱常嚴立有妻娶妻之禁其有犯禁不即發覺而身歿者雖曰成禮以後爲妾載在令甲其爲萬世扶植綱常之計至深切矣頃者金洞娶閔汝翼之女爲妻而又娶都氏爲妾而氏並畜則洞也安有二嫡哉後娶都而爲妾明矣且金河金飲金俯洞之從昆弟也許稱權以順洞之妹夫也皆曰閔氏無後娶都爲妾而與閔氏同居然則洞之嫡妾之間一家宗族之所共見朝廷大臣之所共知鄉黨朋友之所共聞雖有婚書考其婚書則有先妻將棄別之辭婚姻禮狀固無此例也士族之家安有見此婚書而與女爲婚耶都氏微乎微者也意不在正嫡故不計其婚書之正不正而與女爲婚其意妾也章明矣以此觀之洞之情只欲假婚書誑誘都女以娶爾初非以都爲嫡而娶也本至微而欲陞爲正嫡陽若士族冒結虛銜毀其虛實而督納告身則乃曰一皆無有其爲欺罔朝廷莫此爲甚以如是之人爲人之正嫡難矣臣等灼知斯女之爲妾而以斯女論洞之嫡則臣等亦欺 天聰爾安敢誣哉臣等以爲人無嫡子則絕其嗣焉以妾爲妻在禮法猶之不可况庶子猶得奉祀國有常典則都也雖不得爲

嫡於洞不絕其嗣於法不亂其分兩固無憾也何必以都爲嫡哉洞之以都爲嫡一家之事固無害矣並畜之禁一廢而輕改 祖宗成憲則獨不有虧於明時之盛典耶國之臣非獨一洞而此源一開其流將至於冠屨例置者不知其幾何矣蓋有司紀法之守義不可不爲法而惜也臣等爲此懼再蒙改日之 命猶且不忍改之反覆冒瀆卒不能解惑者豈爲洞哉只愛其禮與法而已臣等敢瀆 天威不勝阻越之至伏惟殿下垂仁採納以嚴嫡妾之分幸甚

註二九 世祖實錄第三十九卷十二枚裏十四行、十二年六月壬子條

司憲府啓卒中樞院副使金洞後娶都氏雖成婚禮與前妻閔氏並畜一家當以妾論然都市亦士族洞於閔氏無子請以都氏爲後妻從之

註三〇 世祖實錄第三十九卷十二枚裏十三行、十二年六月癸丑條  
司憲府啓甲士劉繼根不畏邦憲並畜二妻請依律科罪追奪告身離異後妻從之

### 第四節 再婚當事者の承諾

婚姻の當事者間に婚姻の意思あることを婚姻の要件とすべきことに付ての材料は見當らない。恐らくは主婚者の意思を以て婚姻當事者の意思に代へたものであらう。現代に於ても本人の意思に重きを置かない婚姻の成立する場合が多いと云ふことである。然し乍ら女子が夫を失つて再婚する場合には、其の女子の承諾を要することは實錄の記事に徴して明である。



五一、太宗實錄第二十二卷五十枚裏四行、十一年閏十二月丁巳條

(皇紀二千七百一十一年)  
(西曆一千四百一十一年)

「司憲府は上疏して平城君趙狷の罪を請ふ。疏に曰く狷は寡婦表氏の志を奪はんと欲す。殊に宰相の意なし。媒者たる司直朴枝は告身を收めて罪を問はんと乞ふ。枝は律を按じて科罪し、狷は即ち論ずる勿れと命ず。功臣なるを以てなり。表氏は故版圖判書德麟の女にして吳度の妻なり。家は富み早く寡す。枝は嘗て狷に媒す。表氏は許諾し婚夕に及んで表は狷の年老ひ鬚の白きを窺ひ見て而して逃れ遂に憲府に訴へて謂ふ。狷は強娶すと。時の人之を譏る。未だ幾何ならずして水原府使趙啓生に嫁す」(註一)。

女子が再婚を爲すには其の女子の承諾を要する。寡婦を強娶せんとして媒者は處罰せられ、婚姻當事者たる男子は功臣なる故を以て處罰を免かれし事例が此の記事の内容である。然し事實は之と異り、其の寡婦は婚姻を諾し、婚夕に及んで相手の年老い鬚の白きを見て逃れて男子たる婚姻當事者を自分を強娶すると訴へたのが事實の真相であるらし。

五二、太宗實錄第二十九卷四枚裏五行、十五年正月乙卯條

(皇紀二千六百六十八年)  
(西曆一千四百四十八年)

「孝子節婦の閭を旌表することを命ず。慶尙道都觀察使報ず。宜寧の人學生(幼學たる者死亡したる後は學生といふ)沈致の妻は前副令石斯珍の女なり。年二十に至りて其の夫死す。喪三年を畢る。其の姑朱氏は年方に八十にして風疾にて常に臥せしが姑を奉養して少しも怠らず、終に嫁意なかりしが其の父は志を奪はんと欲す。石氏は即ち曰く、良人は獨子を以て早逝し、更に他子なし。父若し志を奪へば誰か將に姑を養はんとするやと。遂に従はず、姑を養ふ益々勤む。姑は厠に行かんと欲すれば親ら負うて往來す。咸州の人林永守の妻莫莊は學生李万松の女なり。年二十九に至りて其の夫死す。喪畢りて三年の後兄弟は其の寡居を哀み情を奪はんと欲す。莫莊曰く、舅姑年高く皆七十を過ぐ、又他子なし。我若し他に適けば誰か奉養を爲すやと。今に至つて孝養し替ることなし。故に是の命あり」(註二)。

此の記事に依れば、再婚を爲すには再婚當事者たる女子に再婚の意思あることを要し、父母と雖も之を強制することが出来ない。夫を失つた寡婦が其の父母の再嫁せしめんとする意思に従はないうて再婚を拒絶した事例である。

五三、世宗實錄第七卷十枚裏四行、二年正月庚申條

(皇紀二千八百二十年)  
(西曆一千四百二十年)

「珍原の學生李格の妻沈氏は年甫めて七年にして父死し母に侍して居る。父の早く死するを恨み、殯側に慮し祭ること生に事ふるが如し。公州住縣監鄭自丘妻高氏は年三十三にして夫を亡ふ。父は改嫁せしめんと欲するも其の命に従はず、家を墳側に造り、毎俗節目には必ず親自ら祭を設く。沔川少監沈仁富の妻耿氏は年二十八にして夫を失ひ、一族情を奪はんと欲す。哭泣して従はず、今に至りて節を守る。瑞山の私奴莫金の妻召史は年二十四にして夫を失ふ。争ふて之を娶らんと欲するも従はず、節を守る。年已に五十四なり。連山及第金問の妻氏は年二十にして夫を亡ひ慮を墓側に結び、親ら朝夕に奠し、克く三年を終り、今に至るも哭泣して輟めず、容儀を飾らず。大邱郎將金鼎の妻徐氏は年二十四にして夫を亡ひ、父は節を奪はんと欲するも固く拒んで従はず、今に至りて節を守る。年四十八なり。善山の船軍趙乙生の妻葉加伊は歳の丙子に夫は倭の擄する所となり未だ存歿を知らず。酒肉葷菜を食せず。父母嫁せしめんと欲すれど涕泣して従はず。八年を隔てて其の夫は還り來る。同居して以て婦道を全うす。學生金珣の妻佛非は年二十にして夫を亡ふ。父は改嫁せしめんと欲す、死を誓ふて従はず、終に舅姑を養ふ。咸昌前權務朴希俊の妻金氏は年二十三にして夫を亡ふ。父は改嫁せしめんと欲す。強辭して節を守る。年已に四十七なり。永川の郎將李鮮の妻鄭氏は年二十四にして夫を亡ふ。

父母は改嫁せしめんと欲するも従はず。今に至りて肉を食せず。迎日の前提控李登の妻吳氏は年二十七にして夫は京に死す。遺骸を收めて家北に葬り夫の祖母に事ふること己れの親に事ふるが如く、毎月朔望には墓に至り祭を設く。金海の前の録事尹弘道の妻裴氏は年十九にして夫を亡ひ、姑に事ふる甚だ謹む。姑の歿するに及んで禮を奉じて怠らず。宜寧學生沈致の妻石氏は年二十にして夫を失ひ、姑に事へて克く孝を爲し、其の父は改嫁せしめんと欲す。辭して曰く、良人は獨子を以て早逝す、父若し志を奪へば亡夫の病母は其れ誰か奉養せんやと。遂に命に従はず、姑に事ふる益々謹む。毎に姑の出人には身親ら之を扶く。陝川の前の長興庫副使張友良の妻韓氏は年二十五にして子なきを以て棄てらるゝも節を守つて改めず、舅姑歿し喪を行ふこと六年にして忌日には祭を行ふ。全州の記官李瓊の妻召史は年二十六にして夫を亡ひ、善く舅姑に事へ、歿するに及んで夫に代り喪を行ひ家産を傾け以て喪葬に供す。井邑散員陳慶の妻劉氏は年三十にして夫は倭亂に死す。今に至りて節を守り、姑に事へて克く孝を爲す。錦山の副正林英順の妻韓氏は年二十六にして夫を亡ひ、今に至りて節を守る。年已に六十一なり。前散員李益の妻召史は年二十五にして夫を失ひ、今に至つて節を守り、年已に六十七年なり。光州別將洪璵の妻朴氏は年三十にして夫を亡ひ、姑に陪して孝養し、年已に五十一なり。羅州

の翰林趙琢の妻羅氏は年二十四にして子なくして寡居して更へず。泰仁前司正朴慥の妻林氏は夫に従ひて京に居る。姑は病み、身を運ぶ能はず、半夜火を失す。直に火焰の中に入り姑を負ふて以て出づ。頭を焦し、臂を爛らし、遂に免かるゝを得たり」(註三)。

寡婦を再婚せしめんとするには寡婦の承諾を要する。父母舅姑と雖も之を強制して再婚せしむることを得ない。夫死亡後父母又は舅姑に於て再嫁せしめんとしたけれども、之に従はず、節を守つた事例が右の記事の内容である。

五四、世宗實錄第十七卷五枚裏終行、四年八月己亥條

(皇紀二千八百二十二年)  
(西曆一千四百二十二年)

「己亥夏成己は倭賊に死す。徳は之を聞き即ち松江に往きて屍を覓む。日を累ねて得ずして而して還る。成己の衣服を以て堂内に置き朝夕供奉し、朔望には奠を設け哀痛すること甚しきに至る。其の父は年少く子なきを以て其志を奪はんと欲す。徳は涕泣して食せず。成己の父母に事へ其の誠敬を盡す。郷人は之を稱す」(註四)。

再婚は寡婦本人の意思に依ることを要し、父母と雖も之を強ひることは出来ない。年少にして寡婦となつた者に對し、父母が之を他に再婚せしめんとしたけれども本人に於て之を肯んぜず節

を守りし事例が右記事の内容である。

五五、世宗實錄第二十八卷十枚裏十二行、七年四月乙丑條

(皇紀二千八百五十五年)  
(西曆一千四百二十五年)

「忠清道恩律縣に住する李思敬の女名李徳なる者船軍文成奇の妻なり。歳の己亥成奇は庇仁浦を成る適々倭賊の入寇あり。成奇は與に戦ひ敗死す。李徳之を聞き即ち其の所に至り數日號泣して屍を求むるも得ず。乃ち紙錢を以て魂を招き家に還り位版(位牌のこと)を作り廳事(家の中央に在る板の間のこと)に祭壇を設け朝夕に奠を設け哭して聲を絶たず終制(夫の服制三年を終ること)の後に父母其の早寡するを憐み將に志を奪はんと欲す。李徳聞いて痛哭して曰く緊(嗚呼に同じ、歎くこと)此の位版は實に我の匹なり。死に至ると雖も誓つて他心なしと。常に素衣を服して酒肉を食せず。切々として而して哀み朝夕食を上ること七年なり。是に至りて事聞ゆ。命じて旌門復戸(戸役を免すること)せしむ」(註五)。

此の記事に依れば再婚の成立には寡婦の同意を要し、父母と雖も寡婦に再婚を強ひることを得ない。夫死亡後寡婦の父母に於て他に再婚せしめんとしたけれども、本人が之を承諾しない爲め再婚成立することなく寡婦が節を守つたことである。

五六、世宗實錄第四十二卷十枚裏七行及十一枚表十一行、十年十月丙午條、禮曹訪京外孝子順孫節婦上啓中（皇紀二千八百二十八年）  
（西曆一千四百二十八年）

「忠清道公州の人學生朴漢生の妻鄭氏は年二十にして夫之を棄て、他妻を娶る。父母は之を嫁せしめんと欲するも從はず、年三十にして其の夫死す、父母又之を嫁せしめんと欲するも又從はず。洪州の人監務李仲贊の妻林氏は早く夫を喪ひ、節を守る。母歿す。墳を守ること三年なり。小監朴孟文の妻趙氏は年三十九にして夫歿す。墳を守ること三年なり。母も亦歿す。又墳を守る。全羅道全州の人幼學崔以源の妻李氏は年十八にして夫死す。父母に請ふて家側に葬る。家甚だ貧にして貲産を賣つて以て朝夕に供す。三年を終りて後父母は志を奪はんと欲し日已に定る。舅姑の家に亡走し終に其の節を守る。及第金九淵の妻李氏は年二十六にして夫歿し、近墓の地に居り、朔望には必ず親祭し、母に隨ひて居ること十三年にして酒肉を進めず、或は時に襪を製し、墓前に燒きて存する者に事ふるが如し。南原の人戸長梁佃の妻年二十八にして夫死す。父母之を嫁せしめんと欲す、以て誓ふて自ら守る。魚肉葷菜を食せず。潭陽の人學生崔有龍の妻年四十四にして戊辰に倭寇大に至る。有龍は内廂に赴き防禦す。妻は二幼子を携へ巖下

の草莽中に匿る。賊は却して之を淫せんと欲す。固く拒んで從はず、賊は槩を以て刺して之を殺す。適々隣人其の傍に匿れ見て而して之を哀み、賊退いて屍を收めて而して葬る。濟州人中樞院副使李沉の妻文氏は十九にして而して嫁し居ること三年にして沉は京に如く。子なく獨居す。沉歿するや娶らんと欲する者多し。固く節を守る。旌義の人職員石阿甫里介の妻無命は年二十にして嫁し居ること九年にして夫死して子なく、父母、奴隸なし。心を窮餓に甘ず。婚を求むる者衆し。終に節を改めず。慶尙道慶州の人茶房別監全伯堦の妻尹氏は年十九にして夫死し子なし。又奴僕なく家甚だ貧し、朔望には親奠し號泣して制を終る。其母は志を奪はんと欲す。舅姑の家に亡走し以て其の節を全ふし、後に舅姑の喪に服すること三年にして怠らず、今に至る迄奉祀す。黃海道谷山の人知郡事李台慶の妻姜氏は年二十九にして台慶は歿す。三年したる後四時祭享し誠を必ず。判事曹允明は之を娶らんと欲す。其の髪を斷つて從はず、象山君の子姜鎮も又之を娶らんと欲して門に及ぶ。亡匿して又其の髪を斷つ。親屬屢々禁ず。即ち京に往く。之を久くして乃ち還り時祭に供する舊の如し。平安道陽德の人幼學尹元常の母年三十二にして夫死す。喪に服すること三年にして朔望に遇ふ毎に祭り、墳側を離れず哀號す。六子あり、皆幼なり。身柴水の勞を親らし零丁獨居す。母は親族と與に強て之を奪はんと欲す。固く

之を拒み姑を養ふこと二十年にして至孝なり。姑歿す、軒衰三年なり。撫山の人記官乙奉の母年三十三にして夫死す。喪三年を畢りて母と親族と與に志を奪はんと欲するも從はず(註六)。此の記事に依れば前記事と同様再婚は再婚女子の意思を必要とし、父母舅姑と雖も之を強ひることが出來ない。夫死亡後父母又は舅姑等に於て再嫁せしめんとしたけれども寡婦たる女子は之を退け、節を守つた事例である。

五七、世宗實錄第五十二卷四十二枚表五行、十三年六月丁巳條

(皇紀二千九十一年西曆一千四百三十一年)

「平康縣に住する故雲山郡事黃載の妻金氏は其夫二妾を家に畜ふるも略めて妬忌することなく、尤も敬を致し以て其の心を安んず。年四十にして夫を亡ふ。喪に服し畢る。其母は志を奪はんと欲す。金は髮を斷ちて尼となり、寡姑に事ふること十年にして姑は歿す。喪に服すること三年なり。其の母年八十七朝夕奉養し、躬自ら饌を執る。蔚珍郡に住する小莊なる者夫水に溺れて死す。旌人は其の早く寡するを怜み將に志を奪はんとす。小莊は固く拒んで曰く、舅姑皆老ゆ、予若し棄て去れば誰か菽水を奉ぜん。況んや良人行くに臨み予に謂つて曰く、吾が父母年已に八十にして命は朝夕に在り。予若し還らざれば汝は心を盡し孝養することを肯するや

と。妾は之を許す。今若し約に負けば人類に非ざるなり。何の面目あつて亡人に地下に見へんやと。舅姑の歿するを待ち、克く大事を終るは予の願ふ所なりと竟に嫁せず。戶長朴英哲妻は早く寡す。親族は志を奪はんと欲す。婦は義に據り固く拒む。免かれざるを知り曰く必ずすれば予は官に訟へんとて終に節を改めず。原州に住する金俊の妻は夫を亡ひ三年の喪に服し遂に肉と茹葷とを食せず已に十五年なり。父母は志を奪はんと欲す。舅姑の家に亡走す竟に嫁するを得ず。旌善郡に住する金仲陽の妻は夫を亡ひ、舅姑を奉養すること日に謹みて解かず、已に三十一年なり。記官李奉彦の妻は夫を亡ひ、父母は其の早寡を哀み志を奪はんと欲す。婦は内に誓ひ予若し節を改めば生きて何の顔あつて隣里郷黨に見へんや、死して何ぞ良人に地下に見へんやと。獨居すること已に三十七年なり。平海郡に住する黃歸仁の妻夫を亡ひ舅姑に事へ孝を盡す。姑歿し三年を終るも哀痛すること一の如し。禮曹に下して磨勘し以て啓す(註七)。前に擧げた記事と同様次の様な趣旨の事例である。即ち再婚は再婚女子に其の意思あることを必要とし、父母舅姑と雖も之を強制することを得ない。夫死亡後父母又は舅姑に於て他に再嫁せしめんとしたけれども、之に從はず節を守つたのである。

五八、世宗實錄第五十四卷十四枚裏六行、十三年十月己未條 (皇紀二千九十九年 西曆一千四百三十一年)

「保寧縣の女甘勿伊は年三十九にして夫を失ふ。服喪すること三年にして服闋る。母及び兄弟は之を嫁せしめんと欲す、匿れて従はず。子に隨ふて以て居る。舅死す。又三年を喪す。母死す。又三年を喪す。公州に住する金參の妻朴氏は年十八にして夫を亡ふ。親ら朔望の奠を備へ以て三年を終り、舅氏に隨ふて以て居り心を奉養に盡すこと今に四十三年なり。溫水縣に住する姜訥の妻は年二十五にして夫を亡ふ。母は志を奪はんと欲するも従はず、節を守り今に至る。泰安郡に住する金洽の妻若信は年三十三にして夫を亡ひ喪三年を服し、舅姑に隨つて孝養を盡し舅姑歿するに及び又三年の喪を行ひ、今に至り信を守る。平安道安州に住する魯思黠は父歿し墳を守ること三年にして朝夕哭奠し、土を負ふて墳を成す。上項の孝子節婦の内未だ褒賞を蒙らざる者は他の例により復戸し孝子にして才従仕に堪ゆる者は才を量つて叙用せん。之に従ふ」(註八)。

前記事と同様の事案である。たゞ注意すべきは再婚を勤めたものが母及び兄弟であつた事である。他の點は前に挙げた數個の記事と同様の趣旨である。

五九、世宗實錄第八十五卷三十四枚表十二行、二十一年五月庚午條 (皇紀二千九十九年 西曆一千四百三十九年)

「議政府は禮曹の呈に據り啓す。忠清道礪山の人宋氏は年二十一にして生員の鄭希重に適き一子を生む。希重は病んで歿す。哀痛して制を終り節を守ること益々堅し。父母は其の早く寡するを憐み志を奪はんと欲し既に納采す。宋氏は辭して曰く、亡夫には姑あり、他に子孫なし。我若し再び他人に従へば誰か能く姑氏を奉養せんや。且つ婦人一從の義を虧かんと、誓つて節を改めず。父母之を強ゆ。孤幼を携へ金堤の姑氏の家に逃匿す。父母は之を哀憐し爲めに室を居側に築き來りて之に居らしめんと之を請ふこと再三なるも其の志を奪はんことを畏れ懇辭して來らず。父母は涕泣して請ふも益々堅く姑氏を奉じて來りて親ら甘旨を調し、奉養して怠らず。姑は年七十にして而して歿す。悲哀痛哭して喪三年を行ふ。又父母俱に風を病む。親ら藥餌を嘗め膳を調し益々謹む。父母歿するに及び悲哀哭泣し凡て喪葬には情禮を盡す。節行卓然たり。門を旌し戸を復せんと請ふ。之に従ふ」(註九)。

再婚は再婚女子の承諾あるに非ずんば成立し得ない。父母と雖も之を強制することが出来ない。夫を失ひ、寡婦となつたのを憐み、その父母に於て再婚せしめんと欲し既に納采したにも拘らず寡婦に於て之を拒絶し、節操を守つた事例が此の記事の内容である。

六〇、世宗實錄第五卷三十枚表十三行、二十六年八月庚申條(皇紀二千四百四十四年)

「議政府は啓す。全羅道潭陽の人禹氏は夫死す。其の姑を養ふ。夜家失火す。姑は年老いて未だ避くるに及ばずして而して火は熾んなり。人は救ふことを得ず。禹は火を冒し姑を扶けて出づ。後に父は志を奪はんと欲す。禹は死を誓つて従はず、黃海道瑞興の人小今は年十三にして父は狂疾を得。自ら手指を斷ちて藥に和して之を飲ましむ。父の病即ちに愈ゆ。全羅道全州の人李氏は年十四にして嫁し、十九にして夫を亡ふ。父は其の早く寡するを哀み志を奪はんと欲す。李は夫家に逃歸し死を誓うて渝らず。自ら以て夫を葬る禮の如くならず。姑を奉じて極めて孝なり。姑は歿す。喪するに其の禮を盡す。南原の人召司は夫を亡ひ三年哀泣して輟めず。其の父は其の早く寡するを哀しみ、改嫁せしめんと欲す。固く拒んで従はず。寡居すること三十餘年にして肉を食せず。皆門を旌し、戸を復し以て節義を勵まさんことを請ふ。之に従ふ」

(註一〇)。

再婚は寡婦の再婚の意思なくしては成立することを得ない。夫を亡ひたる寡婦に對し、其の父之を他に改嫁せしめんと欲したけれども之を肯んぜず節を守りし事例が此の記事の内容である。

六一、端宗實錄第三卷二十四枚表終行、文宗二年閏九月癸未條(皇紀二千四百五十二年)

「幼學宋直は死す。其の妻秦氏は哀毀して節を守る。舅姑死するに及んで心を喪事に盡し、二孤を率ひ、一間に處し貧に居りて自ら給せず。父母は志を奪はんと欲す。秦氏は誓つて曰く夫亡びて死せざるは是れ吾の不幸なり。況んや敢て心を二つにせんやと。終に聽かず。禮賓寺婢仇音は其の夫の死に方り晝夜哀慟し毎に朔望に於て誠を盡して祭を行ひ八年に至りて魚肉葷菜を食せず。其の父は改嫁せしめんと欲す。潜かに逃れて聽かず」(註一一)。

寡婦の再婚は寡婦の意思あることを要し、父母と雖も之を強ひることが出来ない。夫を亡つた守操の女を父母に於て再嫁せしめんと欲したけれども本人に於て之を肯んぜず、節を守つた事例が此の記事の内容である。

註一 太宗實錄第二十二卷五十枚裏四行、十一年閏十二月丁巳條

同憲府上疏請平城君趙鼎罪疏曰猶欲奪寡婦表氏志殊無宰相之意爲媒者史直朴枝乞收告身問罪命枝按律科罪猶則勿論以功臣也表氏故版圖列書德麟之女昂處之妻也家富早寡枝嘗媒表氏許諾及婚夕表窺見猶年老鬚白而逃遂訴于憲府謂猶強娶時人譏之未幾嫁于水原府使趙啓生

註二 太宗實錄第二十九卷四枚裏五行、十五年正月乙卯條

命旌表孝子節婦之閭慶尙道都觀察使報宜寧人學生沈致妻者前副令石斯珍之女也年至二十其夫死喪畢三年其姑朱氏年方八十風疾常臥奉養姑不怠終無嫌意其父欲奪志石氏乃曰良人以獨子早逝更無他子父若奪志誰將養姑遂不從養姑益勤姑欲如爾親負往來永吉道都巡問使報咸州人林永守妻莫莊學生李萬松之女也年至二十九其夫死喪畢三年之後兄弟哀其寡居欲奪情莫莊曰舅姑年高皆過七十又無他子我若他適誰爲奉養至今孝養無替故有是命

註三 世宗實錄第七卷十枚裏四行、二年正月庚申條

珍原學生李格妻沈氏年甫七年父死待母而居恨父早死廬于殯側祭如事生公州住縣監鄭自丘妻高氏年三十三夫亡父欲改嫁不從其命造家於墳側每節日必親自設祭沔川少監沈仁富妻耿氏年二十八夫亡一族欲奪情哭泣不從至今守節瑞山私奴莫金妻召史年二十四夫亡爭欲娶之不從守節年已五十四矣連山及第金問妻氏年二十夫亡結廬墓側親奠朝夕克終三年至今哭泣不輟不飾容儀丘郎將金翁妻徐氏年二十四夫亡父欲奪節固拒不從至今守節年四十八矣善山船軍趙乙生妻藥加伊歲丙子夫爲倭所擄未知存沒不食酒肉葷菜父母欲嫁涕泣不從隔八年其夫還來同居以全婦道學生金珣妻佛非年二十夫亡父欲改嫁誓死不從終養舅姑咸昌前權務朴希俊妻金年二十三夫亡父欲改嫁強辭守節年已四十七永川郎將李鮮妻鄭氏年二十四夫亡父母欲改嫁不從至今不食肉迎日前提控李登妻吳氏年二十七夫死於京收遺骸葬于家北事夫祖母如事已親每月朔望詣墓設祭金海前錄事尹弘道妻裴氏年十九夫亡事姑甚謹及姑歿奉祀不怠宜寧學生沈致妻石氏年二十夫亡事姑克孝其父欲改嫁辭曰良人以獨子早逝父若奪志亡夫病母其誰奉養遂不從命事姑益謹每姑出入身親扶之陝川前長興康副使張友良妻韓氏年二十五以無子見棄守節不改舅姑歿行喪六年忌日行祭全州記官李瓊妻召史二十六夫亡善事舅姑及歿代行喪傾家產以供喪葬井邑散員陳慶妻劉氏年三十三夫死倭亂至今守節事姑克孝錦山副正林英順妻韓氏年二十六夫亡至今守節年已六十一矣前散員李益妻召史年二十五夫亡至今守節年已六十七年光州別將洪興妻朴氏年三十夫亡陪姑孝養年已五十一羅州翰林趙琢妻羅氏年二十四無子寡居不更泰仁前司正朴健妻林氏從夫居京姑病不運身半夜失火直入火燭之中負姑以出焦頭爛臂遂得免

註四 世宗實錄第十七卷五枚裏終行、四年八月己亥條

己亥夏成已死於倭賊德聞之即往松江覓屍累日不得而還以成已衣服置堂內朝夕供奉朔望設奠哀痛甚至其父以年少無子欲奪其志德涕泣不食事成已父母盡其誠敬鄉人稱之

註五 世宗實錄第二十八卷十枚裏十二行、七年四月乙丑條

忠清道恩津縣住李思敬女名李德者船軍文成奇之妻也歲己亥成奇戍庇仁浦適有倭賊入寇成奇與戰敗死李德聞之即至其所數日號泣求屍不得乃以紙錢招魂還家作位版設於廳事朝夕設奠哭不絕聲終制之後父母憐其早寡將欲奪志李德聞而痛哭曰誓是位版實我之匹雖至於死誓無他心常服素衣不食酒肉切切而哀朝夕上食者七年至是事聞命旌門復戶

註六 世宗實錄第四十二卷十枚裏七行、十年十月丙午條

忠清道公州人學生朴漢生妻鄭氏年二十夫棄之娶他妻父母欲嫁之不從年三十其夫死父母又欲嫁之又不從洪州人監務李仲養妻林氏早喪夫守節母歿守墳三年小監朴孟文妻趙氏年三十九夫歿守墳三年母歿又守墳全羅道全州人幼學崔以妻李氏年十八夫死請于父母葬家側家甚貧賣貨以供朝夕終三年後父母欲奪志日已定亡走舅姑家終守其節及第金九淵妻以李氏年二十六夫歿居干近墓之地朔望必親祭隨母居十三年不進酒肉或時製襦于墓前如事存焉南原人戶長梁佃妻年二十八夫父母欲嫁之以誓自守不食魚肉葷菜潭陽人學生崔有龍妻年四十四歲戊辰倭寇大至有龍赴內廂防禦妻携二幼子匿巖下草莽中賊劫欲淫之固拒不從賊以槊刺殺之適隣人匿其傍見而哀之賊退收屍而葬濟州人中樞院副使李況妻文氏十九而嫁居三年况如京無子獨居沉歿欲娶者多固守其節旌義人職員石阿甫里介妻無命年二十而嫁居九年夫死無子無父母奴隸甘心窮餓求婚者衆終不改節慶尙道慶州人茶房別監金伯壘妻尹氏年十九夫死無子又無奴僕家甚貧朝望親號泣終制其母欲奪志亡走舅姑家以全其節後服舅喪三年不怠至今奉祀黃海道谷山人知郡事李臺慶妻姜氏年二十九臺慶歿三年後四時祭享必誠判事曹允明欲娶之斷其髮不從象山君之子鎮又欲娶之及門亡匿又斷髮其親屬屢禁即如京久之乃還供時祭如舊平安道陽德人幼學尹元常母年三十二夫死服喪三年每遇朔望祭不離墳側哀號有六子皆幼身親榮之勞零丁獨居母與親族強欲奪之固拒之養姑二十年至孝姑歿軒衰三年撫山人記官乙奉母年三十三夫死喪三年畢母與親族欲奪志不從



註七 世宗實錄第五十二卷四十二枚表五行、十三年六月丁巳條

平康縣住故雲山郡事黃載妻金氏其夫畜二妾于家略無姑忌左致敬以安其心年四十夫亡服喪畢其母欲奪志金斷髮爲尼事寡姑十年姑歿服喪三年其母年八十七朝夕奉養躬自執饌蔚郡住小莊夫溺水死族人伶其早寡將奪志小莊固拒曰舅姑皆老予若棄去誰奉菽水况良人臨行謂予曰吾父母年已八十命在朝夕予若未還汝肯盡心孝養乎妾許之予若負約非人類也何面目見亡人於地下待舅姑歿克終大事予所願也竟不嫁戶長朴英哲妻早寡親族欲奪志婦據義固拒知不免曰必予訟于官終不改節原州住金俊妻夫亡服三年喪遂不食肉茹葷已十五年父母欲奪志亡走舅姑家竟不得嫁旌善郡住金仲陽妻夫亡奉養舅姑日謹不解已三十一年記官李奉彥妻夫亡父母哀其早寡欲奪志婦誓內予若改節生何顏見隣里鄰黨死何見良人於地下獨居者已三十七年平海郡住黃歸仁妻夫亡事舅姑盡孝姑沒終三年哀痛如下禮曹磨勘以啓

註八 世宗實錄第五十四卷十四枚裏六行、十三年十月己未條

保寧縣女甘勿伊年三十九夫亡服喪三年服闋母及兄弟欲嫁之匿不從隨子以居舅死又喪三年母死又喪三年公州住金參妻朴氏年十八夫亡親備朝望之奠以終三年隨舅氏以居盡心奉養者今四十二年溫水縣住姜訥妻年二十五夫亡母欲奪志不從守節至今泰安郡住金洽妻若信年三十三夫亡服喪三年隨舅姑盡孝養及舅姑歿又行三年喪至今守信平安道安州住魯思點父歿守墳三年朝夕哭奠負土成墳上項孝子節婦內未蒙褒賞者依他例復戶孝子才堪從仕者量才叙用 從之

註九 世宗實錄第八十五卷三十四枚表十二行、二十一年五月庚午條

議政府據禮曹呈啓忠清道礪山人宋氏年二十一適生員鄭希重生一子希重病歿哀痛終制守節益堅父母憐其早寡欲奪志既納采宋氏辭曰亡夫有姑無他子孫我若再從他人誰能奉養姑氏且虧婦人從一之義誓不改節父母強之携孤幼逃匿金堤姑氏家父母哀憐之爲築室於居側使來居之請之再三畏其奪志懇辭不來父母涕泣請益堅奉姑氏來觀調甘旨奉養不怠姑年七十而沒悲哀痛哭行喪三年又父母俱病風親嘗藥餌調膳益謹及父母歿悲哀哭泣几于喪葬克盡禮節行卓然請施門復戶從之

註一〇 世宗實錄第百五卷三十枚表、二十六年八月庚申條

議政府啓全羅道潭陽人禹氏夫死養其姑夜家失火姑年老未及避而火熾人莫得救禹冒火扶姑以出後父欲奪志禹誓死不從黃海道瑞興人小今年十三父得狂疾自斷手指和藥飲之父病即愈全羅道全州人李氏年十四而嫁十九夫亡父哀其早寡欲奪志李逃歸夫家誓死不偷自以葬夫不如禮奉姑極孝姑歿喪盡其禮南原人召史夫亡三年哀泣不輟其父哀其早寡欲改嫁固拒不從寡居三十餘年不食肉請皆施門復戶以勵節義從之

註一一 瑞宗實錄第三卷二十四枚表終行、文宗二年閏九月癸未條

幼學宋直死其妻秦氏哀毀守節及舅姑死盡心襄事率二孤處一間居貧不自給父母欲奪志秦氏誓曰夫亡不死是吾不幸况敢二心終不聽禮賓寺婢仇音方其夫死晝夜哀慟每於朔望盡誠行祭至于八年不食魚肉葷菜其父欲改嫁潛逃不聽

### 第五節 婚姻の年齢

婚姻適齡とは婚姻の完全に有效なる爲に當事者の年齢に關する條件である。李朝初期に於ては婚姻適齡は何歳と確定した標準はないと見るべきであらう。婚姻適齡に關して實錄の記事を見ることしよう。

六二、世宗實錄第三十二卷三枚表十二行、八年四月壬申條、司諫高若海の啓辭中  
(皇紀二千八百二十六年)  
(西曆一千四百二十六年)

「若海又啓して曰く、家禮に女子年十四より二十に至り皆嫁すべし。而して今や十歳の處女も亦皆推選す。皇帝は十歳の處女を求むと雖も我が本朝に在りては常に十四歳以上の者を選し以て献じては如何。無知の年幼の女を父母兄弟と遠ざくるに至れば則ち必ず怨を召き和を傷けん。上曰く、兩國相婚を以て之を言へば則ち家禮に言ふ所の如くして可なり。此皇帝其の使を眼前にして之を求む。之を求むること此の如くにして而して其の命に従はざるは乃ち不可なきや。其父母兄弟と遠ざくれば必ず怨を召き和を傷くと言ふは則ち予甚だ之を嘉す」(註一)。

右の記事に依れば、女子は十四歳より二十歳に至る迄の間に婚嫁すべきものであつたことが明かである。即ち早くも十四歳未満の女子は婚嫁することを得ないと云ふ意味に於て婚姻適齡を定めたものと見ることが出来る。

六三、世宗實錄第三十二卷二十九枚表二行、八年六月戊辰條 (皇紀二千八百三十六年)

「上曰く、世子の婚禮大臣或は云ふ、十二歳可なり。或は云ふ、十三歳可なりと。然れども十五歳にして而して嘉禮(婚禮のこと、凡て吉禮は皆嘉禮と云ふ)を成すは祖宗の成憲なり。讓寧は世子となり、十四歳にして嘉禮を成すは其の朝見するが爲なり。予は必ず世子の十五とな

るを待つて而して嘉禮を成さんとす。今已に進献處女を擇ぶ。世子の爲にも豫め二、三處女を擇び年を待たんと欲す。如何。右議政黃喜曰く、上旨は是なりと」(註二)。

右の記事に依れば十五歳で嘉禮を行ふのが成憲なりと言つて居るから、王室に於ては男子は十五歳で婚姻することを得るものとした如くである。直接婚姻適齡には關係ないと思ふけれども、王室に於ける婚姻適齡とでも言ふべきであらうか。

六四、世宗實錄第三十七卷十九枚裏十行、九年七月己丑條 (皇紀二千八百二十七年)

「司憲府は淫女今音同、童子及曹祥を拷訊せんことを啓す。之に従ふ。上曰く、昔河千景は趙氏を奸し、趙瑞老は柳氏を奸す。皆宰相(二品以上の職に在る官員の稱)の妻なり。故に律外を以て大に懲す。太宗は忠清道に講武す。李叔蕃は千景の死を救はんと欲し、金漢老、權永均、沈溫等に因つて寡人及讓寧(大君)、考寧(大君)に請ふ。然れども豈私を以て公理を廢すべけんや。太宗は之を聞き以て非となす。宮に還りて群臣に議す。晋山君及諸郷皆曰く、殺すべしと。唯だ南政丞は依違(可否を明かにせぬこと)之に對ふ。太宗は特に之を殺す。今失行婦女の罪を斷ずるに予は甚だ之を慮ると、卞季良曰く、當に律文を以て施行すること可なりと。律

外を以て之を懲せんとする者亦之あり。然れども其の終りには必ず通ぜざるの處あらん。許稠は對へて曰く、我が國の人唯だ婦人のみ不貞に非ず、男子も強暴を爲すこと多し。先づ人心を正しくして風俗を正しくすること可なり。上曰く、女子の失行は婚姻の時を失ふの致すところなり。然るに今此の童子今音同は少時に於て嫁す。豈此の如きの事あらんや。女子の失時者には已に京外の官をして考察して成婚せしむ。官吏心を之に用ひず。故に此の如きの事あるを致す。婚嫁の年に付ては限を立てては如何。季良は曰く十五歳を以て限を定むること可なり。其の中に故あれば一、二年を過ぐると雖も未だ晚しとなさす」(註三)。

此の記事に依れば、女子が婚姻を爲すには十五歳を以て定限と爲し、故あれば一、二年を過してもよいと云ふ意見が述べられて居ることが明かである。

六五、世宗實錄第三十七卷二十四枚表七行、九年七月壬寅條

(皇紀二千八百七十七年  
西曆一千四百二十七年)

「壬寅禮曹は啓す。謹んで朱文公の家禮を按するに曰く、男子年十六より三十に至り、女子年十四より二十に至り身及主婚者に期(期年)以上の喪なければ乃ち成婚すべしと。註に云ふ。

古は男は三十にして娶り、女は二十にして而して嫁す。今の令文(規則のこと)には男は年十

五、女は年十三以上なれば並な婚嫁を聽す。今此の説を爲す者は云ふ。古今の道を參し、禮令の中を酌み、天地の理に順ひ、人情の宜きに合する所以なりと。我が國家は貧乏の人が或は時を過ぎて婚嫁する能はざる者あるを慮り、中外の攸司をして訪問を嚴加せしめ時を失はざらしむ。違ふ者は之を罪することは載せて禮典に在り。然るに年限定まらず。故に大小婚姻の家は汲々として速にせんと欲するの意なく、而して中外の攸司も亦據る所なく、考察を陵夷にして以て失時を致す。唯だ陰陽の和に乖ふあるのみに非ず。女子をして或は人の汚す所となるあるに至る。風俗美ならず、誠に便ならずとなす。今より一に文公の家禮に依り、女子は年十四より二十歳内に至り并び皆成婚せしむ。如し故ありて已むを得ず限を過す者は其の事由を具して京中は則ち漢城府に告げ、外方は則ち其の官に告げしめ、中外攸司も更に覈實を加へ、如し故なく限を過す者は其の主婚すべき者を律に依つて論罪せんと。之に従ふ」(註四)。

朱文公の家禮には男子年十六より三十に至り、女子は年十四より二十に至り自身並に主婚者に期年以上の喪がなければ即ち成婚したのである。然しその時代の法令では男は年十五、女は年十三以上なれば婚姻を許したのである。然し此の時から文公の家禮に依つて女子は年十四より二十歳に至る迄に皆成婚せしめようとしたのである。若し故なく此の年限を過ぐすものは律に依つ

てその主婚者を罰しようとして禮曹が啓したのである。上は之に従つた。

六六、世宗實錄第三十八卷十二枚裏初行、九年十一月乙未條 (皇紀二千八百二十七年 西曆一千四百二十七年)

「夫れ目前の事を以て之を言へば婚姻に時を失ふは細故に非ず。今嫁年の限を定め、期に愆ふの嘆なからしめ且つ婚姻の際に於て綾段を用ふるを禁じ皆紬綿を用ふべきことは載せて令典に在り。然るに俗尙浮華にして本土の物を用ふるを羞づ。婚姻に時を失ふは此に職由するなり。有司は之を禁ぜんと欲すと雖も何んぞ闔門の内を盡察するを得んや。願はくば今より闕内の服御の外は臣下に於て金銀の如きを服用することは例として一に皆用ふることを禁じ以て敦素の風を興さん。此の如くなれば則ち婚姻の家に於ても異物を貴ばず。而して自ら時を失はざるなり」 (註五)。

此の記事は嫁年の限を定めて婚姻の時期を失せざらしめんとしたのである。婚姻に付て時期を失するのは婚姻の際に於て綾段を用ひることを禁じ、皆紬綿を用ふべきことを令典が命じて居るのにも拘らず、俗尙浮華にして本土の物を用ふることを恥づることによるのである。婚姻の時期を失せざらしむる爲に闕内の服御の外は臣下に於て金銀の如きを服用することは一般に禁止したのである。

のである。

六七、世宗實錄第三十八卷十九枚表二行、九年十二月甲戌條 (皇紀二千八百二十七年 西曆一千四百二十七年)

「黃海道松禾縣人崔香の妻年十三にして番二十九に適く。番亡ぶ。番の母亦寡す。衣服飲食意に適せざるものなし。姑は之を嫁せんと欲するも聽かず、孝養に勤むるあり。姑年九十四歳にして而して歿す。喪葬して禮を畢り、俗節忌日には祭を致し惟だ謹む」 (註六)。

此の記事は女十三歳にして婚姻したる事例としての價值以外に何物も示すものではない。

六八、世宗實錄第八十五卷四十六枚表十一行、二十一年六月壬寅條、司憲府の上疏中

(皇紀二千九十九年 西曆一千四百三十九年)

「一、男女ありて然る後に夫婦あり。夫婦ありて然る後に父子あり。父子ありて然る後に君臣あれば、則ち男女の居室は人の大倫にして聖人の甚だ重んずる所なり。故に聖人は陰陽の理に順ひ、人情の宜きを酌み定めて婚姻の期と爲す。朱文公は制して家禮を爲り、亦曰く、男子は年十六より三十に至り、女子は年十四より二十に至り乃ち成婚すべしと。然れば即ち婚姻の期

は聖人の制する所にして敢て及ばずんばあらざるも亦敢て過ぎざるべきなり。近頃は士大夫の家婚姻の事禮制に遵はず男女の年纔かに十歳を過ぐれば即ち便に婚嫁せしむ。年未だ十歳ならずして而して納采納幣し假りに婚姻を爲すものあるに至り、之を預婚と謂ふ。徒らに聖人の制に違ふあるのみに非ず。抑も亦陰陽の理に乖ふあるなり。乞ふ、今より一に聖人の制により男十六、女十四以上の者は方に婚嫁を許し違者は痛繩するに法を以てせん」(註七)。

婚姻年齢は朱文公の家禮に男は十六歳から女は十四歳より成婚することが出来るとして居る。

世宗の二十一年頃には男女の年纔かに十歳を過ぐれば即ち婚嫁せしむる風習があつた。又年未だ十歳ならずして納采納幣し、假りに婚姻を爲す者があつた。之を預婚と言つたのである。司憲府は男十六、女十四以上の者は方に婚嫁を許し、違者は痛繩するに法を以てせんと啓した。

六九、世宗實錄第八十八卷二十八枚裏終行、二十二年三月庚戌條

(皇紀二千四百年  
西曆一千四百四十年)

「議政府は禮曹の呈に據り啓す。謹んで家禮を按ずるに男子は年十六より三十に至り、女子は年十四より二十に至り方に成婚すべしと。此れ、朱文公が古今の道を參し、禮令の中を酌み天地の理に順ひ、人情の宜しきに合して而して言ふなり。後世の貧鄙者は壻婦の性行を察せず徒

らに一時の富貴を慕ひ、未だ童幼を免かれずして先を争ふて議婚す。其の弊は言ふに勝ゆべからず。是を以て漢の王吉は以爲らく夫婦は人倫の大綱にして天壽の萌なり。世俗の嫁娶する處と未だ早し、未だ人の父母たるの道を知らずして而して子を有す。故に教化明ならずして民は多く夭すと。宋の司馬光曰く世俗好んで襁褓に於て輕がるしく許して婚を爲す。亦指腹(胎兒のこと)して婚を爲す者あり。其の既に長ずるに及んで或は不肖無頼、或は身に惡疾あり。或は家貧にして凍餒す。或は喪服相仍り或は遠方に從官し遂に連獄致訟者の多きに至るなり。是を以て先祖の大尉は嘗て曰く、吾が家は必ず既に長ずるを俟ちて然る後に議婚せよと。故に終身此の悔なしと。乃ち子孫の法とすべき所なり。先賢の訓は此の如くにして而して今の風俗尙其の富貴を慕つて議婚未だ早きあり。高官有識者に至りても亦皆此の如し。二姓の好を合し、上は以て宗祀を奉じ、下は以て後世を繼ぐ所以の道に非ざるなり。今三月初八日より以後は一に文公の家禮に依り男は年十六以上女は年十四以上にして方に婚嫁を許し其の父母の年五十を過ぎ子女の婚嫁を情願(衷心より希望する者)する者は本國の預壻の例に依り男女の年十二以上にして乃ち官に告げて成婚することを許し、其の議婚者若し司馬家の法に依り書を通じ數月ならずして成婚せば則ち資粧の備へ卒に辨じ難きを以て納采後期年を過ごさしむる勿れ。其の

令を犯す者は京中は則ち司憲府、漢城府外方は則ち監司、守令考察し、律に按じて斷罪し、其の冒年したる男女は離異し赦宥を経ると雖も亦皆離異し以て積弊を改め以て風俗を正うせんと。之に従ふ」(註八)。

議政府の上啓に依り男女の婚姻年齢を定めた。即ち世宗二十二年三月初八日より以後一に文公の家禮に依り、男年十六以上、女年十四以上にして婚嫁を許し、父母は年五十を過ぎ子女の婚嫁を情願する者は男女年十二以上にして官に告げて成婚せしめた。違反者は離異することである。以上が右記事の内容である。

七〇、世宗實錄第九十九卷三枚裏四行、二十五年正月癸亥條 (皇紀二千四百三年)

(西曆一千四百四十三年)

「旨を禮曹に傳へて曰く、男は年十六以上、女は年十四以上にして方に婚嫁を許す。其の中父母が年五十を過ぎ議婚を情願する者は男女年十二以上にして又官に告げて成婚を許すことは已に曾て受教す。今男女の父母が俱に五十を過ぐる者は乃ち議婚することを許し、未だ情願を遂げざる者之あり、今後は男女の父母の中一人が年滿五十なれば則ち男女の年十二以上なれば許して婚嫁せしめん」(註九)。

男年十六以上、女年十四以上の者は婚嫁を許し、其の中父母年五十を過ぎ子女の議婚を情願する者は男女年十二以上の者に限り、官に告げて成婚を許すことは既に受教あり。今後は男女父母の中一人が年滿五十を過ぎた時には男女十二歳以上にして許して婚嫁することが出来る、といふのが右の記事の内容である。

七一、世宗實錄第一百五卷五枚裏七行、二十九年正月丁亥條 (皇紀二千四百七年)

(西曆一千四百四十七年)

「初め副司直洪道常の女年未だ嫁を許さず、約して觀察使韓惠の子を以て婿と爲し、預め婚書を納れ、期を過ぎて婚せず。女の嫁年に及んで謹寧君禮は子の達川令踰を以て議婚せんと欲し、宗簿寺に告ぐ。宗簿寺は道常已に惠の子に婚書を納るゝを以て聽かず。是に至りて上は之を聞き道常及宗簿提調權孟孫、小尹金安生、注簿金彭老を義禁府に於て之を鞠す。時に提調皇甫仁は平安道に在り、判官朴審問亦皇甫仁に従ふ。義禁府に命じて吏を遣はし審問を執へ以て來る。又書を皇甫仁に下して其の由を問ふ。後義禁府は皇甫仁事畢りたる上來るを待ち、並び之を鞠さんことを請ふ。問ふて傍訊すること勿れと命ず。道常等且服す。義禁府は啓す。道常は女子の嫁年前に於て法に違ひ約婚すること已に不可なり。又宗親を厭ひ托して以て婚を辭す。孟孫、

安生、審問、彭老等も亦道常を右けて宗親を輕慢す。否な照すに親王の令旨に違ふの律を以て杖九十、命じて皆只だ罷職せしむ」(註一〇)。

右の記事は婚嫁することを許さるゝ年齢に達せずして法に違ひ婚約したる者が罰せられし事例である。

七二、世宗實錄第百十八卷十二枚表十二行、二十九年十二月壬戌條 (皇紀二千四百七十七年)

(西曆一千四百四十七年)

「宗簿寺は啓す。多慶令有康は其の妹を以て前の判官金壤の子に嫁せんと欲し單子を呈して以て問ふ。壤は答へて云ふ。子は年今十五歳なり。今年三月井邑縣監楊淵の家に約婚すと。即ち婚書を淵の家に取りて之を閱せば已に曾て定婚す。是れ實なり。竊かに禮曹の受教を稽ふるに男は年十六、女は年十四にして方に成婚すべしと。婚書を受くる節次 (規定のこと) なし。唯だ受教内に通書後數月ならずして而して成婚すれば即ち資粧以て卒に辨じ難し。納采後期年を通る勿れ。金壤の子が婚書を成送する時に年歳未だ十六に滿たずと雖も納采後期年には年十六に滿つ。右の婚書は楊淵の家に給して而して婚を許すや。命じて楊淵の家に還給す。上は尋いで壤が婚書を追成し以て之を避くるを聞き遂に壤及淵を義禁府に下して拷訊し、並びに其

の宗簿寺の官吏を鞠して之を罪す」(註一一)。

禮曹受教、男年十六、女年十四にして始めて婚姻することが出来る。男年十五歳にして婚約を成し、十六歳に達するを待つて成婚せし事例が右記事の内容である。

七三、文宗實錄第四卷五十三枚表四行、元年十一月庚申條 (皇紀二千四百五十一年)

(西曆一千四百五十一年)

「禮曹は啓す。宗室婚嫁の時男女の歳六歳以上長ずる者は婚を許さしむる勿れと。之に従ふ」(註一二)。

婚姻年齢は宗室婚嫁の時に於て男女年六歳以上相長ずる者は婚姻を許さなかつたといふのが右記事の内容である。

七四、文宗實錄第十三卷十九枚表十三行、二年四月辛卯條 (皇紀二千四百五十二年)

(西曆一千四百五十二年)

「世宗の後宮の女歳今十二歳なり。世宗は曾て十二歳にして成婚せよとの命あり。今年に於て成婚せんと欲す。但だ女子十四歳にして成婚するの法に違ふ如何。僉な曰く、亦父母の年五十歳を過ぐれば年限の法に拘はること勿れとあり、世宗の遺命に依るを可と爲すと」(註一三)。

王女年十二歳にして婚姻を爲さんとしたけれども、時の國法女子十四歳にして成婚すべしとの法あり。之に反するを以て躊躇したけれども國法に父母年五十を過ぐれば年限の法にかゝはることなしといふ意見に依り婚姻を決行した事例である。

七五、世祖實錄第二十四卷六枚裏十二行、七年四月丙戌條 (皇紀二千百二十二年 西曆一千四百六十二年)

「禮曹は啓す。男は年十四歳女は年十三歳以上なれば方に婚嫁を許す。其の間父母の年五十を過ぎ及び病ある人にして其の子女の婚嫁を早ふせんと願ふ者は年十歳以上なれば官に告げて成婚することを許さんと、之に従ふ」(註一四)。

禮曹上啓して曰く、男年十四歳、女年十三歳以上にして婚嫁を許し、父母年五十を過ぎ、又は病がある人にして子女の婚嫁を早くしようと願ふ者は、年十歳以上にして官に告げて婚嫁せしめんと請ふたのに對して、王は此の請を容れたのが此の記事である。

男年十六、女年十四が婚姻年齢とした記事、又右の記事に於けるが如く男年十四、女年十三以上婚嫁を許すといふ記事あり、一定の標準は時代に依つて動いたと見るのが正當であらう。既に述べた如く時代々々に依つて此の婚姻年齢は一定して居なかつたと見るのが正當な解釋であら

うと思はれる。

七六、世祖實錄第三十八卷九枚裏四行、十二年正月甲子條 (皇紀二千百二十七年 西曆一千四百六十七年)

「宗簿寺に傳へて曰く、舊例は宗親男は年十四、女は年十二以上なれば方に婚嫁を許す。今よりは年限に拘はることなく婚嫁せしむ」(註一五)。

宗親の婚嫁に付ては舊例は男十四、女十三以上なれば婚嫁することを許したのであるが、世祖十二年正月甲子より年限に拘はることなく婚嫁を許したのである。即ち宗親の婚姻年齢に付ては制限が撤去せられたのである。

七七、世祖實錄第四十一卷二十二枚表終行、十三年三月甲申條 (皇紀二千百二十八年 西曆一千四百六十八年)

「宗簿寺啓す。舊制宗親の婚嫁は男女年相長すること六歳の者は相婚を許さず。或は宗親と婚するを厭ふ者あり、輒ち其の子女の年歳を減じ以て之を避く。且つ宗親或は室を喪ひ、改娶す。安んぞ處女にして年三十を過ぐる者配となることを得んや。若し爾りとせば卒に鰥に老ひ終に必ず祀を絶たん。凡そ士庶人は相長ず十餘歳の者と雖も亦相婚嫁す。舊制を用ふる勿れと請ふ。



命じて禮曹に下して之を議す。禮曹は宗簿寺の啓する所の如くせんと請ふ。之に従ふ(註一六)。舊制に於ては宗親の婚嫁男女年六歳以上差ある者は之を許さなかつたのである。然るに士庶人は相長ずる十餘歳の者と雖も婚嫁を許した。宗親にも舊制を用ふるなからんことを宗簿寺が啓した。即ち年齢の差の制限を撤去せんことを宗簿寺が啓した。王は之に従つたのである。

註一 世宗實錄第三十二卷三枚表十二行、八年四月壬申條

若海又啓曰家禮女子年十四至二十皆可嫁而今十歳處女亦皆推選 皇帝雖求十歳處女在我本朝當選十四歳以上者以獻何如無知年幼之女至於違父母兄弟則必召怨傷和矣 上曰以兩國相婚言之則如家禮所言可也此皇帝爲其使於眼前而求之求之如此而不從其命無乃不可乎其言違父母兄弟必召怨傷和則予甚嘉之

註二 世宗實錄第三十二卷二十九枚表二行、八年六月戊申條

上曰世子婚禮大臣或云十二歳可也或云十三歳可也然十五歳而成嘉禮者 祖宗之成憲也讓寧爲世子十四歳嘉禮者爲其朝見也予則必待世子十五歳而成嘉禮今已擇進獻處女欲爲世子預擇二三處女待年何如右議政黃喜曰 上旨是矣

註三 世宗實錄第三十七卷十九枚裏十行、九年七月己丑條

司憲府啓榜訊淫女今香同童子及曹祥從之上曰昔河干景軒趙氏趙瑞老奸柳氏皆宰相之妻故以律外大懲 太宗講武于忠清道李叔審欲救于景之死因金漢老權永均沈溫等請於寡人及讓寧孝寧然豈可以私廢公理 太宗聞之以爲非也還宮議于群臣皆山君及諸卿皆曰可殺唯南政承依違對之 太宗特殺之今失行婦女斷罪予甚慮之下季良曰當以律文施行可也欲律外懲之者亦有之然其終必有不通之處許相稠對曰我國之人非唯婦人不貞男子多爲強暴先正人心以正風俗可矣上曰女子失行婚姻失時之致然今此

童子今香同嫁於少時豈有如此之事女子失時者已令京外官考察成婚官吏不用心故致有如此之事婚嫁之年立限何如季良曰以十五歳定限可矣其中有故雖過一二年未爲晚

註四 世宗實錄第三十七卷二十四枚表七行、九年七月壬寅條

壬寅禮曹啓謹按朱文公家禮云男子年十六至三十女子年十四至二十身及主婚者無期以上喪乃可成婚註云古者男三十而娶女二十而嫁今令文男年十五女年十三以上並聽婚嫁今爲此說所以參古今之道酌禮令之中順天地之理合人情之宜也我國家慮貧乏之人或有過時不能婚嫁者令中外使司嚴加訪問使不失時違者罪之載在禮典然年限不定故大小婚姻之家無汲汲欲速之意而中外使司亦無所據考察陵夷以致失時非唯有乖於陰陽之和至有女子或爲人所汗風俗不美誠爲未便自今一依文公家禮女子年自十四至二十歳内并皆成婚如有故不得已過限者具其事由京中則告于漢城府外方則告于其官中外使司更加覈實如有無故過限者其應主婚者依律論罪從之

註五 世宗實錄第三十八卷十二枚裏初行、九年十一月乙未條

夫以目前之事實之婚姻失時非細故今定嫁年之限使無愆期之嘆且於婚姻之際禁用綾段皆用紬絲織在令典然俗尚浮華濫用本土之物婚姻失時職由此也有司雖欲禁焉安得盡察閉門之内乎願自今闕内服御外臣下服用如金銀例一皆禁用以與敦素之風如此則婚姻之家不貴異物而自不失時矣

註六 世宗實錄第三十八卷十九枚表二行、九年十二月甲戌條

黃海道松禾縣人崔番妻年十三適番二十九番亡番母亦寡衣服飲食無不適意姑欲嫁之不聽孝養有勤姑年九十四歳而歿喪葬禮畢俗節忌日致祭惟謹

註七 世宗實錄第八十五卷四十六枚表十一行、二十一年六月壬寅條

一有男女然後有夫婦然後有父子有父子然後有君臣則男女居室人之大倫聖人之所甚重也故聖人順陰陽之理酌人情之

宜定爲婚姻之期朱文公制爲家禮亦曰男子年十六至三十女子年十四至二十乃可成婚然則婚姻之期聖人所制不敢不及亦不敢過也近者士大夫之家婚姻之事不遵禮制男女之年纔過十歲則便令婚嫁至有年未十歲而納幣假爲婚姻謂之預婚非徒有違於聖人之制抑亦有乖於陰陽之理也乞自今一依聖人之制男十六女十四以上者方許婚嫁違者痛繩以法

註八 世宗實錄第八十八卷二十八枚裏終行 二十二年三月庚戌條

議政府據禮曹呈啓謹按家禮男子年十六至三十女子年十四至二十方可成婚此朱文公所以參古今之道酌禮令之中順天地之理合人情之宜而言也後世貧鄙者不察婚嫁之性行徒慕一時之富貴未免童幼爭先議昏其弊不可勝言是以漢王吉以爲夫婦人倫大綱天壽之萌也世俗嫁娶太早未知爲人父母之道而有子故教化不明而民多夭宋司馬光曰世俗好於權輕許爲婚亦有指腹爲婚者及其既長或不肖無賴或身有惡疾或家貧凍餒或喪服相仍或從宦遠方遂至速獄致訟者多矣是以先祖太尉嘗曰吾家必俟既長然後議昏故終身無此悔乃子孫所當法也先賢之訓如此而今之風俗尙有慕其富貴議昏太早至於高官有議者亦皆如此非所以合二姓之好上以奉宗祀下以繼後世之道也自今三月初八日以後一依文公家禮男年十六以上女年十四以上方許昏嫁其父母年過五十情願子女昏嫁者依本國預婚之例男女年十二以上乃許告官成婚其議昏者若依司馬家之法通書不數月成昏則資粧之備難以卒辦納采後母過期年其犯令者京中則司憲府漢城府外方則監司守令考察按律斷罪其冒年男女離異雖經赦宥亦皆離異以革積弊以正風俗從之

註九 世宗實錄第九十九卷三枚裏四行、二十五年正月癸亥條

傳旨禮曹曰男年十六以上女年十四以上方許婚嫁其中父母年過五十情願議婚者男女年十二以上亦許告官成婚已曾受教今男女父母俱過五十者乃許議婚未達情願者有之今後男女父母中一人年滿五十則男女年十二以上許令婚嫁

註一〇 世宗實錄第一百五卷五枚裏七行、二十九年正月丁亥條

初副司直洪道常女年未許嫁約以觀察使韓惠子爲婿預納婚書過期不婚女及嫁年謹寧君禮欲以子達川令論議婚告宗簿寺宗簿寺以道常已納惠子婚書不聽至是上聞之道常及宗簿提調權孟孫小尹金安生注簿金彭老干義禁府鞠之時提調皇甫仁在平安道

判官朴審問亦從皇甫仁命義禁府遣吏執審問以來又下書皇甫仁問其由後義禁府請待皇甫仁事畢上來并鞠之命勿問他訊道常等具服義禁府啓道常於女子嫁年前違法約婚已爲不可又願宗親托以辭婚孟孫安生審問彭老等亦有道常輕慢宗親並照以違親王令旨律杖九十命皆只令罷職

註一一 世宗實錄第一百八卷十二枚表十二行、二十九年十二月壬戌條

宗簿寺啓多慶令有康欲以其妹嫁前判官金瓚子呈單子以問瓚答云子年今十五歲今年三年約婚於井邑縣監楊淵家即取婚書於淵家閱之已曾定婚是實竊禮禮曹受教男年十六女年十四方可成婚無受婚書節次唯受教內通書後不數月而成婚則資粧難以卒辦納采後母過期年金瓚子婚書成送時年歲雖未滿十六納采後期年內年滿十六右婚書給楊淵家而許婚乎依教旨內男女限不用金瓚婚書乎還給楊淵家 上尋聞瓚追成婚書以避之遂下瓚及淵干義禁府鞠訊併鞠其宗簿寺官吏罪之

註一二 文宗實錄第四卷五十三枚表四行、元年十一月庚申條辛酉條

禮曹啓宗室婚嫁時男女之年六歲已上相長者勿令許婚從之

註一三 文宗實錄第十三卷十九枚表十三行、二年四月辛卯條

世宗後宮之女年今十二歲 世宗曾有十二歲成婚之命欲於今年成婚但違女子十四歲成婚之法如何僉曰亦有父母年過五十歲勿拘年限之法依世宗遺命爲可

註一四 世宗實錄第二十四卷六枚裏十二行、七年四月丙戌條

禮曹啓男年十四歲女十三歲以上方許婚嫁其間父母年過五十及有病人願其子女早婚嫁者年十歲以上許告官成婚 從之

註一五 世祖實錄第三十八卷九枚裏四行、十二年正月甲子條

傳于宗簿寺曰舊例宗親男十四女年十三以上方許婚嫁自令勿拘年限婚嫁

註一六 世祖實錄第四十一卷二十二枚表終行、十三年三月甲申條

宗簿寺啓舊制宗親婚嫁男女年相長六歲者不許相婚或有厭與宗親婚者輒滅其子女年歲以避之且宗親或喪室改娶安得處女年過三十者爲配若爾卒老於鰥終必絕祀凡士庶人雖相長十餘歲者亦相婚嫁請勿用舊制命下禮曹議之禮曹請如宗簿寺所啓 從之

### 第六節 相姦者間の婚姻

七八、太祖實錄第一卷五十五枚表九行

「初め玄寶の族人金戰なる者嘗て僧となり潜かに其の奴樹伊の妻を奸し一女を生む。戰の族人皆樹伊の女と謂ふ。獨り戰は謂つて己れの女と爲し、密かに愛護を加ふ。戰は後に俗となり樹伊を遂ふて而して之を奪ひ妻と爲し、其の女を以て士人禹延に嫁し盡く奴婢田宅を給す」(註一)。此の記事の内容は相姦者間の婚姻の事例である。李朝國初に於ては相姦者間に婚姻の成立したことは明である。

七九、世祖實錄第二十三卷六枚表三行、七年正月癸亥條

(皇紀二千百二十二年 西曆一千四百六十二年)

「義禁府は啓す。及第李淑瑛は友人吳尙文の妾今生を奸するの罪は杖八十なり。今生は杖九十

にして夫の嫁賣に従ふべきなり。及第吳尙文は未だ其の實を知らずして臆意作傳の罪は杖八十なり。奴子の疑説を聽きて誣張して仲孫を奸夫と爲し、作傳の罪は杖六十徒一年なり。赦前のことなるを以て並な論ずる勿れと命ず」(註二)。

婚姻は相姦者間の婚姻なるが故に必ずしも無効とはせられなかつたけれども相姦者は各罰せられたものゝ如くである。

八〇、世祖實錄第二十三卷十枚表七行、七年正月庚午條

(皇紀二千百二十二年 西曆一千四百六十二年)

「兵曹は全羅左道敬差官金好仁の啓本に據り啓す。玉果の應募人李伯孫は其の妻千從死す。其の妹の從伊を奸し因つて以て妻と爲す。行禽獸に同じく常を敗り俗を亂し、且好子の數を虚張し以て應募す。國家を欺罔す。姦詐甚しきたり。懲せざるべからず。然れども伯孫は功臣なれば治罪すべからず。請ふ兩界(平安咸北の兩道のこと)の殘驛吏(劣等な驛の吏)に屬し、以て其の惡を懲し且つ終伊(前に從伊とある)は淫醜なること比なし。赦前に論なく治罪せん。之に従ふ」(註三)。

妻死亡せしを以て其の妹と通じ遂に之を妻としたるの故を以て女は罰せられ、夫は功臣なるの

故を以て罪せられなかつたといふ事例が此の記事の内容である。

八一、世祖實錄第二十四卷十六枚表九行、七年五月己未條 (皇紀二千百二十二年 西曆一千四百六十二年)

「司憲府は啓す。韓承贊、俞孝禮、咸悌童等は並な宦官金德連の妻終非を奸し風俗を汚染す。李永生は母喪に丁り終非を奸し身あるを知り、農莊に誘置し、親を忘れ義に背き行ひ禽獸に同じ。崔揖は終非の夫に背きて逃るを知り又之を招引通奸し因つて以て妻と爲し、其の事の覺るゝを恐れ轉々率逃す。終非は宦官の妻を以て恣に淫慾を行ひ母喪百日内に奸夫と與に夫の財産を偷んで而して逃る。並な律に按じて科罪せんと請ふ。命じて終非を杖する八十にして江原道の官婢に屬し、永生は平安道肅川府に徙置し餘は並な赦前の事なれば論ずる勿れと」(註四)。此の記事は人の妻と姦通したる後之と婚姻せしを以て之を處罰し、姦婦を官婢とせし事例である。

八二、世祖實錄第二十八卷三十一枚表五行、八年六月丁丑條 (皇紀二千百二十三年 西曆一千四百六十三年)

「丁丑司憲府は啓す。金浦の人檢護軍崔富は其の妻の弟の妻を奸し因つて以て妻と爲す。請ふ。

告身を收めて全家を平安道江界府に徙さんと。之に従ふ」(註五)。

此の記事は妻ある者其の妻の弟の妻と姦通し、後に之を妻とせしを以て、告身を收め全家を邊境に徙せし事例である。

註一 太祖實錄第一卷五十五枚

初女寶族人金賊者魯爲僧潛奸其奴樹伊之妻生一女賊之族人皆謂樹伊之女獨賊謂爲己女密加愛護賊後爲俗逐樹伊而奪之爲妻以其女嫁士人禹延盡給奴婢田宅

註二 世祖實錄第二十三卷六枚表三行、七年正月癸亥條

義禁府啓及第李淑城奸友人吳尙文妾今生罪杖八十今生杖九十從夫嫁賣及第吳尙文未知其實臆意作傳罪杖八十聽奴子疑說誣張仲孫爲奸夫作傳罪杖六十徒一年 命以赦前並勿論

註三 世祖實錄第二十三卷十枚表七行、七月正月庚午條

兵曹據全羅左道敬差官金好仁啓本啓玉果應募人李伯孫其妻千從死奸其弟從伊因以爲妻行同禽獸敗常亂俗且虛張奴子之數以應募欺同國家姦詐爲甚不可不懲然伯孫功臣不可治罪請屬兩界殘驛吏以懲其惡且終伊淫醜無比勿論赦前治罪 從之

註四 世祖實錄第二十四卷十六枚表九行、七年五月己未條

司憲府啓韓承贊俞孝禮咸悌童等並奸宦官金德連妻終非汚染風俗李永生丁母喪奸終非知有身誘置農莊忘親背義行同禽獸崔揖知終非背夫而逃又招引通奸因以爲妻恐其事覺轉率逃終非以宦官之妻恣行淫慾母喪百日內與奸夫偷夫財產而逃請並按律科罪 命杖從非八十屬江原道官婢永生徒置平安道肅川府餘並赦前勿論

註五 世祖實錄第二十八卷三十一枚表五行、八年六月丁丑條

丁丑司憲府啓金浦人檢護軍崔富奸其妻弟之妻因以爲妻請收告身全家徒平安道江界府 從之

### 第三章 婚姻の形式上の要件

八三、太宗實錄第十卷十七枚表初行、五年九月甲寅條 (皇紀二千六十五年 西曆一千四百五年)

「甲寅に公私賤人の良女を娶ることを禁ず。議政府の受判に公私賤者と良女との相婚は丙戌年正月初一日より以後は一に皆禁斷す。其の中令を犯す者あれば人をして陳告することを許す。

男女及主婚者、本主にして情を知り禁ぜざりし者は律に照して罪を論ず」(註一)。

此の記事に依れば婚姻には主婚者を必要とする事が解る。即ち形式上の要件として主婚者なる者があることを必要とするのである。

八四、太宗實錄第十五卷二十枚裏六行、八年四月己亥條 (皇紀二千六十八年 西曆一千四百八年)

「藝文館大提學成石因、前摠制具成亮、前判原州牧使事庚龜山、檢校漢城尹金忠敏を巡禁司に下し卒藝文館大學士韓尙質の妻宋氏、前兵曹參議李根の妻韓氏、前署令崔天老の妻尹氏、故檢校漢城尹李養中の妻姜氏も亦令を犯し、潜かに其の子女をして婚嫁せしむ。憲府は推効して以て聞す。翌日石因、成亮、忠敏に自願を以て付處(中途付處のこと、官員の刑罰の一、或地を指定し留住せしむ)を命ず。龜山、承祐、安式は其の職牒を收め、遠方に付處し、主婚婦の尙質の妻等は律に依り收贖す」(註二)。

此の記事に依れば婚姻には主婚者を必要とする。而して男子が主婚者と爲り得ることは勿論、女子も亦主婚者となつた例のあること、主婚婦尙質の妻とあることに依つて明である。

八五、太宗實錄第二十六卷四枚表四行、十三年七月己丑條 (皇紀二千七十三年 西曆一千四百十三年)

「司憲府は長興庫使郭暉の罪を請ふ。暉は其の子ある正妻を棄て鄭龍壽の妾女子勝回を以て妾と爲す。時に龍壽の卒して未だ百に満たず。勝回は暉に適す。且つ其の母主婚の罪は則ち已に律に按じて施行す。暉の罪も亦宜しく科斷すべしと命じて巡禁司に下し杖六十を贖し、正妻を完聚す」(註三)。

此の記事は父の喪中に於て他人の妾と爲りたる者、及び夫の喪中に於て其の女を主婚したる母を律に依り處罰せし事例であるが、婚姻には主婚者を要し、女子も亦主婚者と爲り得ることを此の記事から推測出来る。

八六、太宗實錄第三十卷二十九枚裏十四行、十五年十一月甲午條

(皇紀二千七百七十五年  
西曆一千四百十五年)

「司憲府は領敦寧府事李枝を劾す。故中樞院副使趙禾の妻金氏を娶るを以てなり。金氏は門下侍郎贊成事湊の母なり。美にして而して淫なり。老て益々甚し。兄弟及母俱に醜聲あり。歳の己卯に憲司は刑に置かんと欲す。黃緣して脱するを得て外に流さる。是に至りて憲司又之を劾す。上は之を聞き旨を憲府に傳へて曰く、無妻の男と無夫の女と自ら相婚嫁す。何ぞ問ふを必せんや。況や枝は繼室として娶ること予も實に之を知る。更に劾論する勿れと。初め金氏は枝に嫁せんと謀り、子の明初等をして知らしめず、婚夕枝至る。明初乃ち之を知り枝の吭を扼し與に但に地に仆れ號哭して而して之を止むるも得ず。金氏は既に同牢(婚禮の宴を同牢の宴と云ふ、婚姻すること)し翌日人に謂つて曰く、吾が意に此の公老ゆると雖も乃ち眞に老いざるを知るなりと。金氏は時に年五十七なり」(註四)。

此の記事の内容は他人の寡婦と婚姻したるの故を以て司憲府に於て之を劾問したけれども、妻なき男と、夫無き女と相婚嫁するのは劾問する必要がないとの王旨を下した事例である。

八七、太宗實錄第三十卷四十三枚表四行、十五年十二月己卯條

(皇紀二千七百七十五年  
西曆一千四百十五年)

「前定州都護府使安承慶等を義禁府に下す。司憲掌務持平吳寧老を召し、旨を傳へて曰く、無咎、無疾の子女婚嫁す。其の母の寡婦ありと雖も豈能く獨り爲さんや。必ず之と共に議論せし者あらん。其れ之を推せよ。寧老は對へて曰く、臣等嘗て子あるを聞く。未だ婚姻せしことを聞かず。今日乃ち命を聞くなり。上教の如く誠に然り。上曰く、王氏の後も亦生存せしむ。予豈此の人の子を罪するを欲せんや。然れども昔百官より罪せんことを請ふの人の子にして媒娉婚する者あれば國家の法安くにかあらん。但だ其の子の婚姻を推せば則ち其の共に罪せんと欲するが如きを疑ふなり。其の子女に媒娉婚姻したる者を並な推して啓聞せよ。予は將に與に罪せざらんとするなり」(註五)。

此の記事に依れば婚姻を爲すには必ず媒娉あることを要せしが如くである。

八八、太宗實錄第三十一卷六枚裏四行、十六年正月己酉條 (皇紀二千七十六年 西曆一千四百十六年)

「前漢城府尹韓尙植及前開城留後司斷事官元恂、前定州都護府使安升慶、前兵馬使朴東美等を廢して庶人と爲し、辛有賢の妻趙氏、金四知妻平氏、李思恥の妻韓氏等の爵牒を收取し、奴婢は皆屬公す。司憲府の請に従ふなり。初め升慶は媒を爲して元恂に勸め女を無咎の子姪に妻はすを以てなり。趙氏は女を無疾の子姪に妻はすを以てなり。平氏は其の子永倫をして無疾の長女を娶らしむ。韓氏は其の子緊をして無疾の次女を娶らしむ。東美の母は姪に媒して而して東美は禁ぜず。又無疾の子愛重を以て養子と爲すが故なり」(註六)。

此の記事に依れば婚姻を爲すには媒者を要せしが如くである。

八九、世宗實錄第十卷十三枚表四行、二年十一月辛未條 (皇紀二千八十年 西曆一千四百二十年)

「永樂十年司憲府啓す。(中略)臣等は請ふ。媒娉婚禮の備略を以て妻妾たるを定めんと」(註七)。

此の記事に依ると婚姻には媒娉婚禮の備はることを要し、之を缺く場合に於ては妾たることとするのである。故に媒娉婚禮は婚姻の形式上の要件なりと見ることを得しが如くである。

九〇、世宗實錄第三十七卷二十四枚表七行、九年七月壬寅條 (皇紀二千八十七年 西曆一千四百二十七年)

「壬寅禮曹啓す。謹んで朱文公の家禮を按ずるに曰く、男子は年十六より三十に至り、女子は年十四より二十に至り、身及び主婚者に期年以上の喪なければ乃ち成婚すべしと。(中略)今より一に文公の家禮に依り女子は年十四より二十に至る内に皆成婚せしむ。若し故ありて己を得ず限を過ぐる者は其の事由を具し京中は則ち漢城府に告げ外方は則ち其の官に告げ、中外の倣司は更に覈實を加へ、如し故なく限を過ぎたる者あれば其の主婚すべき者を律に依つて論罪せんと。之に従ふ」(註八)。

此の記事に依れば婚姻を成立せしむる爲には主婚者を必要としたのであることが解る。

九一、世宗實錄第三十九卷十枚裏十三行、十年正月己巳條 (皇紀二千八十八年 西曆一千四百二十八年)

「卒判府事李和英の子安貞は忠義衛に仕へんと欲す。其の異母兄孝良及後母童氏は安貞が罪を父に得、其の母も亦正嫡に非ざるを以て之を詰る。憲府は推問して啓して曰く、和英には三妻あり。一は孝良の母にして一は安貞の母、一は童氏なり。孝良の母は先きに亡び、安貞の母は棄てらると雖も然も和英の父青海伯之蘭の修する所の婚書存すれば妾に非ざるなり。童氏は同

居して寵を得て安貞には不幸の迹なし。但だ和英の遺書に曰ふあり。吾嘗て病瘡にして安貞は來り見ず、且弟和美の喪に奔らず、宜しく吾が子の列に置かざるべしと。又和英は功臣子孫の單字（屈書のこと）を呈して安貞の名を録せず。上曰く和英は質は美と雖も不學の人なり。乃ち後妻に惑ひて罪なき子を疾むなけんや。遂に孟思誠等をして安貞入仕の可否を議せしむ。思誠曰く、臣は嘗て義安大君和の妓妾梅花に惑ひて而して其の子を疾惡するを見る。大抵義母は義子を害せんと欲して夫に誣譖す。夫にして能く之を信ぜざる者は鮮きなり。況んや和英は素より學力なく性又質直なり。其れ能く寵妻の情偽を辨ぜんや。臣は是を以て安貞の其の父に得ざるは其の罪に非ずして而して和英の安貞を子とせざるの過なることを疑ふなり。然りと雖も果して安貞をして不孝の實なからしむれば可なり。如し或は不孝なれば和英の地下の魂は以て如何となすや。其の父の遺書に従ひ忠義衛に仕ふことなければ如何」（註九）。

右の記事に依れば婚姻に付て婚書の授受あれば其の女は妾といふことは出來ない。則ち婚書の授受があれば適法なる婚姻が成立するのである。故に婚書の授受は婚姻の形式上の要件なりといふことが出来る。

九二、世宗實錄第六十八卷四枚表十一行、十七年四月癸丑條 （皇紀二千九十五年  
西曆一千四百三十五年）

「右議政は仍つて致仕せしむ。權軫卒す。安東の人にして聰慧にして強記なり。丁巳の年に丙科（科擧の成績によりて分ちたる等級の一、甲、乙、丙の三科あり。甲科三名（第一位及第者を壯元、第二位及第者を榜眼、第三位及第者を探花郎とす）。乙科七名、丙科若干名を選取るを定則とすれど、時によりて減員あり）に中す。時の權臣廉興邦は姪を以て軫に妻はさんと欲す。軫は媒人に語つて曰く權勢に連婚するは願ふ所に非ざるなりと。興邦は思ふて之を陥れんと欲す。軫は辭職して出でざること數年なり」（註一〇）。

此の記事によつて次の事を知ることが出来る。婚姻の成立する爲には當事者の意思に依らなくてはならない。權臣其の姪女を妻はさんとせしも男の方で之を拒絶せし事例であるが、之に附隨して婚姻の成立する爲には媒人を立つることを要することが出来る。

九三、世宗實錄第九十五卷二十五枚裏四行、二十五年二月己未條 （皇紀二千四百十三年  
西曆一千四百四十三年）

「前判承文院事成溥の子孝源の繼母崔氏死す。百日を服衰す。憲府は孝源の喪を短うせし罪を治せんと請ふ。成溥上言して曰く、崔は本と醜行の女なり。然れども臣は年老ゆ。故に妾を以



て之を畜ふ。孝源に百日の喪を服せしむるは崔が蒼赤（奴婢のこと）を給するに縁る故のみ。上曰く往きには南季瑛は母喪に丁り妻を娶る。予は之を罪せんと欲せしが季瑛の父曰く、臣は事理を知らずして之をして妻を娶らしむ。是れ臣の過なり。且つ人ありて啓して曰く季瑛は父の命に逼らると。且つ文學あり、予は罪を治せずして之を用ふ。夫れ季瑛は妻を娶るの日に當り、固より幼弱無知に非ず。猶罪すべきが如きなり。然れども父命なるの故を以て尙其の罪を赦す。況んや成溥は醜行の妾を以て而して孝源をして百日の喪を行はしむれば則ち孝源の罪は義に於て當に赦すべきなり。但だ崔の生時孝源は其の蒼赤を貪り母を以て之に事へ死すれば則ち其の罪責を畏れ崔の過惡を播揚すれば則ち崔の蒼赤を使喚（民家の使用人）せしむるは義に於て合はず、其の蒼赤を奪ひ、崔の本宗に還しては如何。其れ議政府をして以て聞せしめよ。僉議啓して曰く、成溥は自ら言ふ。崔は淫行ありて曾て禮を成さず。而して娶り妾を以て之を畜ふ。其の死に及んでは子の孝源をして喪百日を服せしむれば則ち孝源の妾に於ては當に繼母を以て論ずべからず。況んや禮に親母にして父の出す所となれば則ち降服す。且つ父在せば則ち母の爲に期喪を服す。今孝源は父の命に従ひ崔の爲に百日の喪を服せば短喪を以て咎を歸すべからざるなり。又父の過を以て其の子の罪を擧責し、前程を蔽塞するは實に未便たり。但

だ奴婢を傳得したる者は本主に向つて思義衰薄なれば則ち還奪するは例なり。且つ崔の孝源に奴婢を給するは乃ち義親子に同じきを以て將に奉祀の計を爲さんとするなり。成溥は崔の過愆を歷擧すれば絶えて妻と爲さず。則ち孝源の崔に於ては義絶す。奴婢を使喚するは理に合はず。請ふ、妻の奴婢を以て並な本宗に還さんと。若し本孫なければ則ち六典に依り屬公するを便と爲す。之に従ふ」（註一）。

淫行ある女を禮を爲さずして娶れば其の女は妾と爲る。故に禮を爲すことは婚姻の成立の要件である。之が此の記事の内容である。

九四、世宗實錄第百十卷二枚裏五行、二十七年十月庚戌條

（皇紀二千四百五十五年）  
（西曆一千四百四十五年）

「司憲府は啓す。前縣監鄭瑀は告ぐ。今行司正朴堧の子自荆を以て女婿と爲す。自荆は資裝備はらず。且つ女が肥短なるを以て失行に托言して之を棄つ。義禁府に下して之を鞫す。久しくして情を得ず。上曰く、大抵獄を決するには大綱を失せざるを以て主と爲す。義禁府は徒らに自荆が泥酔使酒（醉狂のこと）等のことを以て主となして而して決せんと欲す。皆末なり。其の女若し眞に失行なれば則ち自荆其の夜當に即ちに棄去すべし。仍て其の家に宿し朝に至り嬬母

(母のことは) 郷家に來りて禮物(婚姻の時新郎の父母等より新婦に贈る物品)を贈りて之を送る。婚禮は成ると謂ふべきなり。自荆は其の衾褥衣服の華かならざるを觀て其の貧寒を厭ひ托するに失行を以てし而して之を棄てしこと明かなり。義禁府は更に鞠す。果して驗あり。自荆を誣に坐し(誣告罪に問ふこと)て杖六十徒一年に處し復た完聚(同棲)せしむ(註一二)。右の記事に依れば婚姻は男家より女家に對し、禮物を贈るに依つて成立せしもの如くである。即ち婚姻の成立には禮物の授受を要したのであらう。

九五、世宗實錄第百十五卷五枚裏七行、二十九年正月丁亥條 (皇紀二千四百七十七年)

「初め副司直の洪道常の女は年未だ嫁を許さざるに觀察使韓惠の子を以て婿と爲して豫め婚書を納れ期を過ぎて婚せず女の嫁年に及んで謹寧君禮は子の達川令踰を以て議婚せんと欲し宗簿寺に告ぐ。宗簿寺は道常が已に惠の子に婚書を納るゝを以て聽かず。是に至りて、上は之を聞き、道常及宗簿寺提調權孟朴孫、少尹金安生、注簿金彭老を義禁府に於て之を鞠す。時に提調皇甫仁は平安道にあり。判官審問も亦皇甫仁に従ふ。義禁府に命じて吏を遣し審問を執へて以て來らしむ。又書を皇甫仁に下して其の由を問ふ。後に義禁府は皇甫仁の事畢り上來するを待ち

て並び之を鞠せんと請ふ。問ふ勿れと命ず。道常等を傳訊す。具服す(自白のこと)。義禁府は啓す。道常は女子の嫁年前に於て法に違ひ婚を約すること已に不可なり。又宗親を厭ひ托して以て婚を辭す。孟孫、安生、審問、彭老等も亦道常を右け宗親を輕慢す。並び照すに親王の令旨に違ふの律を以てす。杖九十、命じて皆只だ職を罷めしむ(註一三)。

右の記事に依れば婚姻の形式上の要件として婚姻を爲すには婚書の授受を要する。婚書を授受した時は婚約は成立することが明かである。その外婚姻年齢に達せざる前に於ては婚約を成すことを得ないことも此の記事に依つて判る。

九六、世宗實錄第百十八卷十二枚表十二行、二十九年十二月壬戌條 (皇紀二千四百七十七年)

「宗簿寺啓す。多慶令有康は其の妹を以て前判官金壤の子に嫁せんと欲し、單子を呈し以て壤に問ふ。答へて云ふ。子年今十五歲今年三月に井邑縣監楊淵の家に約婚せりと。則ち婚書を淵の家に取りて之を閱すれば已に曾て定婚す。是れ實なり。窃かに禮曹の受教を稽ふるに男は年十六、女は年十四にして方に成婚すべしと。婚書を受くる節次なし。唯だ受教内に通書後數月ならずして而して成婚すれば、則ち資粧は以て卒かに辨じ難し。約采後期年を過ぐる勿れとあ

り。金壤の子が婚書を成送する時に年歳が未だ十六に満たずと雖も約采の後期年内には年十六に滿つ。右の婚書は楊淵の家に給して而して婚を許すや。教旨内の男女の限に依り金壤の婚書を用ひざるや。命じて楊淵の家に還給す」(註一四)。

右の記事に依れば事案の内容は禮曹受教男年十六、女年十四にして成婚すべしとあり。男年十五にして婚約し、十六歳に達するを待つて成婚した例である。即ち前の記事と舐觸する所がある。形式上の要件として婚約を爲すには必ず婚書の授受を要したことがこの記事に依つて明かである。

註一 太宗實錄第十卷十七枚表初行、五年九月甲寅條

甲寅禁公私賤人娶良女議政府受判公私賤者良女相婚自丙戌年正月初一日以後一皆禁斷其中犯令者許人陳告男女及主婚者本主知情不禁者照律論罪

註二 太宗實錄第十五卷二十枚裏六行、八年四月己亥條

下藝文館大提學成石田前摠制具成亮前判原州牧使事庚龜山檢校漢城尹金忠敏干巡禁司卒藝文館大學士韓尙質妻宋氏前兵曹參議李根妻韓氏前署令崔天老妻尹氏故檢校漢城尹李養中妻姜氏亦犯令潛使其子女婚嫁憲府推劾以聞翼日命石因、成亮、忠敏、以自願付處、龜山、承祐、安式、收其職牒遠方付處主婚婦尙質妻等依律收贖

註三 太宗實錄第二十六卷四枚表四行、十三年七月己丑條

司憲府請長興庫使郭憚罪憚棄其有子正妻以鄭龍壽妾女子勝回爲妾時龍壽之卒未滿百日勝回適憚且其母主婚之罪則已按律

施行憚罪亦宜科斷命下巡禁司贖杖六十完案

註四 太宗實錄第三十卷二十九枚裏十四行、十五年十一月甲午條

司憲府劾領敦寧府事李枝以娶故中樞院副使趙木妻金氏也金氏門下侍郎贊成事湊之女也美而淫老益甚兄弟及母俱有醜聲歲已卯憲司欲置於刑索緣得脫被流干外至是憲司又劾之 上聞之傳旨憲府曰無妻之男無夫之女自相婚嫁何必問也况枝娶繼室予實知之更勿劾論初金氏謀嫁枝不令子明初等知昏夕枝至明初乃知之扼枝吭與俱仆地號哭而止之不得金氏既同牢翼日謂人曰吾意此公考乃知直不老也金氏時年五十七矣

註五 太宗實錄第三十卷四十三枚表四行、十五年十二月己卯條

下前定州都護府使安承慶等干義禁府司憲掌務持平吳寧老傳旨曰無咎無疾子女婚嫁雖有其母寡婦豈能獨爲必有與之議論者其推之寧老對曰臣等嘗聞有子未聞婚姻今日乃聞命矣上教誠然上曰王氏之後亦令生存予豈欲罪此人之子乎然昔百官請罪之人之子有媒嫂婚姻者國家之法安在但推其子之婚如則疑若欲其與罪也其子女媒嫂婚姻者并推啓聞予將不與罪也

註六 太宗實錄第三十一卷六枚裏四行、十六年正月己酉條

前漢城府尹韓尙桓及前開城留後司斷事官元恂前定州都護府使安升慶前兵馬使朴東美等廢爲庶人辛有賢妻趙氏金四知妻王氏李思恥妻韓氏等爵牒收取奴婢皆屬公從司憲府之請也初升慶爲媒勸元恂以女妻無咎之子羸趙氏以女妻無疾子羸王氏使其子永倫娶無疾長女韓氏使其子緊娶無疾次女東美之母媒蠶而東美不禁又以無疾之子愛重爲養子故也

註七 世宗實錄第十卷十三枚表四行、二年十一月辛未條

永樂十年司憲府啓(中略)臣等請以媒嫂婚禮之備略定爲妻妾(下略)

註八 世宗實錄第三十七卷二十四枚表七行、九年七月壬寅條

第三章 婚姻の形式上の要件

壬寅禮曹啓謹按朱文公家禮云男子年十六至三十女子年十四至二十身及主婚者無期以上喪乃可成婚(中略)自今一依文公家禮女子年自十四至二十歲內皆成婚如有故不得已過限者具其事由京中則告于漢城府外方則告于其官中外攸司更加嚴實如有無故過限者其應主婚者依律論罪從之

註九 世宗實錄第三十九卷十枚裏十三行、十年正月己巳條

卒判府事李和英子安貞欲仕忠義衛其異母兄孝良及後母童氏以安貞得罪於父其母亦非正嫡詰之憲府推問啓曰和英有三妻一孝良母一安貞母一童氏也孝良母先亡安貞之母雖見棄然和英父青海伯之蘭所修婚書有焉非妾也童氏同居得寵安貞無不孝之迹但和英遺書有曰吾嘗病童安貞不來見且不奔弟和美之喪宜不置吾子之列又和英呈功臣子孫單字不錄安貞名 上曰和英實雖美不學人也無乃惑於後妻疾無罪之子歟遂令孟思誠等議安貞入仕可否思誠曰臣嘗見義安大君和憲妓妾梅花而疾惡其子大抵義母欲害義子誣譖於夫夫能不信者鮮矣況和英素無學力性又質直其能辨寵妻之情僞乎臣以是疑安貞之不得於其父非其罪而和英之不子安貞過矣雖然果使安貞無不孝之實則可矣如或不孝則和英地下之魂以爲何如從其父遺書勿仕忠義衛何如

註一〇 世宗實錄第六十八卷四枚表十一行、十七年四月癸丑條

右議政仍令致仕權軫卒安東人聰慧強記丁巳中丙科時權臣廉興邦欲妻以姪軫語媒人曰連婚權勢非所願也興邦思欲陷之軫辭職不出者數年

註一一 世宗實錄第九十五卷二十五枚裏四行、二十五年二月己未條

前判承文院事成淳子孝源繼母崔氏死服衰百日憲府請治孝源短喪之罪成淳上言曰崔本醜行之女然臣年老故以妾畜之孝源服百日喪者緣崔給着赤故耳 上曰往者南季瑛丁母喪娶妻予欲罪之季瑛之父曰臣不知事理使之娶妻是臣之過也且有人啓曰季瑛過於父命且有文學予不治罪而用之夫季瑛當娶妻之日固非幼弱無知猶可罪也然以 命尙赦其罪况成淳以醜行之妾而使孝源行百日喪則孝源之罪於義當赦但崔之生時孝源貧其蒼赤以母事之死則畏其罪責播揚崔之過惡則使喚崔之蒼赤於義不合奪其蒼赤還崔本宗何如其令議政府以開僉議啓曰成淳自言崔有淫行不曾成禮而娶以妾畜之及其死令子孝源服喪百日則孝源之於崔不當

論以繼母況禮親母爲父所出則降服且父在則爲母服期喪今孝源從父之命爲崔服百日喪不可以短喪歸咎也又以父之過舉責其子之罪蔽塞前程實爲未便但奴婢傳得者向本主恩義衰薄則還奪例也且崔之給孝源奴婢者乃以義同親子將爲奉祀之計也成傳歷舉崔之過愆絕不爲妻則孝源之於崔義絕使喚奴婢不合於理請以崔之奴婢並還本宗若無本孫則依六典屬公爲便從之

註一二 世宗實錄第十卷二枚裏五行、二十七年十月庚戌條

司憲府啓前監鄭瑪告今以行司正朴垸子自稱爲女婿自稱謙裝不備且以女肥短托言失行棄之下義禁府鞠之久未得情 上曰大抵決獄以不失大綱爲主義禁府徒以自稱泥醉使酒等事爲主而欲決皆未也其女若真失行則自稱其夜當即棄去仍宿其家至期嫁母來鄭家贈禮物送之婚禮可謂成矣自稱觀其衾褥衣服之不華厭其貧寒托以失行而棄之明矣義禁府更鞠果驗自稱坐誣杖六十徒一年復令完案

註一三 世宗實錄第百十五卷五枚裏七行、二十九年正月丁亥條

初副司直洪道常女年未許嫁約以觀察使韓惠之子爲婿預納婚書過期不婚女及嫁年謹寧君禮欲以子達川令論議婚告宗簿寺宗簿以道常已納惠子婚書不聽至是 上聞之道常及宗簿提調權孟孫少尹金安生注簿金彭老于義禁府鞠之時提調皇甫仁在平安道判官朴審問亦從皇甫仁命義禁府遣吏執審問以來又下書皇甫仁問其由後義禁府請侍皇甫仁事舉上來并鞠之命勿問傳訊道常等具服義禁府啓道常於女子嫁年前違法約婚已爲不可又願宗親托以辭婚孟孫安生審問彭老等亦有道常輕慢宗親並照以違親王令旨律杖九十命皆只令罷職

註一四 世宗實錄第百十八卷十二枚表十二行、二十九年十二月壬戌條

宗簿寺啓多慶令有康欲以其妹嫁前判官金壤子呈單子以問壤答曰子年今十五歲今年三月約婚於井邑縣監楊淵家即取婚書於淵家閱之已曾定婚是實籍禮曹受教男年十六女年十四方可成婚無受婚書節次唯受教內通書後不數月而成婚則責難難以卒辨納采後母過期年金壤子婚書成送時年歲雖未滿十六納采後期年內年滿十六右婚書給楊淵家而許婚乎依教旨內男女限不用金壤婚書乎命還給楊淵家

## 第四章 婚姻の制限

### 第一節 再 嫁

九七、太祖實錄第九卷八枚

「丙子吏曹は祖宗を顯はし配匹を重んぜんことを請ふ。一六品以上にして三代を祭るべき者は三代の孝妣を追贈し、父は對品(子と同一の品秩にすること)、祖と曾祖は各一等を遞降し妣は並び同じ。功臣は則ち二等を加ふ。一各品正妻一品は郡夫人、二品は縣夫人、正三品成均大司成以上は淑人、三品は令人、四品は恭人、五品は宜人、六品は安人參外(六品以下)は孺人主掌吏曹をして奉教給牒せしめ、如し夫及び子の功に因り特恩封爵する者は此の限りに非ず。一凡婦人にして封を受くる者は須らく是れ室女にして人の正妻となりたる者封を得べし。正妻に係ると雖も原と室女に非ざる者は、某官某妻某氏と稱するを許すに止まり、其の世系咎めあること明白なる者は正妻と雖も封爵を許さず。封爵の明文なくして而して擅に稱する者は痛く理

罪を行ふ。夫亡びて改嫁する者は封爵を追奪す」(註一)。

右の記事に依れば再嫁者は封爵を得ず。又夫の死亡後改嫁したる者は封爵を剝奪されたことが明かである。

九八、太宗實錄第十一卷二十九枚表六行、六年六月丁卯條 (皇紀二千六十六年)

「夫婦は人倫の本なり。故に婦人には三従の義ありて更適の理なし。今士大夫の正妻にして夫の歿する者、棄てられし者、或は父母情を奪ひ、或は粧束自媒し其の夫を二三にし失節して恥づることなく、風俗を累するあるに至る。乞ふ、大小兩班の正妻にして三夫に適する者は前朝の法に依り恣女案に録し以て婦道を正しうせん」(註二)。

此の記事は司憲府大司憲許應等時啓七條を上る條第二條中のものである。之に依れば大小兩班の妻三夫に嫁ぎたる者は前朝の法に依り恣女案に録し以て婦道を正しうせんとしたのである。

九九、世宗實錄第三十七卷九枚表三行、九年七月甲寅條 (皇紀二千八十七年)

「司憲府啓して曰く婦人の爵に封するは必ず婦道真正なる者之を封ず。卒領敦寧李枝の妻金氏

は唯だ再嫁せしのみならず淫行著聞にして而して安樂郡夫人を以て擅に自ら結御（稱用すること）せし罪は不赦に在り、乞ふ、律に照らして罪を論ぜん」（註三）。  
右の記事に依れば再嫁女は封爵を得ざること明である。

一〇〇、世宗實錄第七十二卷三十五枚表十行、十八年六月癸亥條（皇紀二千九十六年、西曆一千四百三十六年）

「謹んで續六典を按ずるに内に士大夫の妻三夫に更適する者は恣女案に録し以て後來を戒しむ。掌司あるなく尙未だ舉行せず。遂に令典をして徒らに虛文たらしむ。願はくは今より本府案を成し、録名して以て風俗を勵まさんと」（註四）。

此の記事は司憲府大司憲李叔時弊を云々して進む條中の記事であつて、士大夫の妻三夫に更適する者は恣女案に録して以て後來を戒しめた事例である。

一〇一、世宗實錄第一百七卷七枚表三行、二十九年八月庚申條（皇紀二千四百七十七年、西曆一千四百四十七年）

「領中樞院事李順蒙は故進士李檜の妻權氏を娶る。檜は大護軍恭全の子にして權は安東の人訥の女なり。檜は死して檜の母は其の婦を哀しみ、率ひて而して之に居る。其の母は順蒙に嫁せ

んと欲す。權氏は病に托して家に歸り遂に順蒙に嫁す。士林之を鄙む」（註五）。

此の記事に依れば、寡婦の再婚は一般に之を鄙む風習があつたのである。他家に嫁した女が夫の死後婚家の母の同意を得ずして病に托して實家に歸り、實家より他家に再嫁した事例である。之に依れば此の時代に於ては後の再嫁を絶對に禁止した時代とは異つて唯之を鄙む風習があつたと見るべきである。

一〇二、文宗實錄第一卷三十三枚表十二行、元年四月丙戌條（皇紀二千四百五十一年、西曆一千四百五十一年）

「謹み續六典を按ずるに士大夫の妻にして三夫に更適したる者は恣女案に録し以て後來を戒む。金澣の母は三夫に更適す。而して金澣は今相禮近侍の官となり、榮顯極まれり。其の戒後の道に於て如何ぞや。請ふ、之を改正せんと。上曰く將に之を政府に議せんとすと」（註六）。

此の記事に依れば次の如くである。士大夫の妻にして三夫に更適したる者は恣女案に録するとは續六典の規定する所である。之に依つて三夫に更適したる者の子の任官を制限せんとせしが此の記事である。

一〇三、端宗實錄第十二卷十枚表三行、二年九月甲寅條（皇紀二千四百十四年）  
「司憲府啓す。典船色別坐金子均は子ある妻崔氏を棄て邊氏を改娶す。薄行無狀なり。若し赦を經るの故を以て治せざれば則ち以て惡を懲するなし。告身を收めんと請ふ。且つ邊氏は初め坡平君の孫たる尹長孫に適き、再び副正金自堅に適き、今又子鉤に嫁し、三夫に更適す。縱恣にして節なし。請ふ、六典に依り恣女案に錄せんと。之に従ふ」（註七）。  
此の記事は三夫に更適したるの故を以て六典に依り、恣女案に錄せられた事例である。

一〇四、文宗實錄第十二卷四十枚表十行、二年三月辛酉條（皇紀二千四百二十二年）

「潛は恭靖主の宮人の生む所の女を娶る。其の母は三夫に適す。憲府の恣女案に錄せらる」

（註八）。

此の記事は三夫に更適したるの故を以て司憲府の恣女案に錄せられた事例である。

一〇五、世祖實錄第六卷二十三枚表九行、三年正月癸巳條（皇紀二千四百五十八年）

「旨を司憲府及漢城府に傳へて曰く、禁令太だ多く冗雜にして有司は遍舉する能はず。民間騷

擾し誤つて刑憲に掛る者多し。今後五十條件の内（中略）守信寡婦の他に再嫁する者推考（官人の罪過を推問考察すること）の事（中略）の外は各年受教の事と雖も並び舉行する勿れ」  
（註九）。

一〇六、世祖實錄第四十三卷二十四枚表初行、十三年八月乙未條（皇紀二千四百六十八年）

「乙未獻納曹幹は本院の議を將つて啓して曰く、政府は百職の萃まる所にして體任輕きに非ず。家に行義を積み、身に重望を負ふある者に非ざれば之に任すべきなし。今金漑の母王氏三嫁の失は明かに案籍に在り、其の家累たる此より甚しきたるはなし。是の如くにして而して偃然弘化の位に居るは臣衆望に副はずして徒らに厥の官を廢するを恐るゝなり。上曰く、苟も才德あれば何ぞ家累を妨げんと。遂に聽かず。幹は乃ち臺諫を退き交章して曰く、臣等金漑は家累あるを以て參贊政府事に宜しからざるの意を天聽に仰し、未だ兪允を蒙らず。缺望に勝へず。臣等竊かに惟ふに宰相の職は重きなり。上は一人を佑け、下は百官を率ひ、陰陽を調和し、黎庶を撫安し、必ず其の智能は以て主を尊び、民を庇するに足り、德行は以て正俗を教化するに足り、然る後に可なり。古の寧ろ其の位を闕きて而して敢て輕授せざる所以のものは此を以

てなり。易に曰く、夫婦ありて然る後に父子あり、父子ありて然る後に君臣あり。君臣ありて然る後に上下あり。上下ありて然る後に禮義措く所あり。夫婦は人倫の本風化の源なり。是を以て國を治めんと欲する者は先づ其の家を齊ふ。其の本亂れて而して末治まらざるはなし。恭しく惟みるに我國家宰相を重んじ、節義を崇びて而して尤も風俗を勵ますの道に留意す。凡そ士大夫の妻にして三夫に更適する者は憲府をして名を具し、案に録せしめ、後昆に至ると雖も顯用すること得ざらしむ。以て枯骨を既往に誅するに非ず。風教を將來に礪する所以なり。今既の母は三嫁の累あり。既又名望なし。特に上恩を蒙り驟かに極品に至る。公議私望已に過ぎたりと爲す。一朝にして諸に具瞻の地を加へ、授くるに弘化の任を以てせば彼内に咎あるを省み自ら反つて縮作せざらん。何の言行を以て下を率ひん。下も亦何の瞻仰する所あつて而して矜式せんや。儻し三夫に更適するを以て淫奔に間ありとし、若し其れ賢なれば世類に係らずとせば則ち臣等以爲らく禮に三適の文なし。其の失節たるは一なり。況や又大咎あつて而して重望なきに於てをや。伏して望む。悉かに成命を收め以て朝廷の望を感めば幸甚に勝へず。疏上するも上は覽ず。承成院に下す」(註10)。

三夫に更適したる者は恣女案に録せられ、子孫は顯官に任用せずといふことが右の記事によつ

て明かである。

一〇七、世祖實錄第四十三卷二十七枚裏十一行、十三年八月戊戌條

(皇紀二千百二十八年  
西曆一千四百六十八年)

「大司憲梁誠之等上疏して曰く、臣等は金漑の參贊政府事に宜しからざるの意を將つて或は言ひ、或は疏し、天聽を累瀆す。教に曰く、汝等は退いて深く之を思へよと。臣等は反覆して之を思ふ。三公三孤は人主の以て天位を共にし天職を治むる所のものなり。三綱五條は人主の世教を扶け人極を立つる所以のものなり。公孤人に非ざれば天職廢るなり。綱常立たざれば則ち人絶滅するなり。古の人は其の然るを知る。故に相を置くの際に當りては必ず才德兼備し、家法素正にして人間言するなく、以て人心を鎮服する者あり。然る後に擧げて而して之を用ふ。故に言つて而して人之を法とし行つて而して人は之に則る。終に國治つて天下平かなるに至る。此れ則ち相に其の人を得て身を治め、家を正ふするの效なり。苟も牀第を謹まず、閨門に法なければ則ち百執事の任ありと雖も尙且不可なり。況や公孤の職は民物の望々に係るものに於てをや。國家經を立て、紀を陳し、綱常を扶植す。凡そ士族婦女にして三夫に更適したる者は許して案に録し、諸を憲府に藏せしむ。新降大典も亦其の法則を載す。祖宗の令典にして而して殿



下の丕承する所のものなり。此れ淑慝を旋別し、風教を抓起し、人々をして但だ一身の計たるに非ず、乃ち子孫の計たらしむ。但だ一時の法たるに非ず、乃ち萬世の法と爲すなり。臣等謹んで恣女案を稽ふるに既の母王氏は初め趙杞生に嫁し、再び張哲に嫁し、然る後又金定郷に嫁す。既は乃ち定郷の子なり。既の門戸の醜は國人の鄙む所にして且つ別に才徳なく、特に上恩を蒙り、位は一品に升る。既に於ては過分なり。人望に於て過ぎたり。豈參贊の命を科せん。又是の如きの人に加ふるや。今の人皆以爲らく、政府は元を調べ、化を賛し、百官を摠率するの地なれば必ず皆第一等人にして而して後に居るべきなり。若し既の此に居るを見れば、必ず曰はん。母の穢行彼の如く、子の才徳彼の如くにして尙參贊を得、此の如く節義は崇ふに足らず、廉恥は礪するに足らざれば即ち豈政府を輕んぜざらんや。政府輕ければ則ち朝廷輕きなり。朝廷の輕きは國の福に非ざるなり。殿下は節義を崇び宰相を重んずるなり。而して既の之を爲すを得るは豈容すべけんや。一既にして而して節義風類群下解體せしめんや。此より前、恣女の子孫にして未だ臺省政曹政府を得る者あらず。母は恣女の案に在りて而して子は參贊の位にあり。此の門一度開けば後將に防ぎ難からんとす。殿下は言を求むること渴の如く諫に従ふこと流るゝが如し。獨り此の一事は久稽決斷す。臣等は缺望に勝へず。伏して望む。命を收め既の

職を他官に置き以て臣民の望を慰めば風教に幸甚なり。上は又覽ずして承政院に下す(註一)。以上の記事に依れば三夫に嫁したる者は恣女案に錄せられ、その子孫は樞要な職に叙することを得ざることは大典の規定なりとして司憲府大司憲より上疏せし事例である。

## 註一 太祖實錄第九卷八枚

丙子吏曹請顯祖宗重配四一六品以上應祭三代者追贈三代考妣父對品祖曾祖各遞降一等妣並同功臣則加二等一各品正妻一品郡夫人二品縣夫人正三品成均大司成以上淑人三品令人四品恭人五品宜人六品安人參外孺人令主掌史曹奉 教給牒如因夫及子之功特恩封爵者不在此限一凡婦人受封者須是至女爲人正妻者得封雖係正妻原非室女者不許封爵止許稱某官某妻某氏其世係有咎明白者雖正妻不許封爵無封爵明文而禮稱者痛行理罪夫亡改嫁者追奪封爵

## 註二 太宗實錄第十一卷二十九枚表六行、六年六月丁卯條

夫婦人倫之本故婦人有三從之義無更適之理今士大夫正妻夫歿者或父母奪情或粧束自媒至二三其夫失節無恥有累風俗乞大小兩班正妻適三夫者依前朝之法錄于恣女案以正婦道

## 註三 世宗實錄第三十七卷九枚表三行、九年七月甲寅條及同十枚裏十一行癸亥條

司憲府啓曰婦人封爵必婦道貞正者封之卒領敦寧李技妻金氏不唯再嫁淫行著聞而以安樂郡夫人禮自結衛罪在不赦乞照律論罪

## 註四 世宗實錄第七十二卷三十五枚表十行、十八年六月癸亥、司憲府大司憲李叔時等時弊ヲ條件シテ進ムル條中

謹按續六典內士大夫之妻更適三夫者錄于志女案以戒後來無有掌司尙未舉行遂使令典徒爲虛文願自今本府成案錄名以勵風俗

註五 世宗實錄第十七卷七枚表三行、二十九年八月朔庚申條  
領中樞院事李順蒙娶故進士李檜之妻權氏檜大護軍恭全之子權安東人訥之女也檜死檜之母哀其婦率而居之其母欲以嫁順蒙權托病歸家遂嫁順蒙士林鄙之

註六 文宗實錄第一卷三十三枚裏十二行元年四月丙戌條  
謹按續六典士大夫之妻更適三夫者錄于志女案以戒後來金滯之母更適三夫而金滯今爲相禮近侍之官榮顯極矣其於戒後之道何如請改正之 上曰將議諸政府

註七 端宗實錄第十二卷十枚表三行、二年九月甲寅條  
司憲府啓典船色別坐金子均棄有子妻崔氏改娶邊氏薄行無狀若以釋赦不治則無以懲惡請收告身且邊氏初適坡平君孫尹長孫再適副正金自堅今又嫁于鈞更適三夫縱恣無節請依六典錄志女案從之

註八 文宗實錄第十二卷四十枚表十行、二年三月辛酉條  
游娶恭靖主官人所生女其母適三夫錄於憲府志女案

註九 世祖實錄第六卷二十三枚表九行、三年正月癸巳條  
傳旨司憲府漢城曰禁令太多冗雜有司不能遍舉民間屢擬掛刑憲者多今後五十條件內(中略)守信寡婦適他者(中略)推考事外雖各年受教之事並勿舉行

註一〇 世祖實錄第四十三卷二十四枚表初行、十三年八月乙未條

乙未獻納曹幹將本院議啓曰政府百職所萃體任匪輕非有家積行義身負重望者莫可任之令金滯母王氏三嫁之失明在案籍其爲家累莫此爲甚如是而偃然居弘化之位臣恐不副衆望而徒壞厥官矣上曰苟有才德何妨家累遂不聽幹乃退臺諫文章曰臣等將金滯有家累不宜參贊政府事意仰干天恩未蒙俞允不勝缺望臣等竊惟宰相之職重矣上佐一人下率百官調和陰陽撫安黎庶必其智能足以尊主庇民德行足以教化正俗然後可也古之所以寧闕其位而不敢輕授者以此也易曰有夫婦然後有父子有父子然後有君臣有君臣然後有上下然後禮義有所措夫婦人倫之本風化之源是以欲治其國者先齊其家其本亂而未治者否矣恭惟我國家重宰相崇節義而尤留意於儒風俗之道凡士大夫之妻更適三夫者令憲府具名錄案雖至後昆不得顯用非以誅枯骨於既往所以厲風教於將來也今滯母有三嫁之累滯又無名望特蒙 上恩驟至極品公議私望已爲過矣一朝加諸具瞻之地授以弘化之任彼內省有符自反不縮作何言行以率下下亦何所瞻仰而矜式乎儻以三夫更適有關於淫奔如其賢也不係世類則臣等以爲禮無三適之文其爲失節則一也又有大咎而無重望乎伏望 收成命以慰朝廷之望不勝幸甚疏上上不覽下承政院

註一一 世祖實錄第四十三卷二十七枚裏十一行、十三年八月戊戌條  
大司憲梁誠之等上疏曰臣等將金滯不宜參贊政府事意或言或疏累讀 天聰教曰汝等退而深思之臣等反覆思之三三公孤人主所以共天位治天職者也三綱五常人主所以扶世教立人極者也公孤匪人則天職廢矣綱常不立則人紀滅矣古之人知其然故當置相之際必才德兼備家法素正人無間言有以鎮服人心者然後舉而用之故言而人法之行而人則之終至國治而天下平此則相得其人修身正家之效也苟牀第不謹閉門無法則雖在百執事之任尙且不可況公孤之職係民物之望望者哉國家立經陳紀扶植綱常凡士族婦女三夫更適者許令錄案藏諸憲府新降大典亦載其法則 祖宗令典而 殿下所不承者也此旋別淑慝振起風教使人非但爲一身之計乃爲子孫計非但爲一時之法乃爲萬世法也臣等謹稽志女案滯母王氏初嫁趙杞生再嫁張哲然後又嫁金定卿滯乃定卿之子也滯門戶之醜國人所鄙且別無才德特蒙 上恩位升一品於滯分過矣於人望過矣豈料參贊之 命又加如是之人哉令之人皆以爲政府調元贊化總率百官之地必皆第一等人而後可居也若見滯居此必曰母之穢行如彼子之才德如彼而尙得參贊如此節義不足崇廉恥不足矚則豈不輕政府也哉政府輕則朝廷輕矣朝廷之輕非國之福也 殿下崇節義重宰相也而滯得爲之豈可容一滯而使節義風類羣下解體乎前此志女子孫未有得臺省政曹政府者矣母在志女之案而子在參贊之位此門一開後將難防 殿下求言如渴從諫如

流獨此一事久稽夫斷臣等不勝歎望伏望 命收漚職置之他官以慰臣民之望風教幸甚 上又不覽下承政院

### 第二節 地方官と其の部民との婚姻

李朝の初期に於ては地方官と其の部民との婚姻は禁ぜられて居たものゝ如くである。

一〇八、太祖實錄第十二卷三枚裏三行、六年七月甲戌條 (皇紀二千五百五十七年 西曆一千三百九十七年)

「諫官は上言す。前濟州牧使李忱は任に在ること三年にして續なく且其の父子各土官の女を娶る。其の娶妻納婦を見れば則ち其他不義を暗行するは從つて知るべきなり。願はくば攸司をして科罪せしめ後を戒めん。上は其の職牒を收めしむるに止む」(註一)。

以上の記事は地方官又は其の子にして管内の人民の女と婚姻した者を處罰せんと諫官が上言したけれども、王は其の職牒を收めたのに止むるの事例である。則ち婚姻の制限として地方官と其の部民の女との間には婚姻の成立を認められなかつたのである。

一〇九、太宗實錄第二十八卷三十六枚表十三行、十四年十月甲午條 (皇紀二千七百七十四年 西曆一千四百十四年)

「甲午恭安府尹曹備衡、刑曹佐郎鄭容の職を罷む。備衡は慶尙道兵馬節制使となり所管星州卿吏(州、府、郡、縣の衙前)の女を娶り妾と爲す。容は三省に於て下謙の奴婢を圓議する時に獨り順はず、故に憲府之を請ふなり」(註二)。

地方官たる兵馬節制使が管下の卿吏の女を娶り妾と爲したるに依りその職を免ぜし事例が此の記事の内容である。

註一 太祖實錄第十二卷三枚裏三行、六年七月甲戌條

諫官上言前濟州牧使李忱在任三年無績且其父子各娶土官之女觀其娶妻納婦則其他暗行不義從可知矣願令攸司科罪戒後上止令收其職牒

註二 太宗實錄第二十八卷三十六枚表十三行、十四年十月甲午條

甲午罷恭安府尹曹備衡刑曹佐郎鄭容職備衡爲慶尙道兵馬節制使娶所管星州卿吏之女爲妾容於三省圓議下謙奴婢時獨不順故憲府請之也

### 第三節 喪中の婚姻

一一〇、定宗實錄第一卷三枚表六行、元年正月庚辰條 (皇紀二千五百九十九年 西曆一千三百九十九年)

「門下府は尹文殊奴の罪を力請するも允さず。初め門下府は上書して曰く三年の喪は天下の通喪なり。前朝の季禮制頽壞して人心衰薄百日にして即吉(喪服を脱し普通の服を着用すること)し酒を飲み、肉を啖ひ男女婚姻爲さざる所なし。今や國家三年の喪を復行すること明かに著令あり。學生尹文殊奴は其の父承禮の喪に居り甫めて年を踰へ其の諸兄は皆制中、(制規の喪中)に在りて而して先づ自ら服を釋き都承旨李文和の女を娶り以て成憲に干す。其の母の權氏は内旨ありと稱すれば其の罪は得て而して治せざるなり。然れども亦豈制を終へずして而して妻家に在るべけんや。伏して惟みるに命じて其の家に還し、其の制を終らしめよ。今より以後三年の内に嫁娶を行はんと欲し、黃緣取旨する者は痛く糾理を行はん。上曰く、今後自ら其の喪を除く者は糾理せん。門下府は再び上疏して曰く、臣等以爲らく文殊奴は喪に當つて妻を娶る。甚だ不孝たり。正しうせざるべからず。疏を具して以て聞するも未だ聽納を蒙らず。臣等切に惟ふ。親喪は固より自ら盡すべき所、是れ人子の至情にして天性に出で外來を待たず。故に衰麻哭踊して内に處せず。肉を食せず。以つて再菴を終ふ。三年の愛に報ずる所以なり。昔人喪に當り疾あり婢をして藥を丸めしむる者あり。郷黨尙之を貶す。況んや喪に當り嫁娶する者に於てをや。今文殊奴は父の憂に丁り甫めて年を踰へ自ら衰經を除き任然妻を娶り、飲酒啖肉し

て恬として愧と爲さず。是豈人子の情ならんや。其の壞俗亂紀たる此より甚しきたるはなし。風俗何に由つて正しうせんや。願はくば前日申する所に依り以て風俗を正しうせよ。上は曰く、三年の内任然即吉する者は一に皆糾理せん」(註一)。

父の喪三年中に於ては婚娶することを得ない。即ち婚姻の成立に關する制限として父母の喪中には婚姻することを得ないのである。父が死亡し、其の子喪中に在つて始めて年を踰へ自ら衰經を除き妻を娶り、飲酒啖肉して恬として愧と爲さざる其の子を處罰せんとせし事例が右記事の内容である。

一一一、定宗實錄第一卷三枚裏六行、元年正月庚辰條 (皇紀二千五百九十九年)

(西歷一千三百九十九年)

「大司憲趙璞の子慎言に命じて喪服を釋き懷安公の女を娶らしむ。臺諫掌務を召して曰く、慎言は將に懷安公の女を娶らんとす。母喪に在りと雖も尹文殊奴の例を以て之を止むる母れと。臺諫は之を諍めて已まず。命じて之を出す」(註二)。

母の喪中には婚娶することを得ない。右が此の記事の内容である。

一一二、太宗實錄第六卷十四枚裏八行、三年九月辛卯條 (皇紀二千六百十三年 西曆一千四百三年)

「辛卯第二女慶貞宮主を以て護軍趙大臨に適す。初め上は第二女を以て平壤府院君趙浚の子大臨に下嫁せしめんと欲す。諫院上疏す。略に曰く、親喪は固より自ら盡すべき所にして聖人は定めて三年の制と爲す。臣等竊かに聞く。大臨を起復(除服出仕を命ずること)して護軍と爲す。將に王宮に連姻せんとするを以てなり。大臨は母憂に丁り僅かに四月を踰へ服を釋き即ちに婚するは豈其の情ならんや。且つ、夫婦は人倫の本にして朝廷風化の源なり。其の王化は始を謹むの道に於て如何。人子の終りを慎むの義に於て如何ぞや。願はくば其の制を終るを待ちて而して後に許婚せられよ。上は朴錫命をして命を傳へしめて曰く、諫院の論ずる所固より理に合す。然れども向きには使臣黃儼及び今來る石璘等皆言ふ。帝は我に結婚の意ありと。此れ予の願ふ所に非ず。故に此の如く其れ急ぐなり。予の意已に定まる。宜しく更に言ふ勿れと。遂に驪江君閔無咎に命じて主婚せしむ」(註三)。

此の記事は母の喪に在る者が王女と婚姻せし事例である。

一一三、太宗實錄第七卷七枚裏十一行、四年二月丁酉條 (皇紀二千六百十四年 西曆一千四百四年)

「戊戌司憲府は護軍郭承祐の罪を請ふ。之を原す。承祐は父の喪に居り。縱酒淫亂にして公然妻を娶る。又其の弟の妾を奸す。司憲府は劾問して罪を請ふ。上は其の武才あるを惜み但だ其の職を罷む。憲府は再び請ふも允さず」(註四)。

父の喪に在つて縱酒淫亂公然婚姻したので之を理由に司憲府より其の罪を彈劾した。王はその武才のあるのを惜しみ、唯其の職を罷めるに止めた事例である。即ち父の喪中には婚姻することを得なす。

一一四、太宗實錄第八卷五枚裏九行、四年八月己丑條 (皇紀二千六百十四年 西曆一千四百四年)

「文公の家禮に云ふ。身及び主婚者にして期以上の喪なければ乃ち成婚すべしと。我が朝士大夫の家身及び主婚者にして衰經の中に在りと雖も乃ち或は許嫁成婚する者あり。獨り古禮に違ふのみに非ず。風俗の澆濟なること此より甚しきはなし。願はくは今より士大夫にして婚姻するの家は皆文公の家禮を法とし、違者は痛治せん。議政府は議す。父母の喪は三年内及期年の喪は百日内は婚嫁を禁じ、期以上の喪に在る主婚者は禁ずる勿れ」(註五)。

此の記事に依れば李朝國初に於ては本人及主婚者が喪中に在る場合に於ても適法に婚姻したの

である。然し、此の記事のあつた日から父母の喪三年内、期年の喪百日内は婚姻を禁じたのである。期年以上の喪中に於ても主婚することは禁じられてないのである。

一一五、太宗實錄第十卷二十四枚裏五行、五年十一月辛丑條(皇紀二千六百五十五年 西曆一千四百五十五年)

「辛丑司憲府は康居信の妻睦氏の罪を請ふ。疏に曰く、居信誅せられ其の妻睦氏は乃ち三年内(夫の喪中)に上護軍金萬壽に再嫁し、其の兄護軍睦仁海之が媒を爲す。其の睦氏及萬壽、仁海等は禮節を顧みず、人倫を壞亂す。請ふ、皆罪を論ぜんと。上は但だ睦氏を離異し、其の郷に歸らしめ、萬壽と仁海は論ずるなし」(註六)。

夫誅せられ、三年以内に於て其の妻再嫁したるを以て之を離異した事例が此の記事の内容である。

一一六、太宗實錄第十四卷二十枚表四行、七年八月庚戌條(皇紀二千六百七十七年 西曆一千四百七十七年)

「永樂五年七月初四日大行皇后崩逝す。今將に合行事理を將つて開坐す。文武官員人等に告示し、知會施行す(中略)。在京の軍民は素服すること三日、婦人は素服して粧飾せず。俱に本月

初八日より始と爲し、十日に至りて止む。一に音樂を停め屠宰を禁じ、嫁娶を禁ず」(註七)。

上國皇后崩御に因り三日間嫁娶を禁じた事例が本記事の内容である。

一一七、太宗實錄第十五卷二十枚表六行、八年四月己亥條(皇紀二千六百八十八年 西曆一千四百八十八年)

「藝文官大提學成石因、前摠制具成亮、前判原州牧使事庚龜山、檢校漢城尹金忠敏を巡禁司に下し卒藝文館大學士韓尙質の妻宋氏前兵曹參議李垠の妻韓氏、前署令崔天老の妻尹氏、故檢校漢城尹李養中の妻姜氏も亦令を犯し、潜かに其の子女をして婚嫁せしむ。憲府は推効して以て聞す。翌日石因、成亮、忠敏は自願を以て付處(一定の地に流配すること)、龜山、承祐、安式、其の職牒を收め遠方に付處し、婦を主婚したる尙質の妻等は律に依り收贖す」(註八)。

右記事の内容は禁婚令があるにも拘らず、妻を娶つたる者を處罰せし事例である。即ち禁婚令の發布せられた場合には婚嫁することを得ない。それを無視して婚姻した場合に於ては處罰せられしものである。

一一八、太宗實錄第十五卷二十枚裏五行、八年四月壬寅條(皇紀二千六百八十八年 西曆一千四百八十八年)

「上護軍郭承祐 前監務康安式を巡禁司に下す。承祐は令を犯して潜かに安式の女を娶る」  
(註九)。

此の記事も禁婚令を犯し子女を婚嫁せしめし者を處罰せし事例である。

一一九、太宗實錄第二十一卷二十六枚表三行、十一年六月甲午條 (皇紀二千七百一十一年)  
(西曆一千四百一十一年)

「甲午司憲府は上疏して趙慎言及前兵馬使朴仁幹、知春州事李續等の罪を請ふ。初め春州人朴道幹の女は母憂に居る。芳幹の壻慎言は私かに宦者韓奉をして詐つて道幹の弟仁幹に傳へしめて曰く、上は汝の姪女を以て懷安君に妻はすと。仁幹は主婚して而して之を妻とす。事覺れ憲府は慎言を窮推す。曰く、奴升統をして啓せしむと。憲府は其の奴を督納す。慎言は匿して而して出さず。大司憲黃喜啓して曰く、懷安君成婚の事は全羅通監司終始を具し以て聞す。李續は今に迫んで報ぜず。請ふ、其の由を問はんと。命じて曰く、慎言を除くの外續と仁幹とより之を問へと。上又喜に謂つて曰く、仁幹の事は此の農月に當り人を多く獄に繋ぐ。宜しく速かに之を決すべしと。喜對へて曰く、見證の人時に未だ盡く來らず、臣又病を患ふ數日なり。是を以て緩むなり。然れども懷安の身既に罪ありて而して又此の擧を爲す。其の罪容し難し。道

幹の女は母喪に丁り歸嫁す。平民を以て之を論ずるも罪なきを得ず。其の時の率婦内官も亦罪あり。其の故を奉と各人との問へば則ち皆咎を慎言に歸す。慎言若し已に啓達せば當に朝廷に告げ、監司、守令に移文し、然る後之を媒娉すべし。願ふに乃ち私かに韓奉をして詐つて仁幹に傳へしめ遂に其の事を成す。則ち慎言の罪は守法者たる者任置すべからざるなり。上曰く、慎言は乃ち璞の一子にして其の父鐘愛して禮法を教へず。何ぞ以て論ずるに足らん。懷安の罪も亦何ぞ之に加へん。群臣事を啓し畢り次を以て出づ。喜は遂巡して退かず。上は之に進むことを命じ密かに議す」(註一〇)。

右の記事は母の喪中に在る女を婚嫁せしめしを以て處罰せられし事例である。

一二〇、太宗實錄第二十一卷二十六枚裏四行、十一年六月甲午條 (皇紀二千七百一十一年)  
(西曆一千四百一十一年)

「司諫院は上疏して曰く、近日憲司は趙慎言及び朴仁幹、李續等の犯す所を將つて具疏して以て聞し未だ兪允を蒙らず。臣等竊かに惟みるに上項人員の罪は關係する所小ならず。懲せざるべからず。慎言の親父、妻父は俱に不宥の罪を犯し身は庶人となる。宜しく當に小心惕慮して以て餘生を保つべきなり。此を之顧みず乃ち私かに人をして中外に往來せしめ、以て妻父の欲

を成す。其の罪一なり。君命は至重にして而して人をして詐傳せしめ敢て不義を行ふ。其の罪二なり。父母の喪は古今より重んずる所なり。強いて衰經の女を奪ひ、以て邦憲に干す。其の罪三なり」(註一一)。

此の記事に依れば母の喪中に在る者は嫁娶することを得ないことが明かである。

一二一、太宗實錄第二十六卷四枚表四行、十三年七月乙丑條 (皇紀二千七百十三年)  
(西歷一千四百十三年)

「司憲府は長興庫使郭暉の罪を請ふ。暉は其の子ある正妻を棄て鄭龍壽の妾の女子勝回を以て妾と爲す。時に龍壽の卒して未だ百日に満たずして勝回は妾暉に適す。且つ其の母主婚の罪は則ち已に律を按じて施行す。暉の罪も亦宜しく科斷すべし。命じて巡禁司に下し杖六十を贖し正妻を完聚す」(註一二)。

右記事に依れば父の喪中に於ては妾を娶ることは出来ないのである。それにも拘らず娶つた場合は處罰せられたのである。

一二二、世宗實錄第五卷十九枚表四行、元年九月戊辰條 (皇紀二千七十九年)  
(西歷一千四百十九年)

「上王主喪す。停朝十日巷市五日。音樂を斷ち屠殺及婚姻を禁ず」(註一三)。  
右記事に依れば上王が主喪する時は婚姻を爲すことを得ないのである。

一二三、世宗實錄第八卷十八枚裏十二行、二年七月丙子條 (皇紀二千八十年)  
(西歷一千四百二十年)

「又啓す。巷市五日、朝を停むること十日。殯後より卒哭(三虞祭を終へたる後に行ふ祭式)に至り社稷を除くの外大中小祀は並び之を停む。卒哭後大祀には始めて樂を用ふ。卒哭前嫁娶及び屠殺を禁ぜん。上王は之に徒ふ」(註一四)。

此の記事に依れば、國喪に當り卒哭前には嫁娶を禁ぜられたものであることが明かである。

一二四、世宗實錄第十六卷八枚表三行、四年五月丙寅條 (皇紀二千八十二年)  
(西歷一千四百二十二年)

「禮曹啓す。殯後より卒哭に至るまで社稷を除くの外大中小祀一に皆之を停め、停朝十日巷市五日。卒哭前は嫁娶屠宰を禁じ三年樂を用ひず。卒哭後大祀に始めて樂を用ひん。之に従ふ」(註一五)。

此の記事は國喪中卒哭前に於ては嫁娶を禁じたことを書いたものである。前の記事と同様なこ



とを取扱つたものである。

一二五、世宗實錄第十七卷二十九枚裏十一行、四年九月戊寅條 (皇紀二千八百二十二年 西曆一千四百二十二年)

「戊寅忠清道青山縣監卓社は國喪に方り婦を隣邑に娶り、安樂すること平日と異なることなし。

觀察使李種善は聞いて而して之を鞠す。社は憤怨して書を移して檢律を責めて曰く、君喪豈父喪に等しからんや。蒼天は我が罪を伊れ何かせんと。種善は狀を具して以て啓す。義禁府に下して之を鞠す。罪死に當る。上は之を原し杖一百家産を籍沒し妻子を拏と爲す」 (註一六)。

國喪に當り禁婚中なるにも拘らず妻を娶り、宴樂すること平日と異なることがない者があつた。

觀察使が狀を具して啓したので義禁府に下して之を鞠した。そこで杖一百家産を籍沒し妻子を拏と爲した。即ち國喪中妻を娶つたことに因り處罰せられし事例が此の記事の内容である。

一二六、世宗實錄第三十五卷十六枚表十一行、九年二月丁丑條 (皇紀二千八百二十七年 西曆一千四百二十七年)

「司憲府啓す。司僕注簿高全性は母喪に遭ひ肉を喫し妻を娶り親を忘れ、義に背き罪は不孝に干す。其の告身は五十日に滿つるも未だ敢て署經せず。吏曹に下す」 (註一七)。

この記事に依れば、高全性なる者が母喪に遭ひ、妻を娶つたことに因り其の告身は五十日に滿つるも未だ署經せられなかつたのである。即ち母の喪中に於ては婚姻することを得なかつたのである。

一二七、世宗實錄第三十八卷四枚裏七行、九年十月庚午條 (皇紀二千八百二十七年 西曆一千四百二十七年)

「近く聞く。士人心喪の内に於て妻を娶り宴樂する者頗る多し。而して皆曰く、父の命なりと。是大いに不可なり。前日母喪三年を行ふ時父豈喪服を脱せしむるを得んや。今、期、心喪の内と雖も父亦安んぞ得て而して妻を娶り宴樂せしめんや。許稠對へて曰く、期後(一年したる後)には外は服を除くと雖も、家内にては喪服するを臣は以て可と爲すなり。上曰く、喪服は既に脱すれば復行ふべからざるなり。憲司は此の意を知りて心喪内嫁娶宴樂する者は須らく之を痛懲し以て後人を警しむる可なり」 (註一八)。

此の記事に依れば母の心喪中に於て妻を娶り宴樂する者は之を痛懲して後人を警しむるのである。即ち心喪中に於ても婚姻を爲すことを得なかつたのである。

一二八、世宗實錄第四十三卷十三枚裏十四行、十一年二月辛巳條 (皇紀二千八百八十九年 西歷一千四百二十九年)

「期親の喪は三十日に於て服を釋くと雖も百日を経ずして婚姻する者は禁止す」(註一九)。

期親の喪は三十日に於て喪服を脱するけれども百日を経ずして婚姻する者は之を禁止したのである。即ち期親の喪に於ては百日間は婚姻することを得なかつたのである。

一二九、世宗實錄第五十四卷二十二枚表三行、十三年十一月己巳條 (皇紀二千九十一年 西歷一千四百三十一年)

「事を経筵に視て六典を講ず。父在せば母喪期年、心喪三年の條に至りて曰く、近く憲府は疏して母喪期年を罷めて一に三年に徒はんと請ふ。其の意は厚きなり。然れども此即ち聖人の法にして且つ太宗の成憲なれば遽かに革むべからずとして予は之を允さず。然れども往きには或は期年の後飲酒食肉して以て妻を娶るに至る者あり。憲府娶妻の由を劾問すれば答へて曰く、父命なりと。三年の内に子に娶妻を許すは亦父の擅に爲すを得る所に非ざるなり。故に永く叙用せしめず。此れ必ず南季瑛よりして發すと謂ふならん。季瑛は母喪三年の内に李仲蔓の女を娶る。父命ありと雖も、若し號泣して而して告ぐれば則ち父も亦天理豈之を聽かざるあらんや。是則ち季瑛の其の責を辭するを得ざるなり」(註二〇)。

此の記事に依れば、母の喪中三年内は飲酒肉食又は婚姻を爲すことを得ない。三年の喪中に於て子をして妻を娶らしむることは父命と雖も擅に爲し得べき所ではない。

一三〇、世宗實錄第五十八卷三枚表六行、十四年十月乙未條 (皇紀二千九十二年 西歷一千四百三十二年)

「申商啓す。前監察の南季瑛は學經史に通じ訓を受くる者百餘人、本曹に狀告し季瑛に師儒の任を授けられんことを願ふ。臣は季瑛の天聰に失聞するを以て敢て啓せざるのみ。上曰く、季瑛は曾て孝寧大君に附し、大君の子を教訓す。大君は予に叙用を請ふ。予は曰く、母喪三年内に妻を娶るは士の子の行に虧くるなりと。季瑛は自ら言ふ、父命に迫られ已むを得ずして而して妻を娶る。予の心にあらざるなりと。然れども、義を以て固辭すれば則ち父安んぞ之を強ゆるを得んや。假に父命をして拒むべからずと爲さしむるも則ち父も亦安んぞ國法に違ふて而して擅に其の子の喪を短かくすることを得んや。季瑛は訓誥の末藝ありと雖も殊に孝行なし。豈薦用して以て風化を累すべけんや」(註二一)。

此の記事に依れば、母喪三年内に於ては妻を娶ることを得ない。父たる者も強いて國法に反し、娶妻せしむることを得ないのである。事は季瑛といふ人に關することである。母喪三年内に妻を

娶つた故を以て叙用すべきか否かに關することである。

一三一、世宗實錄第五十八卷十一枚表十行、十四年十一月丙辰朔條 (皇紀二千九十二年 西曆一千四百三十二年)

「安崇善、金宗瑞等啓す。鄭拓、鄭麟趾等言ふ。今曆法校正に仕ふる前監察南季瑛は學術詳明なり。又曆算に稽し。母喪に居り妻を娶るを以て沉滯(官位の昇進せざることを)して達せず。臣等以為らく、中國は天下の大を以て猶人才を惜む。況んや本國人才の少きに於てをや。季瑛の如き者多からず。且其の父南績狂疾にして勅して娶妻せしむ。季瑛の罪に非ず。季瑛の娶妻の時年總かに十七にして事理を識らず。宜しく優容して叙用すべしと。崇善は仍て啓す。季瑛は人となり取るべきもの多し。乞ふ、叙用すべしと。上曰く、予は曾て其の實を知らず。果して用ふべきの才なりや。況んや年十七なれば則ち事理を識らず。恕すべきなり。後に叙用すべし」(註IIIID)。

此の記事は直ぐ前の記事と同様事は季瑛といふ人に關するのである。季瑛は學術に詳明にして曆算に精しかつたのであるけれども母の喪に居り乍ら妻を娶つたので官位が昇進しなかつたのである。然し乍ら妻を娶つた當時其の父が狂疾あり強いて娶妻せしめたのみならず、本人其の時年

總かに十七才であつて事理を識らなかつたのに依るのである。此の理由に依つて特に許されて叙用せられることとなつたのである。

一三二、世宗實錄第六十七卷九枚表十四行、十七年正月壬寅條 (皇紀二千九十五年 西曆一千四百三十五年)

「禮曹は啓す。喪を發して後二十七日前は朝會、宴享と並に音樂を去る。上曰く、此より前、皇帝の喪に我國は樂を去る、只七日を限り、心に於て未だ安からず。今より之に依つて施行せん。禮曹又啓す。二十七日前には大小祀及朝市を停め屠宰を禁じ、刑戮を去り婚姻を禁ぜんと。之に徒ふ」(註IIID)。

此の記事に依れば國喪喪を發して後二十七日以前には婚姻を禁ぜられた事が明かである。

一三三、世宗實錄第八十八卷三枚裏十二行、二十二年正月丁巳條 (皇紀二千四百年 西曆一千四百四十年)

「夫婦の道衰薄すること甚しきに至る。誠に寒心すべきなり。今後は大小員人の妻亡き者の服制は則ち本朝已成の制に依り、妻を娶るは則ち必ず三年の後を待つべきなり。若し父母の命に依る者及無後にして年四十を過ぎて已むを得ず時に及んで更娶すべき者は、許して期年にして

而して後之を行ひ以て人倫の本を厚ふせしめんと。之に従ふ」(註三四)。

妻の死亡後三年の喪を終らなければ再娶することは出来ない。父母の命あるとき、又は子なくして年四十を過ぎ已むを得ず再娶する場合に於ては、一年内に於ては改娶することが出来なかつたのである。

一三四、世宗實錄第八十八卷八枚裏七行、二十二年正月乙丑條

(皇紀二千四百年  
西曆一千四百四十年)

「前縣監許晩石は資産富饒にして一女あり。尙幼なり。晩石死するに及んで其の女は服中に在り。前右議政盧閑は其の饒富を貪らんとし、許氏若し服闋すれば富勢の奪ふ所となるを慮り辭を巧みにして誑誘し勸して衰服を脱せしめ、外曾孫をして之を娶らしむ。許氏の衣服首飾の侈靡なること比なし。賓客を招致して飲酒宴樂すること平日と異なることなし。右正言の鄭次恭は啓して曰く、方今聖明上にありて禮制大に明にして彝倫正しきに及ぶ。今盧閑は利慾に貪冒して以て綱常を毀つ。攸司に下して其の罪を痛懲せんと請ふ。命じて司憲府に下して之を鞠す。憲府は推効して以て聞す。命じて律に依り離異し許氏の母及兩家の辭連及する所の者罪に抵る差あり。閑は特に之を宥す」(註三五)。

父の喪中に在る女を誑誘し衰服を脱せしめ、強いて其の外曾孫と婚姻せしめんとせしに依り之を處罰し、其の女を離異せしめんとした。然し乍ら外曾孫をしてその女を娶らしめんとした者は特に宥されて處罰を免かれたのである。

一三五、世宗實錄第九十七卷五枚表初行、二十五年七月壬申條

(皇紀二千四百三年  
西曆一千四百四十三年)

「司諫院上疏して曰く、夫れ喪制は風俗の係る所にして誠に忽にすべからざるなり。三代以還人心淑かならず。喪紀は日に紊施して後世に及んでは日を以て月に易ふ。當時の習俗は従つて知るべきのみ。高麗の季世に明君乏しく郷に善俗なく父母の喪才かに百日を経れば飲酒啗肉して平昔と異なることなし。婚姻燕嬉して爲さざる所なし。人心風俗は一に此に至る。良に痛むべきのみ。我が太祖は運に應じ國を開き亟かに喪制を正しくし教條を嚴立し能く其の制に盡從する者あれば門を旌し戸を復し、此の風聲を樹つ。凡そ知識あれば孰れか觀て感ぜざらん」(註二六)。

高麗の季に於ては父母の喪中に於ても百日を経過したる後に於ては婚姻なせしが如くである。然し太祖は國を開くと同時に喪制を正しうし、教條を嚴立したのである。

一三六、世宗實錄第百十三卷二十二枚表十三行、二十七年七月辛丑條 (皇紀二千四百五十五年)

「傳に曰く、妻亡びて三年にして而して後に妻を娶ると孝子の情を達せしむるなり。王妃の喪三年の中は正至、誕生日及び朔日を除くの朝賀を命ずれば則ち以て東宮終孝の心を申すべきなり。予の意に以爲らく東宮と群臣と王妃のためにして而して予に朝賀せず。實に是の理なし。矧んや正至と誕生日とは東宮は來りて予に問安せざるべからず」 (註二七)。

此の記事に依れば妻が死したる場合に於てはその後三年間は妻を再娶することを得ないものゝ如くである。

一三七、世宗實錄第百十五卷十四枚表十四行、二十九年二月辛亥條 (皇紀二千四百七十七年)

「許孝同を杖し、全家を茂昌郡に入居せしめ、善非を杖して珍島に安置（流配せる罪人を更に監禁すること）す。善非は萬戶尹卿の女にして處女を以て父喪に居り、孝同と相奸し恣に淫穢を行ふ。憲府は鞠して之を治罪す」 (註二八)。

此の記事に依れば處女にして父の喪に居り、他人と通じたのを理由として處罰せられし事例で

ある。

一三八、文宗實錄第四卷四十九枚裏九行、元年十一月丁巳條 (皇紀二千四百五十一年)

「平安大君鎔の子友直は年當に妻を娶るべし。國喪未だ期ならざるを以て禮曹に議す。禮曹啓して曰く、太宗の喪に當ると。參贊許稠議す。昔宋文公朝略に言つて曰く、飲食起居の節に至りては正にその古今の宜しきを斟酌し、貴賤親疎の等を分別し、以て隆殺の節を爲さんと欲す。且つ婚姻の事を以て之を言へば則ち宜しく一月の外より軍民に許し、三月の外より士吏に許し、覆土の後に選人に許し、祔廟の後に承議郎以下に許し、小祥の後に朝請大夫以下に許し、大祥の後に中大夫以下に許し、各借吉（臨時に吉服を着すること）三日、其の中、大夫以上は則ち並び禫祭後を須つて吉禮を行ふと。乞ふ、文公の説に依り、一月の外より軍民に許し、三月の外に無職の兩班子弟に許し、卒哭の後に四品以下に許し、小祥の後に三品に各借吉三日を許し、二品以上は則ち並び禫祭を須つて然る後に吉禮を行へば庶くは事宜に合せんと。此議は竟に行はれず。本曹は曾て此の意を將つて政府に議して曰く、其時此の議は行はれずと雖も、二品以上は則ち此の例に従ふなくして可ならんや。政府議して曰く、喪制既に立てば更改すべからず。

今友直は世宗の親孫にして而して位は二品に至る。況んや家禮に曰く身及主婦者に期以上の喪なければ乃ち成婚すべしと。期年後に於て之を娶らんと乞ふ」(註二九)。

右記事に依れば當事者及主婦者に期以上の喪がなければ則ち成婚することが出来るのである。逆に言へば期以上の喪中に在る者は婚姻することを得ないのである。

一三九、世宗實錄第十三卷二十五枚表三行、四年七月丙申條 (皇紀二千百十九年)

(西曆一千四百五十九年)

「丙申司憲府啓す。洪允成は故護軍金汗の女子を奸せんと欲し本月初七日に於て汗の家に強宿す。汗の妻は其の女を率ゐて隣舍に逃匿す。允成は大相を以て喪を冒して婚を圖り綱常を汚毀す。請ふ、之を覈せんと。舍人李翊は本府の議を將つて啓す。臣子の罪は不忠不孝より大なるはなし。允成は母愛に居り、謀つて成婚せんと欲す。憲府の官吏は狀告を受け日を経て啓せず。允成の第に往來する者あるに至る。大抵人君は自ら其の罪を治する能はず、諸を耳目の官に委す。今憲府は乃ち此に至る。請ふ、允成の職を罷め義禁府をして之を啓せしめ並びに憲府の官吏を覈せよ。之に従ひ旨を義禁府に傳へて曰く、洪允成は母喪に居り故護軍金汗の女子を逼奸せんと欲し、其の家に投宿す。大司憲魚孝瞻、執義李坡、持平黃允元等は金汗の妻の狀告を受

け亟かに按問せず。允成の家に往來し數日を遷延し乃ち啓す。並び鞠して以て聞せよ」(註三〇)。  
右の記事に依れば母の喪中に在る者は婚姻することを得ないことが明かである。

一四〇、世宗實錄第十三卷二十八枚表二行、四年七月丁未條 (皇紀二千百十九年)

(西曆一千四百五十九年)

「丁未掌令の金國光は本府の議を以て啓す。洪允成は就獄對辨せざるも足るなり。今鎮撫所に直宿して恬として愧と爲さず。殊に忌憚の意なし。豈惟だ憲府が快快たるのみならず物望缺けん。傳に曰く、汝等は允成に何の罪ありと謂つて乃ち敢てしばしば之を請ふや。國光は更に啓す。日者(何日か)本府は之を允成に問ふ。答へて曰く、老父母は我に子無きを以て前年三月に金汗の家と約婚す。適ま母喪に遭ひ未だ娶らず。其の後、父はしばしば書を通じ速娶せしめんとするも而も猶期年を過ぎず、故に未だ敢てせず。今將に遠く咸告道に赴かんとす。父命に違ふを重んじ且つ汗の妻甥(妻の兄弟のこと)金澐の肯ぜざるを聞く。故に汗の第に往き之を開諭す。其の母子我に饋むるに酒を以てす。遂に夜の深きに至り經宿すと。此の言を見れば其の罪を知るべしと。允さず」(註三一)。

此の記事は前に掲げた一三九と同一事件に付てである。これに依れば母の喪中に婚姻すること

は出来なかつたのである。

一四一、世祖實錄第十三卷三十一枚表六行、四年七月甲寅條 (皇紀二千四百十九年 西歷一千四百五十九年)

「左司諫金從舜等上疏して曰く、臣等は近く允成の事を以て累ねて天聰を瀆し未だ愈允を蒙らず、憤鬱に勝へず。臣等は竊かに謂へらく、父母の喪は天子より庶人に至る迄天下古今の達禮なり。起後(除服出仕のこと)の法は後世に起り、大臣憂に居り、或は宗社或は軍國の重任に關係する者は則ち人君已むを得ず情を奪ふて起復す。喪に在る者も亦自ら他に能く爲す者なきを度りて已むを得ずして就職す。然れども憂感の情に忍びず。家に在れば則ち衰經を離さず、苦に寝ね地を枕にし唯君に朝するに吉服を以てす。此れ古の制なり。允成は今母喪に在り、殿下は其の舊勞を記し權に従つて起復す。允成たる者は宜しく上は聖意を體し下は子職を盡すこと古の大臣の起復の例の如くすべし。居處、飲食、言談、舉止皆慎まざるべからず。今纔かに小祥(死後一年の忌祭)を踰ゆ。此れ何たる時ぞや。酒を飲み過醉して良家寡婦の第に止宿するや。允成は大臣なり。無知妄作の比に非ざるなり。惟だ此の一舉已に大節を失す。況んや金汗の家は素より婚を圖る所にして嫌疑の在る所なり。儻し醉ふて無知に因ると曰はば、其れ能

く人々の惑を去らんや。此れ臣等の反覆して之を思ふて其の端を知るなきものなり。臣等は嘗て聞く。志に憊むなくして鏃鏑(昔の名劍の名)下るを爲さん。允成は既に金汗の家と約婚し、又往つて止宿するは何の心ぞや。注血權肝の時に方りて而して其の行ふ所は是の如し。不孝の罪を免かれんと欲すと雖も其れ得べけんや。五刑の屬は三千にして而して罪は不孝より大なるはなし。此を釋して問はざれば唯允成を懲戒する所なきのみに非ず。將に人々效尤して綱常は漸く泯滅に就かんとするを恐るゝなり。臣等又謂へらく、故なく妻を棄て、妻ありて妻を娶ることは國に常憲あり。今允成は公然書を納れ結婚す。若し前妻を棄てざれば是れ妻ありて妻を娶るなり。若し前妻を棄つれば故なく妻を棄つるなり。是れ又其の實を明辨せざるべからざるなり。伏して望む、殿下攸司に下して推覈して以て其の罪を正しうせられよ。傳に曰く、其の日子の允成に酒を饋めしは爾等の聞く所なり。今允成は之を何所に飲んで酔ふと謂ふや。對へて曰く、臣等は唯允成の酔ふを知るのみにして飲酒の處は則ち未だ知るに及ばざるなり。傳に曰く、疏に公然納采と謂ふ。允成が之を爲すの謂なりや。其の父之を爲すの謂なりや。啓して曰く、納采の事は父之を主すと雖も妻あり妻を娶り故なく妻を棄つれば則ち烏を罪なきを得んや。傳に曰く、強いて允成に罪ありと謂へば爾等は退いて條目を作り更に啓せよ」(註三二)。

此の記事は一三九、一四〇と同一の事件に付いてである。婚姻の制限に關係はないけれども之に依つて故なく妻を離婚することを得ないことと、妻ある者は更に妻を娶ることを得ないことが明かにせられて居る。

一四二、世祖實錄第三十五卷六枚裏終行、十一年正月壬申條 (皇紀二千二百二十六年 西曆一千四百六十六年)

「司憲府啓す。司譯院注簿吳允孫の母は本月初八日病を患ふて而して死す。允孫は妻を娶るに急にして其の日の初昏妻家に往宿し、二更に至りて始めて母の死を言ひ、乃ち還り喪を匿して成婚す。其の跡已に著し。其の母をして其の日の二更に死せしむと雖も病母死に臨んで哀を忘れ妻を娶る。允孫の告身を收め禁身推鞠せんと請ふ。之に従ふ」(註三三)。

此の記事は、母の喪を匿して成婚したるに因つて處罰せられた事例である。

一四三、世祖實錄第三十六卷七枚裏十四行、十一年五月辛未條 (皇紀二千二百二十六年 西曆一千四百六十六年)

「司憲府啓す。司譯院注簿吳允孫は母病劇しく死に垂んとするも救療に心なく哀を忘れて妻を娶る。其の日の初昏母死す。赦に會するを以て追論することを得ずと雖も告身を奪ひ永く叙用

せざらんことを請ふ」(註三四)。

此の記事は前に掲げた一四二の事件と同一事件である。母の喪中に妻を娶ることを得ないのである。

一四四、世祖實錄第三十七卷三十二枚表十行、十一年十二月壬辰條 (皇紀二千二百二十六年 西曆一千四百六十六年)

「司憲府は京畿觀察使の啓本に據り啓す。進義副尉李孟擁は其の父の死を聞き匿して哀を擧げず。四日にして妻を娶り九月葬らず懲せざるべからず。律に依り科罪せんと請ふ。上は赦を経るを以て之を原し只其の妻を離異し其の告身を收め永く叙用せず」(註三五)。

此の記事は父の死を聞いて匿して哀を擧げず、妻を娶つたので律に依り科罪せんことを司憲府が請ふたけれども赦を経たので之を許した事例である。即ち父の喪中には婚婚することを得ないのである。

一四五、睿宗實錄第三卷三十二枚裏九行、元年二月己酉條 (皇紀二千二百二十九年 西曆一千四百六十九年)

「花林君伯規上言す。臣は病轉劇しく死亡すること日なし。唯一子吏曹參議李永垠の女と約婚



す、適たま其の女は繼母の喪に遭ひ成婚するを得ず。伏して許嫁を望む。傳に曰く、此れ乃ち網常に關係する大事なり。且つ前例なし。従ふべからず」(註三六)。婚姻の當事者たる女が繼母の喪に在る時は成婚することを得ないと言ふことが此の記事の内容である。

註一 定宗實錄第一卷三枚表六行、元年正月庚申條

門下府力請尹文殊奴之罪、不允初門下府上書曰三年之喪天下之通喪前朝之季禮制類壞人心衰薄百曰即吉飲酒啖肉男女昏姻無所不爲今國家復行三年之喪明有著名學生尹文殊奴居其父承禮之喪甫踰年其諸兄皆在制中而先自釋服娶都承旨李文和之女以干成憲其母權氏稱有內旨其罪已不得而治矣然亦豈可不終制而在妻家乎伏惟命還其家俾終其制自今以後三年之內欲行嫁娶資緣取旨者痛行料理、上曰今後自除其喪者料理門下府再上疏曰臣等以爲文殊奴當喪妻甚爲不孝不可不正具疏以聞未蒙聽納臣等切惟親喪因所自盡是人子之至情出於天性不待外求故哀麻哭踊不處內不食肉以終再葬所以報三年之愛也昔人有當喪有疾使婢丸藥者鄉黨尙貶之況當喪嫁娶者乎今文殊奴丁父憂甫踰年自除喪任然娶妻飲酒啖肉恬不爲愧是豈人子之情也哉其壞俗亂紀莫此爲甚風俗何由正乎願依前日所申以正風俗、上曰三年之內任然即吉者一皆料理

註二 定宗實錄第一卷三枚裏六行、元年正月庚辰條

命大司憲趙璞子慎言釋喪服娶懷安公女召臺諫掌務曰慎言將娶懷安公女雖在母喪母以尹文殊奴例止之臺諫諍之不已命出之

註三 太宗實錄第六卷十四枚裏八行、三年九月辛卯條

辛卯以第二女慶貞宮主適護軍趙大臨初、上欲以第二女下嫁平壤府院君趙浚之子大臨諫院上疏略曰親喪因所自盡聖人定爲

三年之制臣等竊聞起復大臨爲護軍將以連姻王室大臨丁母憂僅踰四月釋服即婚豈其情也哉且夫婦人倫之本朝廷風化之源其於王化謹始之道何如人子慎終之義何如願待其終制而後許婚、上令朴錫命傳命曰諫院所論固合於理然向者使臣黃儼及今來石瑋等皆言、帝有結婚于我之意此非予所願故如此其急予意已定宜勿更言遂命驪江君閔無咎主婚

註四 太宗實錄第七卷七枚裏十一行、四年二月丁酉條

戊戌司憲府請護軍郭承祐罪原之承祐居父喪縱酒淫亂公然娶妻又奸其弟妾司憲府劾問請罪、上惜其有武才但罷其職憲府再請、不允

註五 太宗實錄第八卷五枚裏九行、四年八月己丑條

文公家禮云身及主婚者無期以上喪乃可成婚我朝士大夫之家身及主婚者雖在衰絰之中乃或有許嫁成婚非獨違於古禮風俗澆漓莫甚於此願自今士大夫婚姻之家皆法文公家禮違者痛治議政府議父母喪三年內及期年喪百日內禁婚嫁有期以上喪主婚者勿禁

註六 太宗實錄第十卷二十四枚裏五行、五年十一月辛丑條

辛丑司憲府請康居信妻陸氏之罪疏曰居信被誅其妻陸氏乃於三年內再嫁上護軍金萬壽其兄護軍陸仁海爲之媒其陸氏及萬壽仁海等不顧禮節壞亂人倫請皆論罪、上但令陸氏離異歸其鄉萬壽仁海勿論

註七 太宗實錄第十四卷二十四枚表四行、七年八月庚戌條

永樂五年七月初四日、大行皇后崩逝今將合行事理開坐告示文武官員人等知會施行(中略)在京軍民素服三日婦人素服不粧飾俱自本月初八日爲始至十日止一停音樂禁屠宰禁嫁娶

註八 太宗實錄第十五卷二十枚表六行、八年四月己亥條

下藝文館大提學成石因前惣制具成亮前判原州牧使事庚龜山檢校漢城尹金忠敏子巡禁司卒藝文館大學士韓尙質妻宋氏前兵

曹參議李根妻韓氏前署令崔天老妻尹氏故檢校漢城尹李養中妻姜氏亦犯令潛使其子女婚嫁憲府推劾以聞翼日命石因成奈忠敏以自願付處龜山承祐安式收其職牒遠方付處主婚婦尙質妻等依律收贖

註九 太宗實錄第十五卷二十枚裏五行、八年四月壬寅條

下上護軍郭承祐前監務康安式子巡禁司承祐犯令潛娶安式之女也

註一〇 太宗實錄第二十一卷二十六枚表三行、十一年六月甲午條

甲午司憲府上疏請趙慎言及前兵馬使朴仁幹知春州事李續等罪初春州人朴道幹之女居母憂芳幹之婿慎言私使宦者韓奉詐傳於通幹之第仁幹曰 上以汝之姪女妻懷安君仁幹主婚而妻之事覺憲府窮推慎言曰使奴升統啓矣憲府督納其奴慎言匿而不出大司憲黃喜啓曰懷安君成婚事全羅道監司具終始以聞李續迄今不報請問其由命曰除慎言外續與仁幹問之 上又謂喜曰仁幹之事當此農月人多繁獄宜速決之喜對曰見證之人時未盡來臣又患病數日是以緩也然懷安身既有罪而又爲此舉其罪難容道幹之女丁母喪歸嫁雖以平民論之不得無罪其時率歸內官亦有罪焉問其故於奉與各人則皆歸咎慎言慎言若已啓達當告朝廷移文監司守令然後媒娉之顧乃私使韓奉詐傳仁幹遂成其事則慎言之罪爲守法者不可任置也 上曰慎言乃璞之一子其父鐘愛不教禮法何以足論懷安之罪又何加焉羣臣啓事畢以次出喜遂巡不退 上命之進密議

註一一 太宗實錄第二十一卷二十六枚裏四行、十一年六月甲午條

司諫院上疏曰近日憲司將趙慎言及朴仁幹李續等所犯具疏以聞未蒙 兪允臣等竊惟上項人員之罪關係不小不可不懲也慎言親父妻父俱犯不宥之罪身爲庶人宜當小心惕慮以保餘生不此之顧乃使私人往來中外以成妻父之欲其罪一也君命至重而使人詐傳敢行不義其罪二也父母之喪古今所重強奪衰絰之女以于邦憲其罪三也

註一二 太宗實錄第二十六卷四枚表四行、十三年七月己丑條

司憲府請長興庫使郭惲罪惲棄其有子正妻以鄭龍壽妾女子勝回爲妾時龍壽之卒未滿百日勝回適惲且其母主婚之罪則已按律

施行惲罪亦宜科斷命下巡禁司贖杖六十完娶正妻

註一三 世宗實錄第五卷十九枚表四行 元年九月戊辰條

上王主喪停朝十日巷市五日斷音樂禁屠殺及婚姻

註一四 世宗實錄第八卷十八枚裏十二行、二年七月丙子條

又啓巷市五日停朝十日自 殯後至卒哭除社稷外大中小祀並停之卒哭後大祀始用樂卒哭前禁嫁娶及屠殺上王從之

註一五 世宗實錄第十六卷八枚表三行、四年五月丙寅條

禮曹啓自殯後至卒哭除社稷外大中小祀一皆停之停朝十日巷市五日卒哭前禁嫁娶屠宰三年不用樂卒哭後大祀始用樂 從之

註一六 世宗實錄第十七卷二十九枚裏十一行、四年九月戊寅條

戊寅忠清道青山縣監卓祉方國喪聚婦於隣邑宴樂無異平日觀察使李禮善聞而鞠之祉憤怨移書責檢律曰君喪豈等於父喪蒼天我罪伊何種善具狀以啓下義禁府鞠之罪當死 上原之杖百籍沒家產妻子爲孥

註一七 世宗實錄第三十五卷十六枚表十一行、九年二月丁丑條

司憲府啓司僕注薄高全性遭母喪喫肉娶妻忘親背義罪于不孝其背身滿五十日未敢署經下吏曹

註一八 世宗實錄第三十八卷四枚裏七行、九年十一月庚午條

近聞士人有心喪之內娶妻宴樂者頗多而皆曰父之令也是大不可前日行母喪三年之時父豈得使脫喪服哉今雖期心喪之內父亦安得而使娶妻宴樂哉許稠對曰期後外雖除服家內喪服臣以爲可也 上曰喪服已脫不可復行也憲司知此意心喪內嫁娶宴樂者須痛懲之以警後人可也

註一九 世宗實錄第四十三卷十三枚裏十四行、十一年二月辛巳條  
一期親之喪雖於三十日釋服未經百日婚姻禁止

註二〇 世宗實錄第五十四卷二十二枚表三行、十三年十一月己巳條

視事經建講六典至父在母喪期年心喪三年之條曰近憲府疏請罷母喪期年一從三年其意厚矣然此乃聖人之法且太宗成憲不可遽革予不允然往者或有期年後飲酒食肉以至娶妻者憲府劾問娶妻之由答曰父命也三年之內許子娶妻亦非父所得權爲也故令永不叙用此必謂南季瑛而發也季瑛母喪三年內娶季仲蔓之女雖有父命若號泣而告則父亦有天理豈不聽之乎是則季瑛不得辭其責矣

註二一 世宗實錄第五十八卷三枚表六行、十四年十月乙未條

申商啓前監察南季瑛學通經史受訓者百餘人狀告本曹願授季瑛師儒之任臣以季瑛之失聞于天愆故不敢啓耳 上曰季瑛曾附孝寧大君教訓大君之子大君請予叙用予曰母喪三年內娶妻士子之行虧矣季瑛自言迫於父命不得已而娶妻非予心也然以義固辭則父安得強之手假使父命爲不可拒則父亦安得違國法而擅短其子之喪乎季瑛雖有訓詰末藝殊無孝行豈可薦用以累風化乎

註二二 世宗實錄第五十八卷十一枚表十行、十四年十一月丙辰朔條

安崇善金宗瑞等啓鄭招鄭麟趾等言今仕曆法校正前監察南季瑛學術詳明又精歷算以居母喪娶妻沉滯不達臣等以爲中國以天下之大猶惜人才況於本國人才之少如季瑛者不多且其父南續狂疾勒令娶妻非季瑛之罪季瑛娶妻之時年纔十七不識事理宜優容叙用崇善仍啓季瑛爲人可取者多乞須叙用 上曰予曾不知其實果可用之才也况年十七則不識事理可想也後當叙用

註二三 世宗實錄第六十七卷九枚表十四行、十七年正月壬寅條

禮曹啓發喪後二十七日前朝會宴享並去音樂 上曰前此 皇帝之喪我國去樂只限七日於心未安自今依此施行禮曹又啓二十七日前停大小祀及朝市禁屠宰去刑戮禁婚姻從之

註二四 世宗實錄第八十八卷三枚裏十二行、二十二年正月丁巳條

夫婦之道衰薄至甚誠可寒心今後大小員人妻亡者服制則依本朝已成之制娶妻則必待三年之後若因父母之命者及無後年過四十不獲已及時更娶者許令期年而後行之以厚人倫之本從之

註二五 世宗實錄第八十八卷八枚裏七行、二十二年正月乙丑條

前縣監許晚石資產富饒有一女尙幼及晚石死其在服中前右議政盧閑食其饘當許若服闋盧爲富勢所奪巧辭誑誘脫衰服使外曾孫娶之許衣服首飾修飾無比招致賓客飲酒宴樂無異平日右正言鄭次恭啓曰方今 聖明在上禮制大明彝倫及正今盧閑貪冒利欲以毀綱常請下攸司痛懲其罪命下司憲府鞠之憲府推劾以聞命依律離異許氏之母及兩家辭所連及者抵罪有差開特宥之

註二六 世宗實錄第九十七卷五枚表初行、二十五年七月壬申條

司諫院上疏曰夫喪制風俗所係誠不可忽也三代以還人心不淑喪紀日紊施及後世以日易月當時習俗從可知己高麗之季世乏明君鄉無善俗父母之喪才經百日飲酒啗肉無異平常婚姻燕嬉靡所不爲人心風俗一至於此良可痛己我 太祖應運開國改正喪制嚴立教條有能盡從其制者旌門復戶樹之風聲允有知識孰不觀感

註二七 世宗實錄第一百十三卷二十二枚表十三行、二十七年七月辛丑條

傳曰妻亡三年而後娶妻違孝子之情也 王祀三年之內命除正至誕日及朔日朝賀則可以申東宮終孝之心矣予意以爲東宮與群臣爲王妃而不朝賀於予實無是理矧正至誕日東宮不可不來問安於予

註二八 世宗實錄第一百五卷十四枚表十四行、二十九年二月辛亥條

杖許孝同全家入居于茂昌郡杖善非安置坊島善非萬戶尹鄉之女以處女居父喪與孝同相好恣行淫穢憲府鞠治罪之

註二九 文宗實錄第四卷四十九枚裏九行、元年十一月丁巳條

平安大君鎔子友直年當娶妻以國喪未期議于禮曹禮曹曰當 大宗之喪參贊許稱議昔朱文公言於朝略日至於飲食起居之節正欲其斟酌古今之宜分別貴賤親疎之等以爲隆殺之節且以婚姻一事言之則宜自一月之外許軍民三月之外許士吏覆土之後許選人附廟之後許承議郎以下小祥之後許朝請大夫以下大祥之後許中大夫以下各借吉三日其中大夫以上則並須禫祭後行吉禮焉乞依文公之說自一月之外許軍民三月之後許無職兩班子弟卒哭之後許四品以下小祥之後許三品各借吉三日二品以上則並須禫祭然後行吉禮焉則庶合事宜此議竟不行本曹曾將此意議于政府曰其時此議雖不行二品以上則無乃從此何可乎政府議曰喪制既立不可更改今友直 世宗親孫而位至二品況家禮曰身及主婚者無期以上喪乃可成婚乞於期年後娶之

註三〇 世祖實錄第十三卷二十五枚表三行、四年七月丙申條

丙申司憲府啓洪允成欲奸故護軍金汗女子於本月初七日強宿汗家汗妻率其女逃匿隣舍允成以大相胃喪鬻汚毀綱常請嚴之令人李翊將本府議啓臣子之罪莫大於不忠不孝允成居母憂謀欲成婚憲府官吏受狀告經日不啓至有往來允成之第者大抵人君不能自治委諸耳目之官令憲府乃至於此請罷允成職令義禁府鞠之並罷憲府官吏 從之傳旨義禁府曰洪允成居母喪欲逼奸故護軍金汗女子投宿其家大司憲魚孝瞻執義李披持平黃允元等受金汗妻狀告不取按問往來允成家遷延數日乃啓並鞠以聞

註三一 世祖實錄第十三卷二十八枚表二行、四年七月丁未條

丁未掌令金國光將本府議啓洪允成不就獄對辨足矣令直宿鎮撫所恬不爲愧殊無忌憚之意豈惟憲府快快物望缺矣 傳曰若等謂允成有何罪乃敢數請之乎國光更啓曰者本府問諸允成答曰老父母以我無子前年三月約婚金汗家適遭母喪未娶其後父數通書令速娶而恭猶未過故未敢令將遠赴成吉道重違父命且聞汗之妻胡金濤不肯故往汗第開諭之其母子饋我以酒遂至夜深經宿觀此言可知其罪不允

註三二 世祖實錄第十三卷三十一枚表六行、四年七月甲寅條

左司諫金從舜等上疏曰臣等近將允成事累讀 天恩未蒙 俞允不勝憤懣等語竊謂父母之喪自天子至于庶人天下古今之達禮

也起復之法起於後世有大臣居憂或關係宗社或軍國重任者則人君不得已奪情起復在喪者亦自度能爲有無不得已就職然不忍愛感之情在家則不離衰絰寢苦枕塊唯朝君以吉服此古之制也允成今在母喪 殿下記其舊勞從權起復爲允成者宜上體 聖意下盡子職如古大臣起復之例居處飲食言談舉止不可不慎也今纒縲小祥此爲何時飲酒過醉止宿良家寡婦之第乎允成大臣非無知妄作之比也惟此一舉已失大節況金汗之家素所屬嫌疑所在儒曰因醉無知其能去人之惑乎此臣等反覆思之莫知其端者也臣等嘗聞莫憚於志而饒鄒爲下允成既與金汗家約婚又往止宿是何心也方泣血摧肝之時而其所行如是雖欲免不孝之罪其可得乎五刑之屬三千而罪莫大於不孝釋此不問非唯允成無所懲艾將恐人人效尤綱常漸就泯滅矣臣等又謂無故棄妻有妻娶妻國有常憲今允成公然納書結婚若不棄前妻是有妻娶妻若棄前妻是無故棄妻是又不可不明辨其實也伏望 殿下下敕司推覈以正其罪 傳曰其日子饋允成酒爾等所聞也今謂允成飲之何所而醉乎對曰臣等但知允成醉耳飲酒之處則未及知也 傳曰疏謂公然納采謂允成爲之乎謂其父爲之乎啓曰納采之事雖父主之有妻娶妻無故棄妻則烏得無罪 傳曰強謂允成有罪爾等退作條目更啓

註三三 世祖實錄第三十五卷六枚裏終行、十一年正月壬申條

司憲府啓司諫院注薄吳允孫母本月初八日患病而死允孫急於娶妻其日初昏往宿妻家至二更始言母死乃還匿喪成婚其述已著雖使其母死於其日二更病母臨死忘哀娶妻請收允孫告身禁身推鞠從之

註三四 世祖實錄第三十六卷七枚裏十四行、十一年五月辛未條

司憲府啓司諫院注薄吳允孫母病劇垂死無心救療忘哀娶妻其日初昏母死雖會赦不得追論請奪告身永不叙用

註三五 世祖實錄第三十七卷三十二枚表十行、十一年十二月壬辰條

司憲府據京畿觀察使啓本啓進義副尉李孟推聞其父死匿不舉哀四日而娶妻九月不葬不可不懲請依律科罪 上以經赦原之只離異其妻收其告身永不叙用

註三六 睿宗實錄第三卷三十二枚裏九行、元年二月己酉條